

官報

号外 昭和二十五年四月二十二日

第七回 参議院會議録第四十三号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)午前十時四十五分開議

議事日程 第四十一号

昭和二十五年四月二十一日

午前十時開議

第一 常任委員長辞任の件

第二 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

第三 ユニセフに対する感謝並びに兒童福祉増進に関する決議案(山下義信君外三十六名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第四 漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外一名発議)

第五 驅虎鬪鼠獸取捕法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 首都建設法案(衆議院提出)

第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 更生緊急保護法案(内閣提出)

第一三 保護司法案(内閣提出)

第一四 造船法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一六 植物防疫法案(内閣提出)

第一七 農林物資規格法案(内閣提出)

第一八 肥料取締法案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めんる件

第二〇 接收家屋の処置に關する請願

第二一 砂川町、新十津川村間の石狩川架橋に關する請願

第二二 生駒山地すべり防止工事施行に關する請願(委員長報告)

第二三 中村駅、飯田村間の木間道路改修および一部路線変更に關する請願(委員長報告)

第二四 東北六庫道路整備に要する費用増額等に關する請願(委員長報告)

第二五 愛知川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第二六 胆沢川改良工事統括施行に關する請願(委員長報告)

第二七 長岡鐵災復興事業費困庫補助増額に關する請願(委員長報告)

第二八 北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒久橋に架替の請願(委員長報告)

第二九 十勝川治水工事促進に關する請願(委員長報告)

第三〇 澁川堤防補強護岸工事施行に關する請願(委員長報告)

第三一 七北田川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第三二 名取川改修工事統括施行に關する請願(委員長報告)

第三三 岩手県下の中小河川改良工事費困庫補助に關する請願(委員長報告)

第三四 岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第三五 津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費困庫補助に關する請願(委員長報告)

第三六 神貫川外三河川の災害工事費困庫補助に關する請願(委員長報告)

第三七 東京都中央卸売市場築地本場の接收箇所返還に關する請願(委員長報告)

第三八 旅来、愛年間の十勝川に橋りょう架設の請願(委員長報告)

第三九 木屋川利水事業に關する請願(委員長報告)

第四〇 安倍川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第四一 天童川改修工事促進に關する請願(委員長報告)

第四二 三重県野登村、澁賀山内村間道路改修工事施行に關する請願(委員長報告)

第四三 新潟県下の地すべり防止および砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四四 戦災復興事業予算ならびに起債わく増額に關する請願(委員長報告)

第四五 富山県奈古の浦護岸改修工事施行に關する請願(委員長報告)

第四六 徳山市地区内国道第二号線改修工事施行に關する請願(委員長報告)

第四七 戦災都市復興事業費困庫補助増額に關する請願(委員長報告)

第四八 宮谷川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第四九 佐治見川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五〇 瀬戸川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五一 青山川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五二 大路川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五三 中谷川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五四 石井川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五五 寺谷川砂防工事統括施行に關する請願(委員長報告)

第五六 矢坂川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第五七 宮ノ谷川砂防工事統括施行に關する請願(委員長報告)

第五八 兵庫県栗原村根字谷口外二箇所に砂防ダム架設の請願(委員長報告)

第五九 横谷川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六〇 小仁川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六一 曲り谷砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六二 白川川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六三 三草山砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六四 板任野川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六五 矢田川支流ハブ川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六六 昭来川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六七 プチン谷川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六八 結川砂防工事施行に關する請願(委員長報告)

第六九 接收土地家屋の借上料改訂等に關する陳情(委員長報告)

第七〇 東京都中央卸売市場築地本場の接收箇所返還に關する陳情(委員長報告)

第七一 接收土地の賃貸料支拂に關する陳情(委員長報告)

第七二 戦災復興事業費困庫補助率復活に關する陳情(委員長報告)

第七三 多々良大川砂防工事促進に關する陳情(委員長報告)

第七四 多々良大川砂防工事促進に關する陳情(委員長報告)

第七五 多々良大川砂防工事促進に關する陳情(委員長報告)

官報号外 昭和二十五年四月二十二日 参議院會議録第四十三号

七六九

昭和二十五年三月三十一日 第三回勅諭

第七四 大谷川砂防工事統制施行

に關する陳情 (委員長報告)

第七五 桜谷川砂防工事統制施行

に關する陳情 (委員長報告)

第七六 小又川砂防工事施行に關

する陳情 (委員長報告)

第七七 国道第四号線中一部改修

工事等促進に關する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る八日衆議院議長から、同院は証券取引委員会委員長に穂田昂平君を、同委員に島居庄藏君及び藤田國之助君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

去る十七日議員から左の質問主意書を出した。

所得稅徵收に關する質問主意書 (池田恒雄君提出)

一昨十九日議員山下義信君外三十六名から、委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

同日修正議決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

提出案は即日これを衆議院に回付した。

北海道開港法案

同日本院は衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

賠償行臨時設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法案

質屋営業法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

賠償行臨時設置法の一部を改正する法律案

同日議長において左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

人事委員 淺岡 信夫君

法務委員 千葉 信君

厚生委員 鈴木 安孝君

電気通信委員 石原幹市郎君

予算委員 水橋 藤作君

議院運営委員 深川榮左エ門君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

人事委員 鈴木 安孝君

法務委員 石原幹市郎君

厚生委員 浅岡 信夫君

電気通信委員 千葉 信君

予算委員 鈴木 安孝君

議院運営委員 深川榮左エ門君

同日議長から左の質問主意書を出した。

全国農業会等清算事務費に關する質問主意書(岡村文四郎君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

国立国会図書館の経過報告審査報告書

昨日二十日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公益事業法案

電気事業再編成法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

鼓馬法の一部を改正する法律案(江崎眞澄君外十五名提出)

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めるとの件

同日委員長から左の報告書を出した。

船員職業安定法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

造船法案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

運輸委員会請願特別報告第四号

同日委員長から左の報告書を出した。

運輸委員会陳情審査報告第四号

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に關し承認を求めるとの件

同日委員長から左の報告書を出した。

船員職業安定法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を出した。

造船法案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

運輸委員会請願特別報告第四号

同日委員長から左の報告書を出した。

運輸委員会陳情審査報告第四号

同日委員長から左の報告書を出した。

〔佐藤参事朗説〕
参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院事務局職員定員規程の一部を次のように改正する。
第一條第一号「参事専任八十九人」を「参事専任百三十一人」に、同條第二号「主事専任三百七十七人」を「主事専任三百三十六人」に、同條第四号「常任委員会調査員専任三十六人」を「常任委員会調査員専任三十八人」に、同條第五号「常任委員会調査主事専任三十六人」を「常任委員会調査主事専任三十八人」に改める。

附則
この規程は、昭和二十五年四月二十一日から施行する。
○議長（佐藤尚武君） 只今朗読いたしました改正規程案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○議長（佐藤尚武君） 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。
○議長（佐藤尚武君） 日程第三、ユニセフに対する感謝並びに兒童福祉増進に関する決議案（山下義信君外三十六名発議）（委員会審査省略要求事件）を議題といたします。本決議案につきましては山下義信君外三十六名より委員会審査省略の要求書が提出されており、委員審査省略の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認められます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。山下義信君

ユニセフに対する感謝並びに兒童福祉増進に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。
昭和二十五年四月十九日
発議者

- | | |
|-------|-------|
| 山下 義信 | 谷口彌三郎 |
| 小杉 伊子 | 中平常太郎 |
| 草葉 隆藏 | 伊藤貞六郎 |
| 藤森 隆藏 | 石原幹市郎 |
| 羽生 三三 | 小泉 秀吉 |
| 岩崎正三郎 | 木下 源吉 |
| 吉田 法晴 | 田中 利勝 |
| 山田 節男 | 太田 敏兄 |
| 三木 治朗 | 原 虎一 |
| 千田 正 | 米倉 龍也 |
| 竹中 七郎 | 岡村文四郎 |
| 西郷吉之助 | 岡本 愛昭 |
| 岡部 常 | 飯田精太郎 |
| 來馬 琢道 | 松村真一郎 |
| 柴田 政次 | 左藤 義詮 |
| 木内キヤウ | 平岡 市三 |
| 中山 壽彦 | 姫井 伊介 |
| 深川タマエ | 河崎 ナツ |

参議院議長佐藤尚武殿
ユニセフに対する感謝並びに兒童福祉増進に関する決議案
國際連合國國際兒童緊急基金（ユニセフ）から多量の救済物資を日本の兒童の福祉のために寄贈されていることは、誠に、感謝にたえないところである。
この物資は、昨春秋以来、多数の兒童に對し、給食用ミルク及び衣料品として配分されており、これらの厚意を受けた兒童は勿論のこと日本國民全体は、この國境を越えた崇高な人類愛に満ちあふれた贈物に、衷心より感謝しているのである。
國際組織たるユニセフから、かくも厚い厚意を寄せられているとき、

ひるがえつて我が国内における兒童福祉の現状を顧みると、未だ遺憾とするところ頗る多く、今後の努力に俟つこと極めて大なるを痛感せざるを得ない。これらの不備を補い、我が國兒童福祉事業の飛躍的發展拡充を図ることは、このユニセフの好意に答える道であると確信する。

ここに、本院は、特に院議をもつて、國際連合國國際兒童緊急基金（ユニセフ）及び韓旋の勞に当られる連合軍最高司令官に對し、深甚なる感謝の意を表するとともに、政府に對し、左の事項の速やかな実施を要望するものである。
一、國民に對する兒童福祉思想の普及徹底につき強力な措置を講ずること。
二、各種兒童福祉施設の増設整備を図ること。
三、國及び地方公共団体は、兒童福祉行政の確立強化につき、必要な措置を講ずること。
四、兒童福祉関係予算増額の積極化を図るとともに、適正な兒童保護費支出の確保につき、必要にして適確な措置を講ずること。
五、兒童の健康増進、環境改善等につき必要な施策を講ずること。

○山下義信君發壇、拍手
ユニセフに対する感謝並びに兒童福祉増進に関する決議案につきまして、簡単に提案の理由を説明いたします。案文はお手許に配付してありますから、朗読を省略いたします。前段はユニセフに対する感謝でございます。これは先年当院におきまして決議になりましたララに對する感謝と同様のものでありまして、昨年末以来、救済に耳

り、ミルク、粉乳、脂肪、肝油、衣類等、莫大なる物資が我が國の不幸なる兒童に對して贈與せられたのでありまして、ここに諸君の御賛同の下に深甚なる感謝の意を表せんとするものでございます。（拍手）
ユニセフとは御承知のごとく、UNICEF、即ち國際連合に屬する國際兒童緊急基金でございます。その財源は、各國政府からの寄附、個人的寄附及びアンラの剰余財産から成つておりまして、救済せんとする國の兒童並びに妊産婦に對しまして毎日五百乃至六百カロリーの補給食を與えようとするものでございまして、学校、保育所、兒童施設等を通じて集団給食をいたすものであります。又衣類をも供給いたし、更にBCGワクチン注射を以ちまして兒童の結核予防運動に従事し、或いは又保健福祉事業等に從事いたします職員養成等に對しては援助を與えんとするものであります。従来はヨーロッパの十二ヶ國に對してのみ行われておつたのでございまして、最近國際連合の理事會の決定によりまして、我が國にもこれが実施せられることに相成つたのであります。即ちその第一回は、昨年末、生活困難なる世帯の三歳から八歳までの子供二十四万八千名に對しまして、男児服、女児服並びに肌着類等が贈られたのであります。引続いて同様生活困難なる世帯の八歳から十歳までの兒童十三万六千名に對しまして同様の衣類が贈與せられたのであります。第二回は、本年の初め、小学校の兒童五万五千名、保育所の幼兒五千名、計六万六千名に對しまして七十三万ポンドの脱脂粉乳が供給せられたこと、尙これは今年中継続せられることになっております。第三回は、全國の保健所を通じて、誕生來満の赤ん坊に對しまして八万六千

ポンドの全粉乳が供給せられました。尙、近く全國孤兒院におります子供達五万七千名に對しまして粉ミルクの供給が開始せられる予定になつておるのであります。誠に感謝に堪えない次第でございます。我々はユニセフの好意に對しまして、單に物資の援助を喜ぶといふばかりでなく、この事業が、崇高なる人類愛の原理に基き、文明國の當然の義務として又誇りとして行われましますその偉大なる愛の精神に對しまして、心からなる敬意を捧げんとするものでございまして。（拍手）

尙、この際、關係方面を初め米國國民の多くの人々が我が國の不幸なる兒童に對しまして限りない愛情を注がれましたる幾多の事実に對しまして、深く感謝の意をいたすものであります。一例を挙げて申し上げますと、世界連邦主義者として有名なニューヨークの土曜文芸評論誌主筆ノーマン・カズン氏は、日本の戰災孤兒に對しまして、これを精神的な養子とする運動を提唱せられ、全米に多大のセンセーションを巻き起し、日本の兒童に對しての救済熱を高められたことなどは、感銘に堪えないものの一つでございます。（拍手）

かきものごとく各方面より温かい援助を受けながら、肝腎の日本政府及び我々が傍観いたしまして、無関心でありまして果してよろしいものでございまいしうか。

今我が國の兒童問題の現状を見ますと、先ず両親のない孤兒が約五十万おられます。父親のないいわゆる母子家庭の子供達は百二十万を下りません。小学校に就学のできない子供が八万五千と数えられております。環境が悪いために不良少年に陥り易い要保護兒童が五十万おられます。栄養不良のため結核その他健康の氣遣われまします子供達は百五十万と推測されております。これら

緊急保護を要する児童は合計三百七十八万に及ぶのであります。この数は全児童の一〇％強に当つておるのであります。児童福祉の手はその僅か五％にも達してない有様でございます。又国の予算に徴して見ましても、児童関係の予算は厚生省におきまして僅かに二十億に過ぎないのであります。当局の努力で昨年度よりは若干の増額を見ましたことは、率直にこれを多といたしませんけれども、尙これは九牛の一毛に過ぎないのでございまして、これを全予算に比べますと、僅かにその〇・三％即ち千分の三という僅少の額に過ぎないのであります。このことは、例えて申しますと、年收十万円で三人の子供を持つておられる家庭について申しますと、一ヶ年にその子供の費用を僅か三百円しか使わない家計と同じでございます。如何に国の児童行政が貧弱極まるものであるかという事は御想像に余りあると存じます。而も我々が目下憂慮いたします問題は、平衛交付金によりましてこの児童福祉の仕事が地方に委譲されまされる結果、ますますこれが弱体化し消極化するのではないかとこの点であります。若しさうのことになりましますならば、我が国の児童の将来は果して如何相成るでありましようか。児童問題は実に重大なる問題でございます。可憐なるこれら児童に對しては、國家は保護の責任を果さねばなりません。尤も、私共はこの機会に政府に對しまして次の諸点を要望せんとするものでございませぬ。

第一は、國民に對する児童福祉思想の普及徹底につきまして強力なる措置を講ずることでありませぬ。今日までこのことが更に行われておりませぬ。児童福祉法のごときはすでに二ヶ年に相成りますけれども、尙一向に知る者が

少い有様でございます。「この日の」も極めて冷淡低調であります。児童福祉思想の高揚につきまして政府は一段の努力を拂わねばなりません。第二は各種児童福祉施設の増設整備を図ることでありませぬ。例えて申しますと、精神薄弱児について申しますれば、一県下平均五千名の精神薄弱児があらんと申されておりますが、これらに精神薄弱児に對する施設は全國で僅かに十八でございまして、收容いたしてあります者は僅かに千二百名に過ぎないのであります。又保育所のごときも、全國で少くとも一萬の保育所は必要とせられておりますが、只今のところでは二千四百ヶ所前後でございまして、本年度の予算におきましても僅かに百ヶ所の保育所を増設する計画に過ぎないのでございませぬ。児童の療養施設、即ち療育施設のごときは全然ない有様でございます。かかる必要な施設が足りないばかりでなく、その内容は貧弱極まる有様でございまして、速かに整備充実を図らねばなりません。

この機会におきまして、児童福祉施設の拡充整備と共に、育兒知識、児童福祉思想の普及徹底を図り、ユニセフの好意に依るよう、全児童の健全な心身の育成に万全を期すべきだと存するのでございませぬ。この目的達成のためには、相當の協力を必要とするのでございませぬが、相當の訓練を受け、保健婦、看護婦、助産婦の活動に待つところ極めて大きいものがございまして、目下審議中の生活保護法案に新らしく出て参つております社会福祉主事即ちケース・ワーカーの重要性も申すに及ばぬところでございませぬ。凡そすべての場合に、組織にも優つて人がその專業の生命でありますように、ユニセフの好意も、その仕事に携わる人々によりまして、その成果に大きな差異を生ずることは明らかに予見できるものでございませぬ。このような見地から我が国の現状を見ますと、保健婦も看護婦も實数共に十分とは申されないのでございませぬ。殊に保健所の保健婦は、人員の關係上、その重要任務の一つであります。在宅患者の療養指導には殆んど時間を割き得ない状態にあるのでございませぬ。結核療養所も看護婦の不足を來たしてございませぬ。これは病院、療養所においての施設の不備と相待ちまして、患者の療養にも非常に影響を及ぼす結果となつてございませぬ。尤も、新らしく制定された児童保護法に於いては、各職業分野に最も適した有能な人材の養成を期してはございませぬが、十分の数を獲得するには相當の日子を必要とするのでございませぬ。ユニセフにおかれましては、この教育、養成方面に御援助下されば誠に有難い次第と存するのでございませぬ。このことは新らしく制定せられようとしておりますケース・ワーカーの

せしむるかというところでございませぬ。この点は、先に申述べました通り全児童関係者が非常に憂慮いたしておられますので、政府は的確なる措置をとりまして速かに不安を一掃するよう要望してやみませぬ。

第五は、児童の健康増進、環境改善等につきまして必要なる施策を講ずることでありませぬ。特に児童の厚生施設につきまして適切な方策を講じ、結核児童の保護に格段の努力を講じ、児童の感傷虐待の防止、家出少年の保護指導、街頭児の措置等につきまして、尙一層の考慮を拂い、特に適當なる監視のない不幸なる児童につきましては、國及び地方関係者は一段の熱意を以ちまして福祉の責任を果さんことを望んでやまないものであります。(拍手)

以上は大決議案の大体の趣旨でございますが、政府は誠意を以てこの決議の履行に努力いたし、その結果につきまして、は次期国会の劈頭におきまして本院に報告せられんことを要求いたします。

第三は、國及び地方公共団体は児童福祉行政の確立強化につきまして必要なる措置を講ずることでありませぬ。中央におきましては我々の宿望であります児童行政の一元的強化を図り、地方におきましては児童専任の機構を整備いたしまして、更に児童相談所、児童福祉司、児童委員等の積極的活動を展開するよう、強力に措置いたさなければなりません。

第四は、児童福祉関係予算増額の積極化を図ると共に、適正な児童保護費支出の確保につきまして必要なる措置を講ずることでありませぬ。特に政府に要望いたします点は、平衛交付金中、如何にして児童福祉費の確保につきまして必要な措置を講ずるか、実行

終りに傍聴席に見えております國際連合関係者並びに「ユニセフ」関係者に、この席より感謝の意を表します。(拍手) 諸君の御賛成を賜わらんことを望んでやみませぬ。(拍手)

「井上なつと君登壇、拍手」

○井上なつと君 私は只今上程になりましたユニセフ感謝並びに児童福祉増進決議案に賛成をいたすものでございませぬ。

只今説明にございましたように、昨年の秋以来、最高司令部の御斡旋によりまして、國際連合に属する児童妊産婦救済機關であるところのユニセフから、我が国の児童に對しまして、補給

食用として多量の脱脂粉乳並びに全粉乳と、児童服に加工配給するための原綿とを贈られましたことは、誠に感謝に堪えないところでございませぬ。政府においては、ユニセフ基本計画に従つて、それら特殊保護食糧中の脱脂粉乳は、政府特配物資を加味いたしまして、五十五のモデル・スクール学童五万五千名と保育所の幼児五千名に對し、昨年の十一月から約一ヶ年を目標として配給中とございませぬ。又全粉乳の配給は、東京都外十七道府県のモデル保健所を選定いたしました。その管下の一歳未満乳児中の人工栄養児二〇％、混合栄養児五〇％の割合で、三千名に十ヶ月の予定で配給されております。以上の配給を受けております乳幼児の発育並びに健康状態は全般的に良好になつて参りましたことは、誠に有難いところでございませぬ。誠に有難い次第でございませぬ。更に追加して贈られた脱脂粉乳は、これら補給食の絕對的に必要と認められます小兒結核療養所、公私立結核療養所その他の児童收容施設中の十八歳以下の者にも配給されることになりました。特に有難いことは、各都道府県のモデル保健所の指導を受けている在宅結核児童にまで、この温かい手が伸ばされることになつたこととございませぬ。一方、原綿の過半量は、すでに申されましたように、昨年来滿三歳より八歳までの幼児服に製品化されて贈られてございませぬ。お蔭様で冬の寒さを凌ぎ得たことも誠に有難いことと存する次第でございませぬ。以上のように、ユニセフが人種、信條、國籍、身分或いは政治的信念の如何を問はず、必要に基いて児童救護を行われますことは、取りも直さず我が国の恒久的な児童保健福祉計画樹立への援助に外ならないと存するのでございませぬ。

この機会におきまして、児童福祉施設の拡充整備と共に、育兒知識、児童福祉思想の普及徹底を図り、ユニセフの好意に依るよう、全児童の健全な心身の育成に万全を期すべきだと存するのでございませぬ。この目的達成のためには、相當の協力を必要とするのでございませぬが、相當の訓練を受け、保健婦、看護婦、助産婦の活動に待つところ極めて大きいものがございまして、目下審議中の生活保護法案に新らしく出て参つております社会福祉主事即ちケース・ワーカーの重要性も申すに及ばぬところでございませぬ。凡そすべての場合に、組織にも優つて人がその專業の生命でありますように、ユニセフの好意も、その仕事に携わる人々によりまして、その成果に大きな差異を生ずることは明らかに予見できるものでございませぬ。このような見地から我が国の現状を見ますと、保健婦も看護婦も實数共に十分とは申されないのでございませぬ。殊に保健所の保健婦は、人員の關係上、その重要任務の一つであります。在宅患者の療養指導には殆んど時間を割き得ない状態にあるのでございませぬ。結核療養所も看護婦の不足を來たしてございませぬ。これは病院、療養所においての施設の不備と相待ちまして、患者の療養にも非常に影響を及ぼす結果となつてございませぬ。尤も、新らしく制定された児童保護法に於いては、各職業分野に最も適した有能な人材の養成を期してはございませぬが、十分の数を獲得するには相當の日子を必要とするのでございませぬ。ユニセフにおかれましては、この教育、養成方面に御援助下されば誠に有難い次第と存するのでございませぬ。このことは新らしく制定せられようとしておりますケース・ワーカーの

この機会におきまして、児童福祉施設の拡充整備と共に、育兒知識、児童福祉思想の普及徹底を図り、ユニセフの好意に依るよう、全児童の健全な心身の育成に万全を期すべきだと存するのでございませぬ。この目的達成のためには、相當の協力を必要とするのでございませぬが、相當の訓練を受け、保健婦、看護婦、助産婦の活動に待つところ極めて大きいものがございまして、目下審議中の生活保護法案に新らしく出て参つております社会福祉主事即ちケース・ワーカーの重要性も申すに及ばぬところでございませぬ。凡そすべての場合に、組織にも優つて人がその專業の生命でありますように、ユニセフの好意も、その仕事に携わる人々によりまして、その成果に大きな差異を生ずることは明らかに予見できるものでございませぬ。このような見地から我が国の現状を見ますと、保健婦も看護婦も實数共に十分とは申されないのでございませぬ。殊に保健所の保健婦は、人員の關係上、その重要任務の一つであります。在宅患者の療養指導には殆んど時間を割き得ない状態にあるのでございませぬ。結核療養所も看護婦の不足を來たしてございませぬ。これは病院、療養所においての施設の不備と相待ちまして、患者の療養にも非常に影響を及ぼす結果となつてございませぬ。尤も、新らしく制定された児童保護法に於いては、各職業分野に最も適した有能な人材の養成を期してはございませぬが、十分の数を獲得するには相當の日子を必要とするのでございませぬ。ユニセフにおかれましては、この教育、養成方面に御援助下されば誠に有難い次第と存するのでございませぬ。このことは新らしく制定せられようとしておりますケース・ワーカーの

この機会におきまして、児童福祉施設の拡充整備と共に、育兒知識、児童福祉思想の普及徹底を図り、ユニセフの好意に依るよう、全児童の健全な心身の育成に万全を期すべきだと存するのでございませぬ。この目的達成のためには、相當の協力を必要とするのでございませぬが、相當の訓練を受け、保健婦、看護婦、助産婦の活動に待つところ極めて大きいものがございまして、目下審議中の生活保護法案に新らしく出て参つております社会福祉主事即ちケース・ワーカーの重要性も申すに及ばぬところでございませぬ。凡そすべての場合に、組織にも優つて人がその專業の生命でありますように、ユニセフの好意も、その仕事に携わる人々によりまして、その成果に大きな差異を生ずることは明らかに予見できるものでございませぬ。このような見地から我が国の現状を見ますと、保健婦も看護婦も實数共に十分とは申されないのでございませぬ。殊に保健所の保健婦は、人員の關係上、その重要任務の一つであります。在宅患者の療養指導には殆んど時間を割き得ない状態にあるのでございませぬ。結核療養所も看護婦の不足を來たしてございませぬ。これは病院、療養所においての施設の不備と相待ちまして、患者の療養にも非常に影響を及ぼす結果となつてございませぬ。尤も、新らしく制定された児童保護法に於いては、各職業分野に最も適した有能な人材の養成を期してはございませぬが、十分の数を獲得するには相當の日子を必要とするのでございませぬ。ユニセフにおかれましては、この教育、養成方面に御援助下されば誠に有難い次第と存するのでございませぬ。このことは新らしく制定せられようとしておりますケース・ワーカーの

場台にも同様な次第でございます。有能な人々が各専門分野に能率的に活動することによつて、心身共に健全な人々によつて成り立つた真に平和的な民主的な社会が出現して、初めてユニセフ精神が育るわしい実を結ぶことになるかと存じます。

以上の理由によりまして私は本決議案に賛成いたしますのでございませぬ。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

只今の決議に対し厚生大臣より発言を求められました。林厚生大臣。

〔國務大臣(林厚生君) 拍手〕

○國務大臣(林厚生君) ユニセフから我が国に寄附された衣料、脱脂粉乳等の救授物資が我が国の児童の心身に及ぼした好影響につきましては、私共も常に深く感謝をいたしておるところであります。只今特に院議を以ちましてユニセフ及び連合軍最高司令官に対して感謝の意を表せられましたことは、誠に御同慶の至りに堪えません。

併しながら、国際連合に加盟の諸国の児童福祉に対する人類愛よりの好意に応ずるには、日本政府更に広く日本国民諸君が、児童の福祉を図るということが文化国家の重要な目的であることを銘記いたしました。更に一段の努力を重ねなければならぬと考ふる次第であります。ユニセフの物資その他の恩恵を受けることの條件とした

しまして、その国がユニセフの趣旨に協力する義務が課せられておりますことより考慮せられても、この点は更に強調せられなければならないものと考へます。昭和二十三年児童福祉法の施行以來、政府はいたしまして、児童福祉各般の分野に亘りましてその施策を推し進め、その成果の実現を期してゐる次第であります。児童の福祉のための施策というもののその真の成果は、他の施策のように早急のうちに現われるものではありません。只今行います施策は遠い将来への慮りとも申し得られることと考へるのであります。そのような施策のうち、只今の御決議によつて政府に対し速かに実施を要望せられたるものにつきまして、政府の考へるところを御述べまして、併せて国際連合加入の諸国に対して、我が国の児童の福祉に関する決意とも申すべきものを披露いたしたいと考へるわけでありませぬ。

第一は国民に対する児童福祉思想の普及徹底につき強力な措置を講ずることとあります。この点につきましては、児童福祉法の理念を国民の一人一人が深く心に銘ずるよう、あらゆる機会を利用いたしまして啓蒙普及に努めておるのであります。本年度及び今度につきましては、児童福祉週間の行事及び全国児童福祉大会におきまして十分この点を強調せられることになつておるわけでありませぬ。

第二は、各種児童福祉施設の増設整備を図ることについてであります。この点につきましては従来も努力をいたして参りましたが、現にある数は要保護児童を収容するには十分と申されませぬし、施設自体につきましてもその設備が完全でないものも相当存在いたしておる現状であります。今年度におきましては、母子寮、

保育所等の各種福祉施設の増設を図りますと共に、来年度以降におきましても引続き計画的に整備拡充を怠らなうといふつもりでおるわけでありませぬ。又施設に必要な職員配置、教養、待遇につきましても考慮いたしたいと存するわけでありませぬ。

第三には、国及び地方公共団体が児童福祉行政の確立強化につきまして必要の措置を講ずることが要望せられております。児童福祉行政が児童福祉法という児童に関する総合的な立法の下に推し進められて未だ日浅く、将来ますます充展拡充せねばならないことは十分承知をいたしておるところであります。この点につきましては、児童福祉法を施行するため中央及び地方に設けられております行政機関の内部機構並びに専門職員の整備充実につきまして、一段の努力をいたしたいと考へておるわけでありませぬ。

〔議長退席、副議長着席〕

第四の要望は、児童福祉関係予算増額の積極化を図ると共に、適正な児童保護費支出の確保について必要にして的確な措置を講ずることとあります。児童福祉行政を進展せしめる前提の一つといたしまして、それに要する予算を確保するということに誠心誠意努めておるのであります。政府はいたしまして十分努力を盡しておるのであります。昭和二十五年におきましては、児童福祉のため総額約二十二億圓を予算に計上いたしておりますが、そのうち児童保護費約十四億圓を初め、地方公共団体職員費、児童委員指導費が地方財政平衡交付金として地方公共団体に交付せられることになつております。地方財政平衡交付金として交付されることになりましたこととこれらとの裏目は、平衡交付金制度の運用に当りまして適正な児童保護費の支出を確保でき

るよう一段の努力をいたしたいと存する次第であります。

第五の要望事項は、児童の健康増進、環境改善等につき必要な施策を講ずることとあります。児童の健康増進のためには、昭和二十三年九月、母子衛生対策要綱を作成いたしました。妊産婦、乳幼児の保健指導に努めて参りました結果、その死亡率は毎年低下して多つております。ユニセフの好意によりまして贈られました粉乳による給食は、配給範囲は限られておりますけれども、健康増進に役立っておりますわけでありませぬ。児童の環境改善につきましても、児童の不良化の原因として環境の及ぼす影響が極めて大きいことを考へまして、その改善に努めまして、優良な児童文化財の助長等を指導いたしておる次第であります。

以上児童福祉行政につきまして政府の施策を御説明いたしました。政府の決議の趣旨を十二分に尊重いたしました。この飲料水の除害処置に對し、費用には一銭も大体計上いたしてあります。ただ二十四年度において単独地方債七百万圓を交付したに過ぎないのでございませぬ。井戸水が塩辛くなるのは、地盤沈下のために海面が上昇いたしましたので、今日まで真水であつた海岸寄りの井戸水が塩辛くなつて来たのであります。その被害状況を簡単に申しますと、愛媛県が一番大きいのであります。飲料水の被害区域は六十六市町村九十五ヶ所に及び、戸数にいたしまして一七七千五百二十八戸、人口におきまして八万五千二百四十八人がその被害を受けておるのでございませぬ。県の調査によりますと、簡易水道施設として二億三千二百萬圓を要するといふ調査になつております。

〔中平常太郎君登壇、拍手〕

○中平常太郎君 昭和二十一年十二月の南海震災被害に對する復旧の工事は、二十三年、二十四年におきまして、土木関係、耕地関係、林務、水産関係におきまして幾分進行したのであります。当り見積要求額が三十五億圓であつたのであります。四国四県、岡山、和歌山、三重、愛知、福井共九県に對しまして、七億圓の予算になつておるのであります。中には高知県のごときは一度に沈下したために、二十三年度までに相當の除害工事も進んだのであるが、愛媛県のごときは、當時左程でなかつたのが徐々に沈下して参りまして、今日では二尺から、甚だしい所は一メートルも沈下した所が出て来たので、思いもよらなかつた海岸寄り

の井戸水に鹹水の浸入という衛生上重大なる問題を惹き起すに至つた次第でございます。然るに政府の予算には、この飲料水の除害処置に對し、費用には一銭も大体計上いたしてあります。ただ二十四年度において単独地方債七百万圓を交付したに過ぎないのでございませぬ。井戸水が塩辛くなるのは、地盤沈下のために海面が上昇いたしましたので、今日まで真水であつた海岸寄りの井戸水が塩辛くなつて来たのであります。その被害状況を簡単に申しますと、愛媛県が一番大きいのであります。飲料水の被害区域は六十六市町村九十五ヶ所に及び、戸数にいたしまして一七七千五百二十八戸、人口におきまして八万五千二百四十八人がその被害を受けておるのでございませぬ。県の調査によりますと、簡易水道施設として二億三千二百萬圓を要するといふ調査になつております。

○中平常太郎君 本日はこの際、四国地方の地盤沈下に対する対策をいたしまして、緊急質問の動議を提出いたします。

○中平常太郎君 只今の中平君の動議に賛成いたします。

○副議長(松嶋善作君) 中平君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(松嶋善作君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。中平常太郎君。

○中平常太郎君 昭和二十一年十二月の南海震災被害に對する復旧の工事は、二十三年、二十四年におきまして、土木関係、耕地関係、林務、水産関係におきまして幾分進行したのであります。当り見積要求額が三十五億圓であつたのであります。四国四県、岡山、和歌山、三重、愛知、福井共九県に對しまして、七億圓の予算になつておるのであります。中には高知県のごときは一度に沈下したために、二十三年度までに相當の除害工事も進んだのであるが、愛媛県のごときは、當時左程でなかつたのが徐々に沈下して参りまして、今日では二尺から、甚だしい所は一メートルも沈下した所が出て来たので、思いもよらなかつた海岸寄りの井戸水に鹹水の浸入という衛生上重大なる問題を惹き起すに至つた次第でございます。然るに政府の予算には、この飲料水の除害処置に對し、費用には一銭も大体計上いたしてあります。ただ二十四年度において単独地方債七百万圓を交付したに過ぎないのでございませぬ。井戸水が塩辛くなるのは、地盤沈下のために海面が上昇いたしましたので、今日まで真水であつた海岸寄りの井戸水が塩辛くなつて来たのであります。その被害状況を簡単に申しますと、愛媛県が一番大きいのであります。飲料水の被害区域は六十六市町村九十五ヶ所に及び、戸数にいたしまして一七七千五百二十八戸、人口におきまして八万五千二百四十八人がその被害を受けておるのでございませぬ。県の調査によりますと、簡易水道施設として二億三千二百萬圓を要するといふ調査になつております。

この排水事業費におきましては七千二百八十万円を要するということになつております。香川県におきましては、被害区域は二十九ヶ町村でございます。これは人口におきまして四万九千九百九十八人が被害者になつておるのでございます。徳島県におきましては、耕地の塩害が甚だしい地区では、飲料水、排水の被害を蒙つた者も相当沢山にあるのであります。高知県におきましては、上水道施設などの破損等が甚だしい所は佐喜浜町、室戸町、高知市、多郷村、須崎町、清水町、下水道におきましては高知市、須崎町などが大変に傷んでおるのでございます。先ず四国地方の分だけを申上げて置きますのであります。御承知の通り、四国地方は殆んど山地でございます。僅かに海岸沿いに少しばかり平地があつて、その平地に農漁民が密集いたしておるので、裏山は大抵の所は段々畑になつておるのでございます。この飲料水の悪化をどうすればいいかと言ふれば、海岸から離れた谷水を取るか、或いは高い土地の井戸からの簡易水道を布設するより外には方法がないと思はれるのでございます。一例を申上げますと、北條町のごときは海岸五百五十三戸の中で二百四十九の井戸が塩辛くなつて参りまして、住民二千七百二十七名が遠方の所まで飲水を買ひに毎日苦労いたしておるような状態でございます。元來、水道の国からの補助と申しますものは人口一万以上が最低の要件になつておきますから、三百、五百の所は簡易水道で県でやらなければならぬ。県においても一つや二つならよろしいが、とにかく何ヶ所となれば県はとも財政上処理ができないのでございます。政府は二十四年度におきまして漸く七百万円の地方起債を許しただけでは、到底これでは除害工事が一般に行われるわけはないのであり

ます。専ら人命にも及ぶ広汎にして多数の被害であるが、政府はこの井戸水の変化に對してどう考へておられるかといふことを伺ひたい。これは普通の水道費の要求とは違ひまして、全く地盤沈下という天災である。政府は公共事業費中の災害復旧費に取上げねば相成らぬ問題であるが、余りにこの水道問題を厚生省としても隅切いたしておられはしないかと思はれるのであります。政府はこの二十五年度において、本年中に発生予想の予備金として公共事業費百億を予定計上してあります。この井戸水の変化による被害は、二十四年度までは待つことができたが、今はや半地がでないものであるからして、二十五年度の災害復旧費としてこの百億の予算の中に取上げられる考へがあるかどうか。この点は厚生大臣及び資金操作の上におきまして又認証の立場にあるところの安本長官に具体的な御答弁をお伺いする次第であります。

又建設大臣にお尋ねしたいのであります。四国地方の地盤沈下による被害は、道路、橋梁、河川、海岸或いは港湾等、被害箇所が約三千五百三十ヶ所に及ぶのであります。この地盤沈下のとき天災に對しては、その対策も又根本的なものでなくてはならないと思ふのであります。僅かばかりの予算を以て、道路の補修や堤防の嵩上げ、或いは水門の築造、破損の修理のごとき応急処置に終始しておられるのが相当多いようであるが、果してこのよなことでよいのかどうか。例へば旧参謀本部発行の地図の山々の頂きの三角点の標高の変化、四国は大体高松を中心として、海岸の形、山岳の標高等の調査をされておるようであり、高松自体がすでに変化をしておると思はれるのであるが、その変化をどう調査されるか。現在沈下しつつあるのか。停止しておるのか。一番動かない所と見られておる日本の中部の山岳からの調査が必要でありはしないか。又地質学その他から根本的に計画等を見直す必要があると思ふが、建設大臣は如何なる考へであるか。この地盤沈下の問題に對してお尋ねいたしたい。

又農林大臣にお伺ひしたいのであります。鹹水水いゆる塩辛い水ですが、鹹水その他の被害耕地は四国四県だけでも九千七百町歩に及んでおると言われておりますが、水田等について復旧の程度並びに根本的な対策について本年度の実施計画、又耕地の転換等について将来の方針等を伺ひたいのであります。

右簡單でございますが四大臣に御質問を申し上げます。(拍手)

(國務大臣(林義雄) 中平議員にお答をいたしました)

昭和二十一年の南海震災に起因いたしましたので、四国四県及び和歌山県の海岸帯に緩慢な地盤沈下をいたしました。昨年末頃におきましては、沈下の著しい地域におきましては約一メートルにも達したわけでありました。このために井戸に海水が浸入いたしました。その著しいものは塩分率が海水の約二分の一にも及びまして、住民の飲料水に對する困窮は誠に著しいのであります。又排水状態不良地域が発生いたしました。衛生状態も非常に悪化をいたして参つたわけでありました。現在判明いたしましたおきましては被害は百五十一市町村に及びまして、これに要する費用は約十億圓程度にも推定されておるような実情に立至つております。政府といたしましては十分なる関心を有しておりますがため、極めて僅少ではありましたが、昭和二十四年度末におきまして災害地方債を計上いたしました。一部の緊急対策を実施いたしましたわけであり、本年度は根本的な対策を確立する必要があるものと思へまして、目下詳細なる調査を實行いたしておる次第であります。以上申上げた通りであります。政府といたしましては、この地盤沈下対策につきましては十分なる関心を持ちまして、本年度において必要な対策を実施いたす方針でおいて必要ありませんから、さう御了承をお願いいたしたいと思へるわけであり、

(國務大臣(松本重治) 中平議員にお答を申し上げます)

二十一年度の南海震災、又二十三年度の福井地方の震災、そのために御承知の通り四国、福井或いは和歌山その他最近におきましてこの地震の影響を受けて地盤に變動を來したものであります。殊に海岸帯におきましては、地盤沈下のために潮の満干のたびに日浸水をして非常に困難をいたしておるわけであり、被害も又大きいのであります。これは速かに適當の処置を講じて参らなければならぬことは当然でありまして、又私といたしましては、一日も速かに被害を除去するよう努めたいと思へるわけであり、建設省といたしましては、御承知の通り公共土木施設に對する補助をいたして参つておるのであります。即ち海岸、河川の堤防或いは橋梁、道路、これらの災害の復旧をいたす立場にあるのであります。従つて二十三年度、二十四年度までにおきましては、この両震災に對する助成金は八億三千五百萬圓出しております。これは御承知の通り三分の二の補助であります。十二億五千萬圓になるのであります。建設省の調査の結果、この地盤變動による公共土木施設の国庫が助成すべき事業費は大体四十億圓に認定をいたしておるのであります。本年は即ち只今申しました通り、二十四年度までは、その四十億圓のうち十二億五千萬圓の事業費は完成したのであります。残りする部分につきましては、只今御指摘のごとく、本年は七億の予算を国会において承認をして頂いたのであります。これがやはり公共土木施設に對する助成金になるのであります。而して尚残額が事業費といたしまして二十億圓残ることになります。これは一日も速かに、国の財政の許す限り速かに助成をいたして復旧をいたしたいと思へる考へであります。尚、愛媛県のお話でありましたが、南海震災による四国における被害は、御承知の通り私共の査定から見ますと高知県が第一でありまして、第二は愛媛県になつておりますが、年度の七億の予算の助成金の配付につきましては、特にこの第二位の被害を受けておられる愛媛県に對しては十分に考慮いたしたいと思へる考へであります。

以上は公共土木施設に對する建設省の今までの参りました措置であります。が、只今も御質問のありましたように、今日各地に地盤沈下、或いは四国或いは和歌山等に地盤沈下があり、地盤變動がある。これは原因を十分に研究をいたさなければならぬという考へから、即ちこれは既に二十一年或いは二十三年の地震のために、地震の結果のみによつて地盤變動を生ずるのか、或いはもう少し歩みを進んで、潮位の変化と申しますか、天候の変化と申しますか、さういふことが原因になつておるんじゃないかという考へから、建設省の地理調査所、或いは中興、四

国の建設局におきまして、十分に今日まで研究をいたしておるのであります。また遺憾ながら結論に到達いたしておりません。結論を得次第に根本的に対策を講じて、これに助成したいという所存でございます。

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕
○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。

四国地方の高潮は昭和二十三年十月のリリー台風以後の現象であります。南海震災に伴いまして地盤沈下と密接不可分の関係にありますので、農林省におきましては、二十三年以降の災害を高潮災害として区分して取扱をいたしておるのであります。地盤沈下は年々少しずつこれが沈下して参りますので、或る程度の落付きを見なければ、その地盤沈下の局部の対策も根本的に考えられないのであります。が、大体一応落付いたようなふうな考えられますので、地盤沈下は二十三年度より復旧事業を始めまして、二十六年までには現在の状況に對して完成の見込を持つておるのであります。高潮の災害は二十四年度より始めまして、二十七年までに一応完成の見込を立てております。これらの所要復旧費の総額は、地盤沈下、高潮を加えて十一億六千五百余万円と推定いたしておるのであります。二十四年度におきましては、これらの事業に對して一億九千二百余万円を用いて、今後の施設に對しては、地盤沈下は高潮災害の性質に鑑みまして一応この高潮を防ぐ、いわゆる耕地の復旧よりも高潮に對する施設を行うという事を考えたのであります。二十五年度以後は耕地の復旧に着手したいと考えておるのであります。二十五年度の予算の見込は、地盤沈下が残つておりますものの四〇%、高潮災害に對

しましては耕地の残余の約三〇%を予定いたしておるのであります。また細かい金額の査定段階に入つておりましたが、大体二十五年度の事業費といましては以上申しましたような程度の施設をいたしたいと、かように考えておるわけでありませう。

〔國務大臣青木孝義君登壇、拍手〕
○國務大臣(青木孝義君) 中平議員にお答え申上げます。

地盤沈下対策の問題は、昨年の十一月頃から問題化したのでございまして、この件に關しましては、終局的には厚生省が調査して、そうしてその結果を見ましてこれに對処したいというふうなことでございませう。従いまして、厚生省の調査が一応その結果を見次第、我々としては速急に認証もいたしまして、善処したいと存じております。

○副議長(松嶋幸作君) この際、日程第四、漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外一名発議)、日程第五、關東關西關東關西關東關西の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(松嶋幸作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案
昭和二十五年四月十八日
委員長 木下 辰雄 矢野 西雄
参議院議長佐藤尚武殿

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律
(漁業法の一部改正)
第一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第六十七條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第八十二條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第九十九條の見出しを「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等」に改め、同條第一項を次のように改める。

瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を、有明海に有明海連合海区漁業調整委員会を置く。

同條第七項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加え、同項を第九項とする。

同條第五項及び第六項をそれぞれ第七項及び第八項とする。

同條第四項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加え、同項を第六項とする。

同條第三項を第四項とし、同項の次に第五項として次の一項を加える。

5 有明海連合海区漁業調整委員会は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 有明海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が員ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者二人

同條第二項の次に第三項として次の一項を加える。
3 第一項の規定において「有明海」とは、長崎県口之津町瀬詰崎から熊本県湯島村中央三角点を經て三角町柴屋山西南角に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面を指す。

第九十九條の見出しを「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等の指示」に改め、同條中「瀬戸内海」の下に「又は有明海」を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第一百一十條中「第九十九條第三項第二号」を「第九十九條第四項第二号」の委員、有明海連合海区漁業調整委員会にあつては同條第五項第二号に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」にあつては主務大臣に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」にあつては委員を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」及び有明海連合海区漁業調整委員会にそれぞれ委員を加える。

第一百一十六條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第一百一十七條中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

附則第十二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「有明海連合海区漁業調整委員会」を加え、「第九十九條第五項」を「第九十九條第七項」に改める。

(水産庁設置法の一部改正)
第二條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條の第六項の表中瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の部に「有明海連合海区」を加える。

同條第二項中「及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」に改める。

第七條の七の見出しを「漁業調整事務局」に改め、同條第一項中「瀬戸内海」の下に「及び有明海」を加え、「瀬戸内海漁業調整事務局」を「瀬戸内海漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局」に改め、同條第二項中「神戸市」の下に「、有明海漁業調整事務局は、大牟田市」を、同條第三項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

第八條第一項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書
關東關西關東關西關東關西關東關西
正する法律案
右全案一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十九日
水産委員長 木下 辰雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

矢野 西雄 田中 龜義
青山 正一 西山 龜七

第一條の改正規定中「獵虎ノ獸皮又ハ其ノ製品ノ所持」を「獵虎ノ獸皮又ハ其ノ製品ノ所持」に改める。

第二條の改正規定中「第二條を次のように改める」を「第二條及び第三條を次のように改める」に改め、同條の改正規定の次に次のように加える。

第三條 削除

第六條の改正規定中「並ニ」を「又ハ」に改め、「及び第八條」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由
らつこ、おつとせいの違法な獵獲に対する取締の実効を期するため政令でらつこ、おつとせいの獸皮又はその製品の製造若しくは加工販売について禁止又は制限する措置を講ずるの外、違法獵獲の獸皮又はその製品の所持を禁止することができるとする改正であつて適切な措置と認める。

なお委員会は第一條中の「製品ノ所持」を「其ノ製品ノ所持」に修正して製品の範囲を明らかにし、その他二三字句的修正を行った。

二、事件の利害得失

日本の漁業に対する國際的信用を高めて將來らつこ、おつとせいの獵獲を許可することができるようにならざる利益がある。

三、費用

この法律実施のためには、特に費用を要しない。

獵虎獵獸獸皮採取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十五年三月十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

獵虎獵獸獸皮採取締法の一部を改正する法律案

改正する法律

第一條の末尾に「獵虎又ハ獵獸ノ獸皮又ハ其ノ製品ノ製造若ハ加工又ハ販売ニ付亦同ジ」を加え、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ニ違反シテ獵獲シ製造シ加工シ又ハ販売シタル獵虎獵獸獸皮又ハ其ノ製品若ハ其ノ製品ノ所持ニ付之ヲ準用ス

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ヲ為サントスルキハ予メ公聴會ヲ開キ利害關係人及學識経験者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第三條 削除

第四條を次のように改める。

第四條 漁業法第七十四條第一項ノ漁業監督官又ハ漁業監督吏員ハ同條ノ例ニ依リ本法ノ勸行ニ関スル事務ヲ掌ル

第五條中「五千円以下」を「十万円以下」に改める。

第六條中「獵獲シタル獵虎獵獸獸皮又ハ其ノ製品」を「獵獲シタル獵虎獵獸獸皮又ハ同條ノ規定ニ依リ禁止若ハ制限ニ違反シテ製造シ加工シ販売ニ供シ若ハ所持シタル獵虎獵獸獸皮又ハ其ノ製品」に改め、第七條を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にしな行為は

する罰則の適用については、なお従前の例による。

（木下辰雄君登壇、拍手）

○木下辰雄君 只今上程されました漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案並びに獵虎獵獸獸皮採取締法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ず漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案の改正の理由を申し上げます。福岡県、長崎県、熊本県並びに佐賀県の四県に囲まれた有明海は瀬戸内海に次ぐ漁業権の複雑した海であります。この海面の漁業調整をするために、瀬戸内海と同様に常置の有明海連合海漁業調整委員会並びに有明海漁業調整事務局を置いて、この海の漁業調整を円滑にし、漁業生産の増進を図るものであります。而して本法の改正については、前国会で漁業法が審議された当時修正することに相成つておりましたが、何分にも漁業法は七十余ヶ所に亘る修正でありましたので、この点の修正は次の国会即ちこの第七国会まで延ばした次第であります。それで今回水産委員会が協議いたしましたして提案いたしました次第であります。

又水産庁設置法の一部改正の法律案は、この漁業法の一部改正に伴う当然の改正であります。

次に改正の内容を簡単に申し上げます。漁業法の第八十二條、第九十九條、第一百條、第一百一十一條を改正いたしました。有明海に有明海連合海漁業調整委員会を設置し、その委員は、有明海の区域内に設置された海漁業調整委員会の委員が原則として互選した者各一人と、学識経験者の中から主務大臣が任命した者二人、即ち都合六人を以て組織するものであります。又、有明海の区域は、長崎県口之津町瀨崎から熊本県湯島村中央三角点を結ぶ三角町柴尾山西南に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面であります。

次は水産庁設置法の一部改正であります。これは有明海連合海漁業調整委員会を加えることと、有明海漁業調整事務局を設置し、その事務所の所在地を大牟田市とする改正であります。

水産委員会におきましては本国会の初めから調査して参りましたが、四月十九日の委員会で慎重審議いたし、討論に入りましたところ、矢野、青山、田中の各委員から賛成討論があり、採決の結果、全委員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に獵虎獵獸獸皮採取締法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容について申し上げます。

「らつこ」おつとせいに關しましては、明治四十四年七月に、日本、アメリカ、イギリス及びロシアの四ヶ国間において獵獸獸皮保護條約が締結されたのであります。我が国もいたしましては、この條約を忠実に守るために、その翌年即ち明治四十五年の四月に獵虎獵獸獸皮採取締法を制定いたしましたのであります。保護條約では海上における獵獲を禁止して、米國はブリビロフ群島、ロシアはコマンドルスキー群島、日本は海狗島において獵獲をいたしておつたのであります。然るに條約を締結した当時十四五頭程度に激減しておつた「おつとせい」が昭和十五年頃には二百頭以上に増加いたしました。我が近海における魚族に非常な害を及ぼすようになりまして、我が国といたしましては保護條約の改訂を提議

しておりました。遂に昭和十五年十月にこの條約の鹿案を三國に通告いたし、その一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしました。海上の獵獲を許可いたしましたのであります。然るに終戦後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相當数の毛皮が密売されているために、我が漁業の將來性に鑑みまして、この密猟及び密売を嚴重に取締る必要がありますために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單であります。現行法では、政府は命令の定めるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の獵獲を禁止又は制限することができるとなつておりますが、それを更にその獸皮の製造も、加工も、販売も、又その獸皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるよう改正せられることになつたのであります。

委員会におきましては会を開くこと七回に及びまして、慎重に審議をいたしまして、全委員の発議によりましてお手許に配付いたしましたような修正をいたしましたのであります。

質疑の主なもの一二を申し上げます。

千田委員から、一般人がこの獸皮で加工した首巻やチョッキを所有しているようなものまで取締る必要があるのか、又従前から所持しておつたものはどうするののかという質問に對しまして、政府から、省令を以て取締るものは、獵業者、製造業者又は販売業者であつて、一般人には及ぼさない方針であるという答弁がありました。又委員外の議員で丹羽議員から「おつとせい」は魚類のために非常な害獣である、最近「おつとせい」は四百万頭以上

しておりましたが、遂に昭和十五年十月にこの條約の鹿案を三國に通告いたし、その一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしました。海上の獵獲を許可いたしましたのであります。然るに終戦後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相當数の毛皮が密売されているために、我が漁業の將來性に鑑みまして、この密猟及び密売を嚴重に取締る必要がありますために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單であります。現行法では、政府は命令の定めるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の獵獲を禁止又は制限することができるとなつておりますが、それを更にその獸皮の製造も、加工も、販売も、又その獸皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるよう改正せられることになつたのであります。

委員会におきましては会を開くこと七回に及びまして、慎重に審議をいたしまして、全委員の発議によりましてお手許に配付いたしましたような修正をいたしましたのであります。

千田委員から、一般人がこの獸皮で加工した首巻やチョッキを所有しているようなものまで取締る必要があるのか、又従前から所持しておつたものはどうするののかという質問に對しまして、政府から、省令を以て取締るものは、獵業者、製造業者又は販売業者であつて、一般人には及ぼさない方針であるという答弁がありました。又委員外の議員で丹羽議員から「おつとせい」は魚類のために非常な害獣である、最近「おつとせい」は四百万頭以上

しておりましたが、遂に昭和十五年十月にこの條約の鹿案を三國に通告いたし、その一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしました。海上の獵獲を許可いたしましたのであります。然るに終戦後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相當数の毛皮が密売されているために、我が漁業の將來性に鑑みまして、この密猟及び密売を嚴重に取締る必要がありますために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單であります。現行法では、政府は命令の定めるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の獵獲を禁止又は制限することができるとなつておりますが、それを更にその獸皮の製造も、加工も、販売も、又その獸皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるよう改正せられることになつたのであります。

委員会におきましては会を開くこと七回に及びまして、慎重に審議をいたしまして、全委員の発議によりましてお手許に配付いたしましたような修正をいたしましたのであります。

千田委員から、一般人がこの獸皮で加工した首巻やチョッキを所有しているようなものまで取締る必要があるのか、又従前から所持しておつたものはどうするののかという質問に對しまして、政府から、省令を以て取締るものは、獵業者、製造業者又は販売業者であつて、一般人には及ぼさない方針であるという答弁がありました。又委員外の議員で丹羽議員から「おつとせい」は魚類のために非常な害獣である、最近「おつとせい」は四百万頭以上

しておりましたが、遂に昭和十五年十月にこの條約の鹿案を三國に通告いたし、その一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしました。海上の獵獲を許可いたしましたのであります。然るに終戦後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相當数の毛皮が密売されているために、我が漁業の將來性に鑑みまして、この密猟及び密売を嚴重に取締る必要がありますために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單であります。現行法では、政府は命令の定めるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の獵獲を禁止又は制限することができるとなつておりますが、それを更にその獸皮の製造も、加工も、販売も、又その獸皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるよう改正せられることになつたのであります。

委員会におきましては会を開くこと七回に及びまして、慎重に審議をいたしまして、全委員の発議によりましてお手許に配付いたしましたような修正をいたしましたのであります。

千田委員から、一般人がこの獸皮で加工した首巻やチョッキを所有しているようなものまで取締る必要があるのか、又従前から所持しておつたものはどうするののかという質問に對しまして、政府から、省令を以て取締るものは、獵業者、製造業者又は販売業者であつて、一般人には及ぼさない方針であるという答弁がありました。又委員外の議員で丹羽議員から「おつとせい」は魚類のために非常な害獣である、最近「おつとせい」は四百万頭以上

しておりましたが、遂に昭和十五年十月にこの條約の鹿案を三國に通告いたし、その一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしました。海上の獵獲を許可いたしましたのであります。然るに終戦後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相當数の毛皮が密売されているために、我が漁業の將來性に鑑みまして、この密猟及び密売を嚴重に取締る必要がありますために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單であります。現行法では、政府は命令の定めるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の獵獲を禁止又は制限することができるとなつておりますが、それを更にその獸皮の製造も、加工も、販売も、又その獸皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるよう改正せられることになつたのであります。

に繁殖して、我が近海、殊に銚子から三陸方面に盛んに遊泳して非常な害を我が国の漁業に與えている、その対策は一体とするのかという質問に對しては、政府は、目下米國と共同してその状況を調査しているが、その結果によつて対策を講じたい、こういう答弁がありました。

かくて質疑を終了いたしましたして討論に入りましましたところ、青山委員、矢野委員、田中委員等から修正議決することに賛成がありました。採決に入りましたところ、修正個所の採決は満場一致を以て可決し、又修正を除いた部分の原案に對しては、これ又全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 次に臘虎臘脚獸獵採取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程第六を後に廻し、日程第七、教育職員免許法の一部を改正する法律案、日程第八、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)、日程第九、教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事藤田芳雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和二十五年二月十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「養護学校の教員(養護教諭及び養護助教諭を除く。)」

を「養護学校の教員(養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員を除く。)」に改める。

附則第五項の次に次の三項を加える。

6 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百八号。以下施行法という。)第一條又は第二條の規定により教員免許状を有するものがみなされ、又はその授與を受けた者が第六條第二項別表第四の規定によりそれぞれその上級の免許状を受けようとする場合には、同表第三欄に掲げる在職年数については、同表第二欄に掲げるそれぞれの教員免許状の授與を受けることのできる資格を得た後、同表第一欄に掲げる学校(これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。)の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数を

通算することができる。

7 施行法第一條又は第二條の規定により高等学校教諭(級普通免許状を有するもの)とみなされ、又はその授與を受けた者(第八項の表の第五号又は第六号の第一欄に掲げる資格を有する者を除く。)が、第六條第二項別表第四の規定により高等学校教諭(級普通免許状)の授與を受けようとする場合には、同表第三欄中「三」を「五」に、同表第四欄中「二五」を「四五」と読み替えるものとする。

8 次の表の第一欄に掲げる資格を有する者で、施行法第一條又は第二條の規定によりそれぞれ同表第二欄に掲げる教員免許状を有するものとみなされ、又はその授與を受けた者が、それぞれその上級の免許状の授與を受けようとする場合の教育職員検定における学力及び実務の検定については、第六條第二項別表第四の規定にかかわらず次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによることができる。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	旧教員養成諸学校官制(昭和廿一年勅令第二百八号)第一條に規定する教員養成諸学校(以下「教員養成学校」とする)	施行法第一條又は第二條の規定により有するものとみなされ、又はその授與を受けた教員免許状の種類	第一欄に掲げる基礎資格を得た後第二欄に掲げる学校(これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。)の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
二	一 旧教員免許令(明治三十三年勅令第三百三十四号)による高等学校高等科教員免許状又は旧大学令(大正	二 幼稚園又は小学校の教員の仮免許状	三 諸学校(という)のうち修業年限四年の学校を卒業した者	四 幼稚園又は小学校の教員の仮免許状
一	一	一	一	一

七 イ 修業年限四年の 教員養成諸学校を 卒業した者 ロ 修業年限四年以 上の専門学校を卒 業した者	三 中学校の教員の二 級普通免許状	一五
四 イ 旧大学令による 学士の称号を有す る者 ロ 旧学位令(大正 九年勅令第二十二 号)による学位を 有する者	中学校の教員の二 級普通免許状	一〇
五 イ 修業年限四年の 教員養成諸学校を 卒業した者 ロ 修業年限四年以 上の専門学校を卒 業した者	高等学校の教員の 二級普通免許状	三〇
六 イ 旧大学令による 学士の称号を有す る者 ロ 旧学位令による 学位を有する者	高等学校の教員の 二級普通免許状	一五

別表第四の高等学校教諭の一級普通免許状の項の第四欄中「一〇」を「一五」に改める。
別表第六の養護教諭の仮免許状の項の第二欄中「第五十一條又は」を削り、備考を次のように改める。

備考
一 乙種看護婦の免許を有する者、保健婦助産婦看護婦法第五十一條又は第五十三條に該当する者については、第五條第一項第二号の規定を適用しない。
二 文部大臣の指定する養護教諭養成機関において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の認定する講習又は通信教育における単位の修得をもつて、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得に替えることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
昭和二十五年二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表中

三 旧青年学校教員養成所(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」といふ)を卒業した者	小学校及び中学校の 教員の仮免許状
三 旧青年学校教員養成所(昭和十年勅令第四十七号)による青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」といふ)又は旧美濃補習学校教員養成所(大正十年勅令第五百二十一号)による美濃補習学校教員養成所を卒業した者	中学校の教員の二級 普通免許状並びに小 学校の仮免許状
七 高等学校高等科、専門学校、青年師範学校若しくは青年学校教員養成所を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校及び中学校の 教員の二級普通免許 状
八 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等女学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第十二号から第十五号までの上欄に掲げる者で三年以上小学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校の教員の二級 普通免許状
七 高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者で、三年以上下欄に掲げる相当学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校及び中学校の 教員の二級普通免許 状
八 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状又は高等女学校高等科教員免許状を有する者又はこの表の第十二号、第十三号、第十四号若しくは第十五号の上欄に掲げる者で、三年以上小学校の教員(文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校の教員の二級 普通免許状

改め、第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二
旧教員免許令に基く高等学校教員規程による無試験検定を受けることを得る者の指定(大正八年文部省告示第二百七十四号)の定めるところによつて指定を受けた者
同表第二十四号の下欄中「仮免許状」を「二級普通免許状」に改め、同表中同号の次に次の二号を加える。

二十四の二 第一條第一項の表の第二号、第七号若しくは第八号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又はこの表の第二号から第四号まで、第六号、第十号、第十五号若しくは第十五号の二の上欄に掲げる者で、昭和二十二年四月一日以後において幼稚園の教員の職にあつた者	幼稚園の教員の仮免許状
二十四の三 この表の前号の上欄に掲げる者で、三年以上幼稚園の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	幼稚園の教員の二級普通免許状

第八條中「昭和二十六年三月三十一日まで」と「校長仮免許状又は園長仮免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和三十年三月三十一日まで」、その他の仮免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和二十六年三月三十一日まで」に改める。
附則第四項の次に次の一項を加える。
5 第七條の規定は、昭和二十八年三月三十一日まで、その効力を有するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都台により最終号附録に掲載〕

教育委員会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武蔵

（小字及び一は衆議院修正）

教育委員会法の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律

教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項に次の但書を加える。

但し、委員の任期満了の日以前に通常選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第十條第一項を次のように改める。

国会の議員、地方公共団体の議会の議員（第七條第三項の委員たる議員を除く）、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。
第十五條を次のように改める。

第十五條 委員の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本により、これを行う。

2 市町村の選挙管理委員会は、教育委員会の委員の選挙を行う場合において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十六條第二項に規定する補充選挙人名簿を調製しなればならない。

第十六條第二項中「六十人以上」の下に「百人以下」を加える。
第二十一條第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二十七條中「委員の選挙の選挙運動に、一を都道府県及び同法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に、二に、同法第三項を一を同法第七十二條第三項に改め、同條但書を次のように改める。

但し、同法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四十條第四項中「都道府県」選挙管理委員会とあるのは、地方自治法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙について、一、当該市の選挙管理委員会と読み替へるものとす。
同條に次の一項を加える。
2 地方自治法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、前項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動については、これを準用しない。
第二十八條中「地方自治法に定める」を削る。
第二十九條第二項中「前項」を「選挙による委員」に改め、同條に次の一項を加える。
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）を加える。
第七條第三項の規定による委員の解職の請求に関しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。
第三十二條を次のように改める。
（委員の職務）
第三十二條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。
第三十九條の次に次の一條を加える。
（会議録）
第三十九條の二 教育委員会の会議の次第は、すべて会議録に記載しなければならない。
前項の会議録について必要な事項は、教育委員会規則で、これを定める。
第四十二條を次のように改める。
第四十二條 削除
第四十四條 削除
第四十四條第一項中「会計及び」を削る。

第四十五條第一項中「指導主事、」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員」を「学校保健、建築その他の事項に関する事務及び技術職員」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を削る。
第四十六條を次のように改める。
第四十六條 削除
第四十七條中「特殊な事項に関する専門職員」を「特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員」に改める。
第四十九條中「左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができ、」を「第四條に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。」に改める。
同條第一号中設置の下に「管理」を加え、同條第二号を次のように改める。
二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関する事。
同條第五号中「別に教育公務員の任免等に関して規定する法律」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）」に、同條第七号中「教員その他教育関係職員」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施」に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律に別段の定めのない、」を削り、同條第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。
十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。
十七 学校の保健計画の企画及び実施に関する事。
十八 学校環境の衛生管理に関する事。
第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができ、」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。
同條第五号を次のように改める。
五 都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事。
同條に次の二号を加える。
六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に関する事。
七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関する事。
第五十二條の次に次の三條を加える。
（事務の委任及び臨時代理）
第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。
2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。（教育長の職務）

第四十四條 削除
第四十四條第一項中「会計及び」を削る。

第四十五條第一項中「指導主事、」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員」を「学校保健、建築その他の事項に関する事務及び技術職員」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を削る。
第四十六條を次のように改める。
第四十六條 削除
第四十七條中「特殊な事項に関する専門職員」を「特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員」に改める。
第四十九條中「左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができ、」を「第四條に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。」に改める。
同條第一号中設置の下に「管理」を加え、同條第二号を次のように改める。
二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関する事。
同條第五号中「別に教育公務員の任免等に関して規定する法律」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）」に、同條第七号中「教員その他教育関係職員」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施」に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律に別段の定めのない、」を削り、同條第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。
十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。
十七 学校の保健計画の企画及び実施に関する事。
十八 学校環境の衛生管理に関する事。
第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができ、」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。
同條第五号を次のように改める。
五 都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事。
同條に次の二号を加える。
六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に関する事。
七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関する事。
第五十二條の次に次の三條を加える。
（事務の委任及び臨時代理）
第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。
2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。（教育長の職務）

員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。
十七 学校の保健計画の企画及び実施に関する事。
十八 学校環境の衛生管理に関する事。
第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求むることができ、」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。
同條第五号を次のように改める。
五 都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事。
同條に次の二号を加える。
六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に関する事。
七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関する事。
第五十二條の次に次の三條を加える。
（事務の委任及び臨時代理）
第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。
2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。（教育長の職務）

第五十二條の三 教育長は、教育委員会会の指揮監督を受け、教育委員会会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができる。

3 教育長は、教育委員会の事務局長の事務を統括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱についての職務が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に關し、及び教育委員会の所轄地域の教育に關し、必要な報告及び資料を教育委員会に提出しなければならない。

(指揮主事の職務)
第五十二條の四 指揮主事は、校長及び教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第五十三條第二項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他教育委員会が定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

3 前項の公告式は、教育委員会規則でこれを定め、公布のための署名、公布の方法、施行日その他必要な事項を規定しなければならない。

第五十四條中「その機会均等を図るため、」の下に「教育委員会規則の定めるところにより、」を加える。

第五十四條の次に次の二條を加える。

(学校の保健)
第五十四條の二 教育委員会は、学校身体検査、精密検査その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、保健所を設置する地方公共団体の長に對し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校環境の衛生、学校の保健に關する資料の提供その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を與えるものとする。

(建築の実施)
第五十四條の三 教育委員会は、学校その他の教育機関の建築の実施を、地方公共団体の長に、原則として委任するものとする。この場合において、建築の実施に關し、教育委員会において意見があるときは、地方公共団体の長は、これに従わなければならない。

第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 教育委員会の所掌に係る既定予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調製する場合においては、前三條の例による。

第六十條に次の一項を加える。

2 地方公共団体の長は、教育事務に關する収入について、収入を命令する権限を当該地方公共団体の教育委員会に委任することができる。

第六十一條の見出しを「地方公共団体の議会及び長との關係」に改め、同條中「左のものに關する議案」を「左に掲げる事項その他教育事務に關するもの議案」に、同條第四号中「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に改める。

第六十二條中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三條の次に次の三條を加える。

第六十三條の二 地方公共団体の長は、第六十一條に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三條の三 第六十一條に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三條の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六條から第六十八條までを次のように改める。

(学校その他の教育機関の職員)
第六十六條 教育委員会の所掌に属する学校に、校長、教員並びに必要な事務職員及び技術職員を置く。

2 教育委員会の所掌に属する学校以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、法律又は政令に別段の定めがある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

(教育長等の身分取扱)
第六十七條 前條第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員及び技術職員は、教育

長の推薦により、教育委員会がこれを任命する。

2 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

(教育長等の給與)
第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に對して、教育公務員特例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

2 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給與について、これを準用する。

第七十條第一項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項に規定する選挙の行われた年の十一月一日に成立するものとする。

3 第七十四條から第七十七條まで及び第七十九條の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した場合について、これを準用する。但し、第七十四條中「その成立の日から、都道府県知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内、」とあるのは「都道府県議会及び市町村長は、その成立の日から二十日以内、」と、第七十五條中「都道府県知事又は五大市の市長」とあるのは「都道府県議会及び市町村長」と、第七十七條第一項中「昭和二十三年十一月一日に都道府県及び五大市の教育局の長」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育

長が制定施行されるまでは、第六十七條第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務、給與その他の身分取扱に關する事項に關しては、これらの項の規定にかかわらず、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、当該地方公共団体の長の補助機関たる吏員の例によるものとする。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 第七十條第一項の規定により教育委員会を設置しようとする地方公共団体において、その教育委員会の委員の最初の選挙が行われたときは、当該地方公共団体の長は、第三十四條第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、その年の十一月一日に最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する選挙の行われた年の十一月一日に成立するものとする。

3 第七十四條から第七十七條まで及び第七十九條の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した場合について、これを準用する。但し、第七十四條中「その成立の日から、都道府県知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内、」とあるのは「都道府県議会及び市町村長は、その成立の日から二十日以内、」と、第七十五條中「都道府県知事又は五大市の市長」とあるのは「都道府県議会及び市町村長」と、第七十七條第一項中「昭和二十三年十一月一日に都道府県及び五大市の教育局の長」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育

長が制定施行されるまでは、第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律

委員会が成立した日に当該市町村の教育関係の部課の長と、「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と、同條第二項中「昭和二十四年」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した年の翌年の」と、第七十九條中「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と読み替へるものとす。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 史蹟名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
- 3 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

第二條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

第十八條を次のように改める。

（社会教育委員の定款等）

第十八條 社会教育委員の定款、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の條例で定める。

前項の條例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一條に規定する事件の例による。

（藤田芳雄君登壇、拍手）

○藤田芳雄君 只今上程せられました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は、連関してありますので、両法案をまとめてその審議の経過及び結果を御報告いたします。

政府の提案理由の説明により、まずと、両法案が昨年五月制定され、九月

一日から施行されましたが、今月までその実施の結果、教育職員の利益を擁護し併せてその地位の安定を図る必要上、両法案施行につき不明瞭な点を明確にすると共に、教職員相互の不均衡の点を是正するため、一応最少限度の改正を行い、尙不備の点等については将来十分研究を重ねた上改正の途を講じたいというのであります。両法案の主な改正点を申し上げますと、大要次のような事項であります。第一点は、教育職員免許法第二條の改正であります。これは第二條の従前の規定による学校の卒業生に対する新免許状の授与について、不均衡の点がありました。第二点は同法第八條の改正であります。これは現行法により、校長免状又は校長免許状を有しなくとも旧規定による資格を以て校長になり得る期間を、昭和二十六年三月三十一日とあるのを延長して昭和三十一年三月三十一日としたのであります。第三点は同法第七條に關連した附則の改正であります。即ち同法第一條及び第二條の規定により上級免許状授與に關する優遇の特典を経過的に認められていたものを、昭和二十八年三月三十一日までとし、その期間を明確にしたのであります。第四点は、右によりましてその有効期間が制限されますと、その適用を受ける者と、受けることができなくなり免許法の原則によつての不均衡を生じて参りますので、その間に不均衡を是正するため教育職員免許法の改正を行うのであります。

次に文部委員会における主な質疑並びに政府の答弁の大略を申し上げます。教育職員の資格認定講習に關連した政府の予算が極めて少額であるため、講習を十分に実施することが困難であ

り、従つて昭和二十八年三月三十一日までを終了できないかも知れない、その負担が重過ぎる実情にあるが、これに對して政府は如何なる対策を有するかの質問に對し、政府は将来十分対策を講ずることとするとの答弁でありました。自発的研修を資格認定講習の受講単位とする考えはないかとの質問に對して、単位に換算する技術的標準を定めることが容易でないので、今直ちに具体化するとは困難であるから、将来研究することの答弁でありました。経歴検定及び試験検定の制度を設け、勤務成績及び独学者の自発的研修を尊重することにしてはどうかとの質問に對し、従来この種の制度について種々の欠陥があつたのに鑑みこの制度を廃止したのであるが、その長所とする点については免許法制度の根本改正の際に考慮したいとの答弁でありました。学芸大学及び学芸学部在学者に對して、他学部在学者は教員免許状を受けるとの多量の不便があるが、これを改正してさうな不便がないようにする考えはないかとの質問に對し、大学当局は学生の希望を参照して学内の取扱で単位を取り得るような措置をするのであり、又さうな助言をしたいと思いますとの答弁でありました。校長、園長のみは仮免許状で昭和三十年三月三十一日までには教職に就くことができるとなつてゐるにも拘わらず、その他の教職員については昭和二十六年三月三十一日までとしたのは不公平である、いづれも三十年三月三十一日であるか、又は講習実施の現状に鑑みて更に延期する考えはないかとの質問に對して、校長及び園長その他の者と、受講単位取の開きの点等を考慮して、延期の時期に差があるのは止むを得ないし、又無期延期することは受講

者及び主催者の期間的目標がなく、予算の編成その他に不都合を生ずる結果となるから、現段階においてはこれを適當と考へるとの答弁でありました。

かくて両案についてそれら、討論採決に入りました。

先ず施行法につき河野委員外六名の委員から修正案を提出いたしました。その第一点は、同法第二條第一項の表の改正規定中、旧国民学校令による国民学校専科教員免許状を卒業する者で専門学校に準ずる各種学校を卒業した者は、新制度の中学校教員の二級免許状を授與される資格があることの事項を挿入しました。第二点は、学校教育法施行規則第三條の四各号の規定により、高等學校教諭免許状を有するものとみなされた者は、高等學校教員二級免許状のみを授與される資格があることになつてゐたものを、中学校教員に對して同様の免許状を授與される資格もあるとしたのであります。これは教職員相互間の均衡上当然の措置と考えられるからであるとの提出委員の説明であります。右修正案は、採決の結果全員一致を以て可決されました。

次に修正案を除いた原案につき討論を行いました。河野委員から、本法案は他日根本的に修正することを政府で研究するというのであるから、委員提出の修正案及び原案には賛成するが、政府は本案施行につき十分周到な親切と善意を以てすると共に、政府の予算措置を能く限り全きを期し、地方負担及び教職員個人の負担の軽減を図るよう考慮せられたいとの希望を述べらるゝのであるとの発言がありました。かくて修正箇所を除いた原案につき採決の結果、全会一致を以て可決に決定いたしました。

次に上程されました教育委員会法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

政府の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。第一は、現行法では市町村の教育委員会ですでに設けられてゐるもの以外は、昭和二十五年又は昭和二十七年に設置することになつてゐるのであります。中央、地方の財政状態その他の事情を考慮して、市に設けられるものは昭和二十五年又は昭和二十七年に、町村に設けられるものは昭和二十七年とするにとしたものであります。第二は、委員の選挙に關する規定の改正であり、これは衆議院におきまして公職選挙法の改正に伴い政府提出の原案を修正し、公職選挙法に基いて行うこととしたのであります。第三は委員の他の職務との兼務及び職務等についての改正であります。委員の本務に支障のない程度にこれを緩和し、又職務などについては現行法に規定がないので、その職責の重大性及び特殊性に鑑み新しく規定を設けたのであります。第四は、教育委員会の職務権限で従来不明確であつた点を明確にするにと共に、実質上現在その職務権限として行われてゐることを明文化したのであります。第五は教育委員会と教育長との關係についてであります。これは現行法上必ずしも明確ではない点もありましたので、教育長が委員会の専門的助言者であり、且つ事務執行上の特殊性に

る法律案の討論採決の結果全会一致を以て原案を可決いたしました。

以上教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同施行法の一部を改正する法律案の審議の経過並びにその結果を御報告いたしました次第であります。

次に上程されました教育委員会法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

政府の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。第一は、現行法では市町村の教育委員会ですでに設けられてゐるもの以外は、昭和二十五年又は昭和二十七年に設置することになつてゐるのであります。中央、地方の財政状態その他の事情を考慮して、市に設けられるものは昭和二十五年又は昭和二十七年に、町村に設けられるものは昭和二十七年とするにとしたものであります。第二は、委員の選挙に關する規定の改正であり、これは衆議院におきまして公職選挙法の改正に伴い政府提出の原案を修正し、公職選挙法に基いて行うこととしたのであります。第三は委員の他の職務との兼務及び職務等についての改正であります。委員の本務に支障のない程度にこれを緩和し、又職務などについては現行法に規定がないので、その職責の重大性及び特殊性に鑑み新しく規定を設けたのであります。第四は、教育委員会の職務権限で従来不明確であつた点を明確にするにと共に、実質上現在その職務権限として行われてゐることを明文化したのであります。第五は教育委員会と教育長との關係についてであります。これは現行法上必ずしも明確ではない点もありましたので、教育長が委員会の専門的助言者であり、且つ事務執行上の特殊性に

る法律案の討論採決の結果全会一致を以て原案を可決いたしました。

鑑み、両者の本来の機能を明確にしたのであります。

審議に当り主なる質問並びに政府の答弁の大概を申し上げます。教育委員会制度の本質を真に發揮するためには、委員会に財政権を保持することが何より肝要であるが、政府はこの点について現在何らの措置を講じていない、將來如何なる対策を有するかの質問に対し、政府としては、標準教育費の確保に関する法律案を作成し、近く提案することにしてあるので、それでその欠陥の一部を補うようにしたいとの答弁でありました。教育長の権限がややもすれば拡張されるかの印象を興えるから、教育長の活動は飽くまで専門的助言者としての立場を忘れないようにする必要があるので、政府の所見は如何との質問に対して、政府は、勸告等の方法により十分善処するとの答弁でありました。通学区域の設置等についての教育委員会での活動に関し、文部省の助言や勸告はやや行き過ぎるか又はその趣旨の不徹底のために、教育上悪影響を興えている点があるがどうかとの質問に対して、政府は、将来教育委員会の運営が極めて合理的に且つ民主的に行われるように万全の注意をするとの答弁でありました。地方公務員たる教職員の退職料制度について地方により不均衡を生ずることはいかとの質問に対して、地方公共団体は国の恩給法に準じて右の制度を定めるであらうから、さような懸念はないであらうし、文部省としても十分この点関心を持つて対処しようとの答弁でありました。土木建築の部課を置くこととしてあつた前国会の修正案を本案については除いてあるが、その理由如何との質問に対して、土木建築の部課を置くことを希望するが、諸種の関連もあるので、漸進的に職務権限の改善を期する

こととしたいとの答弁でありました。委員会の運営、区域等については、將來十分考究すべきであると思ふがとの質問に対して、将来期待に副うよう十分考究するとの答弁でありました。

かくて慎重審議の後、討論に入りましたが、河野委員より、財政的の裏付けをすること、委員会制度の根本的改正案の研究をすること、運営については地方の特殊性を尊重し、民主的な教育行政の実施につき、文部省は適切な考慮と自戒をすること等を希望するとの発言がありました。討論を打ち切り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の原案通り決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋重作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず教育職員免許法の一部を改正する法律案、教育委員会法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○副議長(松嶋重作君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋重作君) 次に教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○副議長(松嶋重作君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。これにて午後一時まで休憩いたします。午後零時九分休憩
午後一時四十五分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際お諮りしたいことがございます。栗栖越夫君より病氣のため今月中申請の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案、日程第十一、経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年四月十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
(小字及び一は衆議院修正)

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
第一條 通商産業省設置法(昭和二

十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五條―第十五條)」を「(第五條―第十五條の二)」に改める。
第三條第二号の次に次の一号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二 商工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務
第四條第一項第十四号中「許可すること。」を「制限し、又は禁止すること。」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 輸出及び輸入に關し税関長を指揮監督すること。
第五條第一項中「(八局)」を「(九局)」に、「(通商鉄鋼局)」を「(通商商業

務局)」に改め、同條第二項を次のように改める。
2 大官官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車西部を、通商化学局に化学肥料部を置く。
第六條第五項中「及び通商纖維局を、通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。
第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に「。米國對日援助物資等處理特別会計」を加え、同項第八号を次のように改め、同條第二項中「(第八号から第十号まで)」を「(第八号及び第九号)」に改める。

八 調査及び統計の基本に關すること並びに調査及び統計の総合調整に關すること。
第八條第一号中「及び計画」を

「計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと。」の下に「(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。
四の二 輸出及び輸入に關する税関長の指揮監督に關すること。
第五條第十一号の次に次の一号を加え、同條第十二号中貿易特別会計の下に及び輸出信用保証特別会計を加える。
十一の二 輸出信用保証に關すること。
第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の実施の下に」及び賠償施設の活用を加え、同條第二項を削る。
八の二 連合軍に對する役務の提供及び物資の供給に關すること。(通商振興局及び特別調査の所掌に係ることを除く。)

第十二條第二号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。
五 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。
第十二條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。
四 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。
第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同項に次の一号を加える。
七 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。
第十四條第一項第一号及び第二号中「輸出を」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「(火災類の所持の取締に關することを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。
九 前号の事業に關する調査及び統計に關すること。

第十五條第一号中「輸出」の下に「輸入」を加え、同條に次の一号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第二章第一節中第十五條の次に次の一號を加える。

第十五條の一 臨時通商業務局に於いては、左の事務をつかさどる。

一 米國對日援助物資の引取、保管、売却その他輸入に關する事業を行うこと。

二 米國對日援助物資等處理特別會計の經理を行うこと。

第十九條第一項中「機械器具」の下に「並びに非鉄金屬及びその圧延品」を加える。

第二十四條第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

第二十八條の見出しを「通商事務所等」に改め、同條中「当分の間通商産業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「石炭管理局」を「石炭生産局」に、「石炭生産局」を「炭政局」に、「炭政局」を「炭政局に施設部を、」に改める。

第三十五條（見出しを含む。）中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭の」の下に「生産」を加え、同條第三号中「石炭」

炭生産局の所掌に係ることを除く。）を削り、同條第五号を次のように改める。

五 石炭鑛業の機械化その他石炭生産技術の向上に関すること。

第三十五條第五号の次に次の一號を加える。

五の二 新炭鑛及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋蔵量の調査に関すること。

第三十五條に次の一項を加える。

2 施設部においては、前項第五号及び第五号の二に掲げる事務をつかさどる。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第六十七條第一項中「配炭公団」を削り、同條第二項中「配炭公団」に關しては、配炭公団法（昭和二十二年法律第五十六号）を削る。

（工業技術庁設置法の改正）

第二條 工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「及び工業品規格」を削り、同條第四号の次に次の一號を加える。

四の二 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究を助成すること。

第四條中「並びに」の下に「長官官房」を加える。

第六條第六項中「通商産業大臣の申出により、」を削り、同項が「工業技術庁長官が」に改める。

第六條の次に次の一號を加える。

（長官官房）

第六條の二 長官官房において

は、工業技術庁の所掌に屬する人事、會計、庶務その他他部及び他の機關の所掌に屬しない事務を掌る。

第七條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。

四 試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に関する事項

第八條中「及び工業品規格」を削る。

（中小企業庁設置法の改正）

第三條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 中小企業庁の所掌事務及び権限は、第二項以下に定めるものの外、左の通りとする。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策を定めること。

二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の施行に關すること。

三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

四 中小企業に對する資金の融通をまつて旋すること。

五 商工組合中央金庫に關すること。

六 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとす。

七 中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。

八 中小企業に對する金融制度その他中小企業に關係がある經濟問題に關し調査研究すること。

九 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業庁は、中小企業に關係がある事項に關し、行政庁に對し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に對し意見を述べることが出来る。

行政庁は、中小企業に對する金融又は物資の割当の基本となる方策その他中小企業に對する關係が重要な方策を定めようとするときは、中小企業庁にその旨を通知しなければならない。

中小企業庁は、国会に提出される議案につき、中小企業に關係がある事項に關し、意見を提出することが出来る。

中小企業者は、行政庁の行為により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行為により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行為が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業庁にその事実を申し出ることが出来る。

前項後段の場合において、中小企業庁は、必要があると認めるときは、意見を附して当該事件を公正取引委員会に移すものとする。

中小企業庁は、中小企業者以外の事業者の不正な取引制限若しくは不正な競争方法によりその事業を阻害されているかどうか、又は中小企業等協同組合の組合員が小規模の事業者であるかどうかを調査し、公正取引委員会に對しその事実を報告し、及び適当な措置

を求めることが出来る。

公正取引委員会は、中小企業等協同組合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号の要件を備える組合でないことと認められる場合は中小企業等協同組合の組合員が実質的に小規模の事業者でないことと認める場合において、報告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を中小企業庁に通知しなければならない。

中小企業庁は、中小企業の経営の向上に資することが出来る設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求めることが出来る。

第四條第三項中「前條第一項第一号及び第五号並びに第二項乃至第五号」を「前條第一項第一号から第五号まで、第八号及び第九号並びに第二項から第八項まで」に改め、同條第四項中「前條第一項第二号乃至第四号」を「前條第一項第六号及び第七号並びに第九項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 通商産業局の分室の廃止の際通商産業局の職員であつた者で、昭和二十五年三月三十一日においてこの法律施行の際道府県の商工資料事務所に勤務する官吏たるものが引き続き道府県の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定するものを除く。）となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第

十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

3 昭和二十五年三月三十一日において、都道府県の商工資料事務所の用に供していた國の所有に属する物品であつて、通商産業大臣の指定するものは、当該商工資料事務所の所在する都道府県に譲渡して譲渡するものとする。

34 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 通商産業省の項公団の欄中「配炭公団」を創る。

別表第二中「通商企業局一調達賠償部」を創る。

別表第三中「石炭管理局」を「炭政局」に改める。

「審査報告書は都合により最終号附録に掲載」

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律

第四章 地方支分部局

第一節 管区経済局（第三十四條の二―第三十四條の五）

第二節 地方経済調査局（第三十四條の六―第三十四條の八）

第四條第四号を次のように改める。

四 経済法令（経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びにこれらの法令に基いて発せられた命令をいう。以下同じ。）の勵行の確保

第五條第十六号中「船舶公団法（昭和二十二年法律第五十二号）、配炭公団法（昭和二十二年法律第五十六号）」及び「酒類配給公団法（昭和二十二年法律第七十二号）、食料品配給公団法（昭和二十二年法律第二百一十号）、飼料配給公団法（昭和二十二年法律第二百一十号）」を創る。

同條第二十二号中「物価統制令第十九條に規定する差益及び」を創る。

同條第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四 経済法令の勵行の確保に關する計画の立案をすること。

二十五 経済法令の運営に關する行政機關等の監査を行うこと。

同條第三十号を次のように改める。

三十 行政機關等が保有する物資の調査並びに不正保有物資の調査及び活用の促進をすること。

第六條第一項中「生活物資局」を「民生局」に改める。

第七條第三項を次のように改める。

3 産業局に次長二人、民生局、財政金融局及び貿易局にそれぞれ次長一人、建設交通局に次長二人を置く。各局の次長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條第一項第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第九條を次のように改める。

（産業局の事務）

第九條 産業局においては、左の事務をつかさどる。

一 産業に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 企業の育成及び合理化に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三 物資（電力を含む。以下同じ。）の供給に關する政策及び計画の總括をすること。

四 物資の生産、割当及び配給（他局の所掌に属するものを除く。）に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

五 産業並びに企業の育成及び合理化に關する關係各行政機關の事務並びに前号に規定する物資の生産、割当及び配給に關する關係各行政機關の事務の総合調整及び推進をすること。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條の見出しを「民生局の事務」に、同條中「生活物資局」を「民生局」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 國民の合理的な生活水準の策定並びに國民の生活水準の改善その他國民生活の安定に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

同條第三号中「石炭、石油、ガ

ス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。）を創る。

同條第四号中「物の生活水準」を「生活水準」に改める。

第十二條中第三号を削り、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に第三号及び第四号として次の二号を加える。

三 企業会計の基準の設定及び維持に關する基本方針を策定すること。

四 前三号に掲げる財政、通貨、金融、企業及び金融機關の再建

整備並びに企業会計の基準の設定及び維持に關する關係各行政機關の事務の総合調整及び推進をすること。

第十三條の次に一号を加える。

三 閣議審議會令（昭和二十四年政令第三百七十六号）第五條及び第六條の規定により、外国為替予算案を準備し、その他閣議審議會の事務を処理すること。

第十五條の表中通貨発行審議會の項の次に次の四項を加える。

企業会計基準審議會	企業会計の基準の設定及び維持並びに企業会計制度の整備改善に關し、調査審議し、總裁に対し、必要な勧告及び報告を行うこと。
國民所得調査連絡協議會	國民所得の調査方法及び資料に關し、關係各行政機關及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。
河川総合開発調査協議會	重要河川の総合開発の計画に關し、關係各行政機關及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に対し、建議すること。
土地調査準備會	國土の総合調査を行うための準備に關し、基礎資料の収集整理及び調査方法の審議を行い、總裁に対し、必要な勧告及び報告を行うこと。

第二章第二節の節名及び第十六條から第十八條までを次のように改める。

第二節 削除

第十六條から第十八條まで 削除

第三章第一節第三款の款名及び第二十八條から第三十一條までを次のように改める。

第三款 削除

第二十八條から第三十一條まで 削除

第四章 地方支分部局

第一節 管区経済局

（管区経済局）

第三十四條の二 経済安定本部に、本部、物産庁及び経済調査庁の地方支分部局として、管区経済局を

置く。

(所掌事務)

第三十四條の三 管区経済局は、本部、物価庁及び経済調査庁の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 本部の所掌事務のうち、関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に關すること。

二 価格等の統制その他の物価に關する事務を行うこと。

三 経済調査庁法第一條各号及び

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌管区経済局	札幌市	北海道
仙台管区経済局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京管区経済局	東京都	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
名古屋管区経済局	名古屋市	静岡県 岐阜県 愛知県 三重県 富山県 石川県
大阪管区経済局	大阪市	京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島管区経済局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松管区経済局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡管区経済局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(内部部局)
第三十四條の五 管区経済局に、左の四部を置く。

調整部

物価部

監査部

査察部

2 前項に定めるものを除く外、管区経済局の内部部局の組織の細目

第一條の二に規定する事務に關すること。

2 管区経済局長は、前項第一号に掲げる事務については経済安定本部総務長官の、同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の、同項第三号に掲げる事務については経済調査庁長官の指揮を受ける。

第三十四條の四 管区経済局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

(所掌事務)

第三十四條の七 地方経済調査局は、管区経済局の所掌事務のうち、第三十四條の三第一項第三号に規定する事務を分掌する。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)

第三十四條の八 地方経済調査局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、経済調査庁法に規定するものを除く外、経済安定本部令で定める。

附則中第二項から第五項まで及び第七項から第十一項までを削り、第六項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」に改め、同項を第二項とする。

附 則

1 この法律中第四條第四号、第五條第十六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号、第三十五條、第三十四條の三第一項第三号、第三十四條の七並びに経済安定本部設置法附則第二項から同法附則第十一項までの改正規定は、公布の日から、其の他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、昭和二十五年五月三十一日までは、第三十四條の三第一項第三号及び第三十四條の七の規定の適用については、「管区経済局」とあるのは「管区経済調査庁」と、「地方経済調査局」とあるのは「地方経済調査庁」と読み替えるものとする。

2 第三章第三節及び第三章第一節第三款並びに第三十四條の二の改正規定施行の際、現に地方経済安定局、地方物価局若しくは管区経済調査庁又は地方経済調査庁の職員である者は、別に辞令を發せられない場合においては、それぞれ管区経済局又は地方経済調査局の相当の職員となるものとする。

3 経済安定本部設置法第三章第一節に規定する物価庁は、昭和二十六年四月一日において同法第二章第一節に規定する内部部局に組織替されるべきものとし、その組織替については、同日前において、立法措置がなされるべきものとする。

4 物価統制令(昭和二十一年勅令第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十二條中「前二條」を「前條」に、「第十九條」を「差益又ハ前條」に、「同條」に改める。

第二十二條中「第十九條又ハ」及び「差益又ハ」を削る。

第二十三條中「第十九條又ハ」を削る。

第三十條及び第三十一條中「物価庁地方物価事務局」を「管区経済局」に改める。

第三十七條の二中「差益又ハ」を削る。

5 昭和二十四年十一月三十日以前に行われた価格等の統制額の改訂によつて生じた差益については、改正前の物価統制令第十九條及び第二十一條から第二十三條までの規定は、前項の規定にかかわらず、なお、その効力を有する。この場合において、これらの規定中「経済安定本部総務」であるのは、「大蔵大臣」と読み替えるものとする。

6 前項に規定する差益について同項の規定によつてなお効力を有する改正前の物価統制令第二十一條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、改正後の同令第三十七條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條第十二号、第十三号及び第十四号を一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に第十二号として次の一号を加える。

十二 価格差益を徴収すること。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今上程になりました二案、即ち通商産業省設置法等の一部を改正する法律案及び経済安定本部設置法の一部を改正する法律案、この二案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を順次御報告いたします。

先ず通商産業省設置法等の一部を改正する法律案であります。本案につきましては、委員会を開くこと予備審査と共に二回、一昨日委員会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

本案の提案の理由及びその法律の内容につきまして詳しく説明をいたすことは省きますけれども、改正点の主なるものを概略申し上げます。その改正点は大きく分けて三點であります。

その第一点は、通商産業省設置法の一部改正の問題であります。これを細かく申し述べると四つの事項となり、その一つは、従来貿易公団で行なつておりましたところの輸入事業のうちで、米国の対日援助物資に關しては行政機関で処理すべき要請がなされておりましたので、これを臨時通商業務局を新設いたしまして、この局にお

いて対日援助物資の輸入事業を実施させることにしたというところが一つ。次に企業合理化の問題であります。この問題は現在の経済事情の下におきまして最も重要な事項であることに鑑みまして、その強力な推進を図ることを明らかにすると共に、主としてこの事務に当らるるために通商企業局に次長を設けることにいたしましたこと、同時に行政簡素化の趣旨によりまして通商企業局内の調達賠償部を廃止すると共に、資源庁関係におきまして、石炭管理局、石炭生産局の二局を炭政局といたしまして統合するなど、所要の整理改廃を実施したことであります。次に一つは、従来部門別の生産動態統計調査は調査統計部の各課で行なつて参りましたが、これを本省の各生産原局に移しまして、調査統計部では基本的な調査統計と各生産原局及び外局の行部門別統計調査の総合調整を行うこととしたのであります。向も一つは、昨年の十一月一日から通商産業局の分室に代つて都道府県に置かれました商工資材事務所の職員を身分をば、現在の国家公務員より都道府県の吏員に切替えることといたしました。以上が第一点の主なるものであります。

第三の要点は、中小企業行政の強力

化を図るために、中小企業の育成及び発展を図るべき基本方針の策定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にすると共に、私的独占禁止法又は事業者団体法の適用について公正取引委員会との関係を整備することとしたこと、この三つの点が主なるものであります。尙これに對しては、衆議院において修正が加えられてあるものであります。その修正案の要点を申し上げますと、これも三つに分けることができます。第一点は臨時通商業務局の所掌事務に関するものであります。政府原案におきましては、輸入業務を二つに区分して、米國対日援助物資に関するものは新設の臨時通商業務局において処理し、その他は従来通り通商局において行うこととしておりますが、今後は貿易団体の全面的縮小が予想されますので、輸入業務全体をば臨時通商業務局が併せて実施することとしたのであります。これが第一点。次の第二点は、現行法のままであるが、輸出信用保険特別会計の経理は大臣官房で行い、輸出信用保険に関する事務は通商振興局の経理部以外の機関で行うことになり、但し、保険に関する行政事務と会計事務は同一部局で行うことが運営の円滑を期する上において必要であるということ、及び事務の性質上、現在経理部で行なつておる通商金融と別個に行うことは好ましくないこと等の理由から、経理部において統一的に処理できるようにしたこととであります。衆議院の修正の第三点は、工業技術協議会の委員の任命権者に関する事項でありまして、この協議会の委員の任命が内閣に委ねられておられます現在の制度をば、任命手続等について、この協議会というものは長官の單なる諮問機関に過ぎないのであ

りますから、無用の煩瑣を避けますために、この際、工業技術庁長官に委ねることに変更したのであります。衆議院の修正点はこの三つが主でありまして、尙最後に、本法の施行期日につきましては四月一日という日が書いてありますが、これは何れも時を経過しておりましたので、これを改定して、これを本法案が成立後速やかに公布され、そうして即日施行されるという趣意に修正せられたのであります。

この案につきましても、政府から詳しい説明がなされたが、委員会において明らかになつた事項を申し上げますと、現在通商産業省の職員は總計二万一千二百五十九名であつて、大蔵省は本年度の予算で四万六千八百八十八名を整理する案になつております。これに對しては、行政官制において約二千人を削減しよう、そして最低一万人八千八百三十九名を保持すべきものとしておるのであります。その削減される人員はどこから出るかと申しますれば、通商産業局、鑑定局等、統制事務を所掌しておる部局のものであるのであります。又工業技術庁の人員は五百五十名増員される予定であるという状況であります。

有せざる審議が深山ある、そういうものは今回整理すべき筈になつておるのに、通商産業省内においてすでに八十の審議があつて、そのうち法律に基礎を持つていないものをそのまま存続せしむる結果になつておるのであるが、この法案の中に全然その点に觸れていないのは相當でないという意味の強い質問があつたのであります。政府はこれに對していろいろ事情を述べまして、止むを得ない点があるということを示し、そしてこれは今後において必ず整理するであろうということをはつきり答へたのであります。

大体只今申上げましたような事情で以て質疑応答を終りまして、最後に討論に入りまして、三好委員から、改正案は大体においてこれは当然の規定の整理であり、又他の法律との関連において生じた改正であつて、これは適當と認める、但し審議の問題については、次の機会において是非整理すべきものは整理いたし、又存続の必要があるものであつて今日法律に基いていないものは、正式に設置法によつて法律的にこれを存続せしめるよう強い要望がなされて、本案に賛成いたしましたのであります。そこで採決は、衆議院の採決をいたしました修正案、それを含めまして採決をいたしましたところが、全会一致で以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について報告をいたしました。

経済安定本部は国家行政組織法第二十四條の規定に基づきまして臨時に置かれてある官庁であります。内閣総理大臣を總裁とし、國務大臣を以て長官とする特別の官庁でありまして、これは経済安定の基本的施策の企画立案を初めとして、各行政機関の事務の総合調整及び推進、物価の統制、経済統制等を掌する機関であるのであります。今般我が國の経済情勢の推移に鑑みまして、その組織を整理する必要があることとなつたものであります。本法案における改正の要点を申し上げますと、その第一点は、内部部局をば簡素化したしまして、一官房六局という現在の制度をば一官房五局に縮小するのであります。即ち現在の生産局、動力局を統合いたしまして産業局といたしまして、又生活物資局の名称を改めまして民生局とするのであります。第二点は、経済安定本部の地方機構を簡素化したしまして、従来、本部、物価庁、経済調査庁のおの／＼の地方機関としてそれ／＼地方経済安定局、地方物価局、管区経済調査庁が置かれておりましたが、三本建の組織となつておるのであります。今これを一本建に統合いたしまして、管区経済局を八局設けることにいたしましたのであります。尙その下部組織といたしまして地方経済調査局を設置いたしました。それは都道府県に各一局、北海道に四局以内ということになるのであります。尙、第三の点といたしましては、経済安定本部の存続期間を、従来は御承知のごとく一年ごとに更新する規定になつておりましたが、今度これを削除いたしまして、当然の間存続することといたしましたこととあります。これが改正の要点であります。委員会は前後二回に亘りまして慎重審議をいたしました結果、この改正の趣旨は概ね妥當であると認められて、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決いたしました次第であります。

尙この委員会の審議中には、経済安定常任委員長佐々木君も特に出席せられて熱心な質疑応答を行われたのであります。

であります。而して論議の中心となつた点を申上げれば、経済安定本部の性格と機能が今後如何にあるべきかという点であります。最近経済事情の遷に伴ひまして物資の統制は逐次廃止せられまして今日、單に物資の統制や配給を主たる目的とする臨時機関であるならば、この経済安定本部なるものはもはや存続を必要としないのではなからうかという事になるのであります。従ひまして、経済安定本部の性格はどうかであるか、尙これを存続せしむべきものであるかという点であります。この問題につきまして各委員から極めて熱心な発言があつたのであります。が、大体総括して申しますれば、日本の今日の経済事情の推移と國際情勢の変化とに考へてみましても、国の経済政策に關する総合的な企画機關は必要である、安定本部はよろしくこの機能を十分に盡すべきものである、而してその企画は飽くまでも國家的見地に立つて健全な抜本的なものを要求するのだというふうな、そういう意見が委員諸君の意見と見て差支ないと思つたのであります。尙、総合企画に基く施策の実施面の監査とこれの推進とは、兩々不可分の關係において是非必要であるという見解であつたのであります。尙、存続期限の規定はこれは削除せられるのでありますけれども、併し國家行政組織法の根本から見まして、これは臨時に置かれておられるところの機関であるという点においては変らないのであるといふことでもあります。そこで、これにつきまして人員の増減等を調べてみますと、総員五千八百二十五名、そしてこれから一千七百七十七名を減らしまして四千六百四十八名が残るといふことになりまして、それから予算におきましては、昭和二十五年におきまして一千八百八十二億、その中から五百

四十二億余万円を減ずるといふことになることが明らかになつたのであります。本案の討論に入りまして梅津委員から、この経済安定本部をば強力に生かして行くように、そして日本の経済再建のために十分効果を擧げるようにという希望を述べられました。又町村委員からは、國家的な見地からはつきりした抜本的な企画をなして、強い力を以て國の必要に應ずるようになつて、べしという意味の御意見があつたのであります。かくいたしまして全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十二、更生緊急保護法案、日程第十三、保護司法案、(いずれも内閣提出)、以上兩案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

○議長(佐藤尚武君) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

○議長(佐藤尚武君) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

○議長(佐藤尚武君) 御報告を求めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

多致意見者署名

大野 幸一 宮城タマヨ
網部 常 鈴木 安孝
遠山 丙市 松井 道夫
小林 英三

附則第一項中「昭和二十五年四月一日を公布の日」に改める。
附則に次の一項を加える。
6 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十一号中「司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)による司法保護事業」を「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第号)による更生保護事業」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、犯罪者予防更生法の適用を受けない、いわゆる満期赦放者、起訴猶予者等についてその更生を図り、もつてその再犯を防止するためにこれらの者に対し國の責任において一時保護又は継続保護を加えることを定め、あわせて犯罪者予防更生法の規定する応急保護の措置の円滑を図るための規定を設け、更に又更生保護事業の健全な育成発達を促すため、現行司法保護事業法を廃止して、これに代るべき更生保護事業全般に關する規定を設けたものであつて、概ね適切妥當な措置といふべきである。なお現行地方税法との關係において不備な点があつたので修正を加えた。

二、事件の利害得失
犯罪者の更生、その再犯の防止即ち犯罪の特別予防の観点から有

益なる立法であるとともに、更生保護事業の助成と監督によつてその健全なる発展を図る上において、貢献するところ多いものと認めらる。

三、費用
本法案の施行に要する費用は昭和二十五年年度において約二千六百万円である。

更生緊急保護法案
内閣総理大臣 吉田 茂

第一條 この法律は、左に掲げる者が刑事上の手続による身体の拘束を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に關する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする。

一 懲役、禁じ又は拘留につき刑の執行を終つた者
二 懲役、禁じ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者
三 十八歳以上で懲役又は禁じにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者
四 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

(定義)
第二條 この法律で「更生保護」とは、前條各号に掲げる者が親族、

懲役者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができなない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できなない認められる場合に、これに対し居住を定め、金品を給與し、若しくは貸與する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援助し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業を指す。連絡又は助成をする事業を(更生保護の責任と範圍)

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、國の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」という。)(に委託して行うものとする。

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体拘束を解かれた後六月をこえない範圍内において、その意思に反しない場合に限り、

更生緊急保護法案
内閣総理大臣 吉田 茂

第一條 この法律は、左に掲げる者が刑事上の手続による身体拘束を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に關する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする。

一 懲役、禁じ又は拘留につき刑の執行を終つた者
二 懲役、禁じ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者
三 十八歳以上で懲役又は禁じにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者
四 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

(定義)
第二條 この法律で「更生保護」とは、前條各号に掲げる者が親族、

懲役者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができなない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できなない認められる場合に、これに対し居住を定め、金品を給與し、若しくは貸與する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援助し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業を指す。連絡又は助成をする事業を(更生保護の責任と範圍)

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、國の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」という。)(に委託して行うものとする。

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体拘束を解かれた後六月をこえない範圍内において、その意思に反しない場合に限り、

懲役者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができなない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できなない認められる場合に、これに対し居住を定め、金品を給與し、若しくは貸與する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援助し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業を指す。連絡又は助成をする事業を(更生保護の責任と範圍)

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、國の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」という。)(に委託して行うものとする。

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体拘束を解かれた後六月をこえない範圍内において、その意思に反しない場合に限り、

懲役者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができなない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できなない認められる場合に、これに対し居住を定め、金品を給與し、若しくは貸與する等の一時保護又は一定の施設に收容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援助し、もつてその速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業を指す。連絡又は助成をする事業を(更生保護の責任と範圍)

第三條 更生保護は、第一條各号に掲げる者に対し、その更生に必要な限度で、國の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行ひ、又は地方公共団体若しくは第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」という。)(に委託して行うものとする。

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体拘束を解かれた後六月をこえない範圍内において、その意思に反しない場合に限り、

4 更生保護を行うに當つては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつた旋するともに、更生保護活動の効果を上げることに努めて、この法律による更生保護の期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

5 更生保護に關し職業のあつた旋の必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)に基づき、本人の能力に適當な職業をあつた旋することに努めるものとする。

(更生保護開始の手続)
第四條 更生保護は、本人の申出があつた場合において、少年保護観察所長又は成人保護観察所長がその必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 檢察官又は監獄の長は、第一條各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、第一項の規定により更生保護の要否を定めるには、本人の刑事上の手続に關與した檢察官又は本人が拘禁されていた監獄の長の意見を聞かなければならない。但し、仮出獄期間の満了によつて第一條第一号に該當した者については、この限りでない。

4 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第二項の規定により更生保護を委託しようとするときは、更生保護の円滑な実施を

期するため、地方公共団体又は更生保護会のうち本人の更生保護に最も適當なものを選び、これに対し事前に連絡することに努めなければならない。地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、犯罪者予防更生法第四十條第二項の規定により緊急の救護を更正保護会に委託しようとするときも、同様とする。

(更生保護事業の経営の認可)
第五條 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を中央委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称
二 事務所
三 更正保護事業の種類及び内容並びに被保護者に対する処遇の方法
四 設立者の氏名、住所、経歴及び資産状況並びに経営の責任者の資産状況
五 経理の方針
六 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権限
七 経営の責任者及び更生保護の業務に當る幹部職員の名及び経歴
八 寄附行為、定款その他の基本約款

2 中央委員会は、前項の認可の申請があつたときは、左の基準によつて審査し、これに適合するものを認可しなければならない。

一 当該事業を営む者の経済的基礎が確実であること。
二 経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであること。

三 経営の責任者が社会的情望を有すること。
四 建物その他の設備の規模及び構造が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。
五 更生保護の実務に當る幹部職員が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。
六 被保護者に対する救護、給養その他の処遇の方法が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。
七 職業紹介事業を自ら行おうとするものにあつては、職業安定法の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。
八 中央委員会は、前項第四号及び第六号の基準を定めるに當つては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基き命令の規定を尊重し、又、これに違反しないように意を用いなければならない。

4 第一項の認可には、更生保護事業を営む期間、その種類又は内容等について、この法律の目的を達成するために必要と認める條件を附することができる。

(更生保護会の行、更生保護)
第六條 更正保護会は、少年保護観察所長又は成人保護観察所長から第三條第二項の規定による委託があつたとき、更正保護を開始するものとする。

2 更生保護会は、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から犯罪者予防更生法第四十條第二項の規定による保護観察中の者のための救護の委託を受けることができる。

3 更生保護会は、被保護者の更生保護又は緊急の救護につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の關係団体又は機關に照会して協力を求め、又、特に必要があると認められるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(認可事項の変更と更生保護会の廃止)
第七條 更生保護会は、第五條第一項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにして中央委員会の認可を受けなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に準用する。

3 更生保護会は、更生保護事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に更生保護中の者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、且つ、第十二條の規定により支給を受けた費用に殘存額があるときはこれを返還して、廃止の時期について中央委員会の承認を受けなければならない。

2 更生保護会は、中央委員会に対し、毎年、十二月一日までに次年度の事業計画を、二月末日までに前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、それぞれ書面をもつて報告しなければならない。

2 更生保護会は、中央委員会の規則の定めるところにより、その事務所に左の帳簿を備え付け、遅滞なく所要事項を記載しなければならない。

一 更生保護の状況を明らかにする帳簿
二 更生保護を受けている者の名簿
三 会計簿
四 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿
五 保管品名台帳

3 中央委員会は、この法律の目的に達成するため、更生保護会に対し、第一項以外の事項についても必要と認める事項の報告を求め、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員をして施設及び備付の帳簿並びに事業経営の状況その他必要な事項を調査させることができる。

4 中央委員会は、更生保護会が第五條第二項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その更生保護会に対し、同條同項の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(事業経営の制限又は禁止)
第九條 更生保護会が、第五條第四項若しくは第十四條第二項の規定による條件に違反し、第七條第一項の認可の申請、前條第一項の報告若しくは同條第二項の帳簿の備付及び記載を怠り、同條第三項の報告の求に應ぜず、又は正當の事由なく同條第四項の規定による命令に違反したときは、中央委員会は、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第五條第一項の認可を取り消すことができる。

2 更生保護会が法人である場合に於いて、理事その他の業務を執行する役員が、その事業により個人の営利を圖つたときも、前項と同様とする。

3 第五條第一項の規定による認可を受けないで更生保護事業を営む者(国及び地方公共団体を除く。)が、その事業に關し営利を圖り、若しくは被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、中央委員会は、その者に対し更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

4 中央委員会は、前三項の規定による更生保護事業の制限、停止又は認可の取消の処分をする場合には、その処分を受ける者に、中央委員会の指定した職員に対して弁明する機会を與えなければならぬ。この場合においては、中央委員会は、その処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならぬ。

5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

6 弁明を聴取した者は、聴取及び処分決定について、意見を附した報告書を作り、これを中央委員会に提出しなければならない。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第十條 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2 地方公共団体は、更生保護事業を営むるときは、あらかじめ、第五條第一項第一号から第三号まで、及び第五号から第八号までに掲げる事項を中央委員会に届

け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 第七條第三項並びに第八條第二項及び第三項の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

(更生保護事業審議会)

第十一條 中央委員会の委員長の諮問に應じて更生保護事業の向上に關する重要事項を審議させるため、中央委員会の附屬機関として更生保護事業審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 中央委員会は、左の場合においては、審議会の意見を聞かなければならぬ。

一 第五條第一項の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第五條第二項第四号から第六号までの規則を定めるとき。

三 第九條第一項から第三項までの規定により、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第五條第一項の認可を取り消すとき。

3 法務総裁は、次條第一項及び第二項の基準を定めるには、審議会の意見を聞かなければならぬ。

4 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、政令で定める。

(費用の支弁及び補助)

第十二條 国は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第三條第二項の規定に基き委託によつて生ずる費用を支弁する。

2 国は、更生保護会に対し、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内にお

て、左の各号に掲げる費用につき、補助金を交付することができる。

一 事務費

二 第八條第四項の規定に基き命令による施設の改善に要する費用

3 第三條第二項の規定に基き委託は、第一項の規定により国が支弁する金額が予算の金額をこえない範囲内において行われなければならない。

(費用の徴収)

第十三條 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第一項の費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長に嘱托することができる。

3 国は、前項の規定により、市町村の長に對し費用の徴収を嘱托した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村に交付しなければならない。

(寄附金の募集)

第十四條 更生保護事業を営み、又は営むとする者が、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その計画に着手する一月前までに、中央委員会に對し、その規則の定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を提出して、その許可を

受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は募集の期間経過後遅滞なく中央委員会に對し、その規則の定めるところにより、募集の結果を報告しなければならない。

(表彰)

第十五條 法務総裁は、審議会の意見を聞き、成績の特に優秀な更生保護会又は更生保護事業に従事する職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(罰則)

第十六條 この法律の規定は、更生保護事業に關し労働基準法及びこれを基き命令の規定が適用されることを排除する趣旨に解してはならない。

(罰則)

第十七條 左の各号の一に該當する者は、六月以下の徴収又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項から第三項までに規定する制限又は停止の命令に違反した者

二 第九條第一項又は第二項の規定により認可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその更生保護事業を営んだ者

三 第十四條第一項の規定による許可を受けずに寄附金を募集した者

四 第十四條第二項の規定による條件に違反して寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分した者

第十八條 左の各号の一に該當する

者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第八條第二項第三号から第五号までに掲げる帳簿の備付をせず、又はこれに所要の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十四條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(施行規則)

第十九條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)は、廃止する。

3 この法律の施行前になした司法保護事業法に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際、司法保護事業法第三條の認可を受けて現に司法保護事業を営む者は、この法律の施行後六月間は、第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営む者とみなす。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「司法保護」を「更生保護」に改める。

第十三條の七を次のように改める。

第十三條の七 中央更生保護委員

会、その地方支部局たる地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会並びに中央更生保護委員会の附屬機関たる更生保護事業審議会及び保護司課考会については、犯

罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第 号）及び保護司法法（昭和二十五年法律第 号）の定めるところによる。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

保護司法法

右国会に提出する。

昭和二十五年三月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

保護司法法

（この法律の目的）

第一條 この法律は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）第十九條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的とする。
（設置区域及び定数）

第二條 保護司は、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。
4 前項の定数を定めるに當つては、その土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮しなければならぬ。

（推薦及び委嘱）

第三條 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が、委嘱する。
一 人格及び行動について、社会的信譽を有すること。
二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
三 生活が安定していること。
四 健康で活動力を有すること。

2 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。
3 前二項の委嘱は、少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推薦した者のうちから、第五條の規定による保護司選考会の意見を聞いて行われなければならない。
（欠格條項）

第四條 左の各号の一に該当する者は、保護司になることができない。
一 禁治産者及び准禁治産者
二 禁こ以上の刑に処せられた者
三 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（保護司選考会）

第五條 中央委員会、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長は、請願に應じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べさせるため、各地方裁判所の所在地に、中央委員会の附属機関として、保護司選考会を置く。
2 保護司選考会は、委員十三人（東京に置かれる保護司選考会にあつては、十五人）以内をもつて組織し、うち一人を会長とする。
3 保護司選考会の委員には、給與を支給しない。
4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手續については、中央委員会の規則で定める。
（少年保護司及び成人保護司）

第六條 保護司を分けて、少年保護司及び成人保護司とする。
2 少年保護司は、主として青少年に関する事務を担当し、成人保護司は、主として成人に関する事務を担当するものとする。
3 少年保護司及び成人保護司の別は、各保護司につき、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が協議して定める。
（任期）

第七條 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。
（職務の執行区域）

第八條 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から特に命ぜられたときは、この限りでない。
（服務）

第九條 保護司は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、社会奉仕の精神をもつてその職務を遂行しなければならない。
2 保護司は、その職務を行うに當つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名譽保持に努めなければならない。
（監督）

第十條 保護司は、青少年に関する事務については、地方少年保護委員会の、成人に関する事務については、地方成人保護委員会の指揮監督を受ける。
（費用の支給）

第十一條 保護司には、給與を支給しない。
2 保護司は、中央委員会の規則の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。
（解嘱）

第十二條 中央委員会の委員長は、保護司が第四條各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。
2 中央委員会の委員長は、保護司が左の各号の一に該当するに至つたときは、保護司選考会の意見を聞き、これを解嘱することができる。
一 第三條第一項各号の一に掲げる条件を欠くに至つたとき。
二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 前二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が與えられた後でなければ行ふことができない。但し、第四條第一号又は第二号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。
（表彰）

第十三條 法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、職務上特に功勞がある保護司を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。
（施行規則）

第十四條 この法律の実施のための手續、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。
附則

1 この法律は、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第 号）の施行の日から施行する。
2 左に掲げる法律の規定中「司法保護委員」と改める。
一 犯罪者予防更生法第十九條、第三十九條、第四十一條及び第五十二條
二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十六條及び第三十條の二
3 他の法令中「司法保護委員」とあるのは「保護司」と読み替へるものとする。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕
○宮城タマヨ君 只今上程になりました更生緊急保護法案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
先ず本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。本法案は、体刑の言渡を受けてその執行を終つた者、その執行の免除を得た者、十八歳以上で懲役又は禁錮につき刑の執行猶予中の者及び不起訴処分付された者、それらが親族縁故者若しくは公共の諸施設から援助又は保護を受けることができない場合に、その更生に必要な限度で国の責任においてこれらの者に一時保護又は継続保護を行うことによつて、その更生を図り、その再犯を防止し、更生保護の健全な育成発達を図ることを目的といたしますと共に、犯罪者予防更生法第四十條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施しうとする趣旨の下に立案せられましたものでございます。而うして更生保護

の実施機関といたしました。中央更生保護委員会及び地方少年又は成人保護委員会の監督の下に、少年又は成人保護観察所がこれに当ることとなり、その方法は、本人の申出により、少年又は成人保護観察所長がその必要を認めましたときに限り、保護観察所のみからこれを行い、又は地方公共団体若しくは中央更生保護委員会の認可を受けた更生保護会に委託してこれを行わせるものでございます。

更生保護の期間は本人が刑事手続による身体拘束を解かれた後六ヶ月以内ということとなっております。国は一定の基準によりこれら委託によつて生ずる費用を支弁し、更に、更生保護会に對しては補助金を交付することができるとなつております。更に中央更生保護委員会の附属機関といたしまして更生保護事業審議会を設け、更生保護事業の向上に關する重要事項を審議させる建前になつております。

向、犯罪者予防更生法第四十條の応急救護については、更生保護会はこれが委託を受け得ることにして同法の応急救護の円滑を期しているものでございませう。更生保護事業の育成発達につきましては、一定の基準を定めて、これが事業を営む者を更生保護会として認可を與へ、中央委員会の適切なる監督指導の下に置かますと同時に、前述のように事業の発展のため国において更生保護会に委託したものの費用を支弁し補助金を交付する等いたしました。その財政的基礎を強固にせんことを意圖してあります。その他、直ちに本法案に定める更生保護会の認可基準に該当しない一般個人経営の更生保護事業は、それがその目的を逸脱しない限り有益なものでもありませんので、事業育成の観点からして本法案においても一応その存在を認め、ただこれに對する嚴重な監督権を中央更生保護委員会に與へたのでございませう。以上が本法案の要旨でございます。

委員会におきましては慎重審議いたしました。その旨は、御承知のことにしては速記録によつて御了承願うことといたしました。討論に入りまして、遊山委員より一部修正案が提出せられ、委員よりその要旨は、本案の施行期日は本年四月一日となつておりますが、審議中すでに四月一日は経過いたしておりますので、これを公布の日から施行することに定め、又現行地方税法によれば司法保護事業法による司法保護事業は地方税を免除することになつているので、これに代るべき本法案による更正保護事業も当然免税とすべきもので、この点を改めざるは、右修正案及び修正部分を除くその余の原案全部につきまして採決いたしましたこと、いづれも全会一致を以ちまして可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に保護司法法の委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本法案の要旨を簡単に申上げますと、従来司法保護事業法に基いて司法保護委員制度が設けられ、これらの委員は民間の有識者中より選ばれて刑余者等のよい相談相手として献身的な働きをし、犯罪者の更生、防犯の上に大きな足跡を残しておるのでございませう。然るに今回更生緊急保護法案によりまして司法保護事業法は廃止せられることになりました。そこで司法保護委員も廃止されることになるのでございませうが、犯罪者予防更生法による保護観察その他犯罪前原者の更生改善、防犯等の分野におきまして、このようにな民間有識者の協力援助は不可欠でございます。

でございますので、本法案によつてこれに代るべきものを設けることにし、その名称も保護司と改め、その組織、権限等にも詳細に規定することといたしましたのでございませう。保護司はこれと少年保護司及び成人保護司の二種とし、全国を通じて五万二千五百人以上以内とし、一定の條件を具備する一般民間人中より選挙委嘱するものとし、その委嘱、解職につきましては、中央更生保護委員長が各地方裁判所所在地に中央更生保護委員会の附属機関として設ける保護司選挙会の答申によつて、これを行うこととし、又その任期も二年とするに於てございませう。その職務執行区域は原則として区域に關するものとし、給与は支給しないが、職務を行うために要する費用の全部又は一部は支給することができるとなつております。向、保護司の監督は、中央更生保護委員会の地方出張機関たる地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が行うことになつております。次に保護司の身分につきましても、本法案には別段の規定はございませうけれども、解職上、民生委員等と同じように国家公務員法の適用は除外されますが、刑法上は公務員として取扱われる建前になつております。委員会におきましては慎重審議をいたした各委員より熱心な質疑が行われ、これらは速記録を御参照願うことにいたしました。ここでは省略させていただきます。討論は略しまして直ちに本法案の採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず更生緊急保護法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に保護司法法案全部を問題に供します。木案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十四、造船法案(内閣提出、衆議院送付)、日程第十五、船員職業安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事小泉秀吉君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決して、よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武

造船法案
造船法
造船法
造船法

第一條 この法律は、造船技術の向上を圖り、あわせて造船に關する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

上を圖り、あわせて造船に關する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(施設の新設)
第二條 総トン数百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができ、造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設しようとする者は、その工事の着手の日の一箇月前までに、施設の概要、工事計画、事業の種類及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出をした者は、同項の工事が完了したときは、その日から二箇月以内、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等)
第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、拡張し、又は移転しようとするときは、その工事の着手の日の一箇月前までに、設備の概要及び工事計画を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の届出をした者に準用する。

(推進性能試験)
第四條 運輸大臣は、推進機を備える船舶を製造しようとする者の要求があつたときは、その船舶の設計について水そうによる推進性能試験を行わなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定に基づいて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地

七九一

による推進性能試験を行わなければならない。

3 運輸大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に対して、推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があると認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができる。

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、手致料を納めなければならない。その額は、水そうによる推進性能試験については十万円を、実地による推進性能試験については二十万円をこえない範囲内で省令で定める。

5 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、推進性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)
第五條 運輸大臣は、新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない。

2 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関については出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーについては燃焼及び蒸発の効率について行う。

3 第一項の規定による性能試験を行うことを要求する者は、手致料を納めなければならない。その額は、二万円をこえない範囲内で省令で定める。

4 第一項の規定による性能試験については、前條第三項及び第五項の規定を準用する。

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)
第六條 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を運輸大臣に届け出なければならない。

一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業
三 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(業務に関する勧告)
第七條 運輸大臣は、前條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることが出来る。

(技術に関する勧告)
第八條 運輸大臣は、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し造船技術審議会の議を経て必要な勧告をすることが出来る。

(情報等の提供)
第九條 運輸大臣は常に、広く造船技術に関する資料、情報等を集めて備え置き、第六條第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応じ、これを提供しなければならない。

(報告)
第十條 運輸大臣又は海運局長は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくはがまき又はこれらの部分品若しくは付属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。

2 前項の場合において、運輸大臣又は海運局長は、報告をする者に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

(現に事業を営む者の届出)
第十一條 この法律施行の現に第六條第一項各号に掲げる事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、その施設及び事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

(罰則)
第十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二條(第三條第二項)において準用する場合を含む)、第三條第一項、第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十條第一項の規定に違反して虚偽の報告をした者

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相當の注意及び監督が盡

されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)
船員職業安定法の一部を改正する法律案
附則
昭和二十五年四月六日 茂
内閣総理大臣 吉田

あつては、海運局長がこれを委任する。
第五十七條第九項中「及び特別地区船員職業安定審議会」を削り、同項を第八項とし、同條第十項を第九項とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

(小泉秀吉君登壇、拍手)
○小泉秀吉君 只今議題となりました造船法案について運輸委員会における審議の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

先ず本法案の提案理由について申し上げますと、その一つは造船技術の向上を図る必要のあることであります。即ち我が国の造船技術は、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に偏り、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戦前の水準にさへ達していない状態でありました。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二回会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要請いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の更新等が事前指導を行う必要があることであり、その第三は、造船関係事業が重要産業であり、時適切な指導を行う必要があることであり、以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関

したることは、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に偏り、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戦前の水準にさへ達していない状態でありました。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二回会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要請いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の更新等が事前指導を行う必要があることであり、その第三は、造船関係事業が重要産業であり、時適切な指導を行う必要があることであり、以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関

したることは、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に偏り、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戦前の水準にさへ達していない状態でありました。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二回会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要請いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の更新等が事前指導を行う必要があることであり、その第三は、造船関係事業が重要産業であり、時適切な指導を行う必要があることであり、以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関

したることは、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に偏り、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戦前の水準にさへ達していない状態でありました。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二回会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要請いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の更新等が事前指導を行う必要があることであり、その第三は、造船関係事業が重要産業であり、時適切な指導を行う必要があることであり、以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関

したることは、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に偏り、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戦前の水準にさへ達していない状態でありました。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二回会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要請いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の更新等が事前指導を行う必要があることであり、その第三は、造船関係事業が重要産業であり、時適切な指導を行う必要があることであり、以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関

(植物防疫官の権限)

第四條 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3 前項の場合には、第二十条第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(証票の携帯及び服制)

第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前條第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 植物防疫官の服制は、農林大臣が定める。

第二章 国際植物検査

(輸入の制限)

第六條 輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、且つ、その検査の結果

有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写を添附してあるものでなければ、有害動物又は有害植物が附着するおそれがあるため、輸入してはならない。但し、植物防疫官は、輸入する植物及びその容器包装であつて、この章の規定により特に綿密な検査を受けたものについては、この限りでない。

2 植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

3 植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて動植物検査所に届け出なければならない。

4 植物又は次條第一項に掲げる禁止品を小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて動植物検査所に届け出なければならない。

(輸入の禁止)

第七條 何人も、左に掲げる物(以下「禁止品」という。)を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの
二 有害動物又は有害植物
三 土又は土の附着する植物
四 前各号に掲げる物の容器包装
2 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができ、農林大臣は、第一項第一号の規定による省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

(輸入植物等の検査)

第八條 植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を動植物検査所に届け出て、その植物又は禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六條第一項の規定に違反しないかどうか、禁止品であるかどうか、並びに有害動物及び有害植物(農林大臣が指定する有害動物及び有害植物を除く。本條及び次條において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならない。

但し、第三項の規定による検査を受けた場合は、第二項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、第六條第二項の港又は飛行場中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 通関手続をする郵便物は、植物又は禁止品を包有し、又は包有している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動植物検査所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、郵便局員の立合の下に当該郵便物を開くことができる。

6 前項の検査を受けていない小形包装物、商品見本又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を動植物検査所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、有害動物及び有害植物があるかどうかを判定するため必要があるときは、省令の定める所により、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

(廃棄、消毒等の処分)

第九條 前條の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対し、植物防疫官立会の下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六條、第八條第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会の下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八條第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様とする。

3 第七條の規定に違反して輸入された禁止品があるときは、植物防疫官が、これを廃棄する。

4 前條の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六條第一項の規定に違反せず、禁止品に該当せず、且つ、これに有害動物及び有害植物がないと認められたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

(輸出植物の検査)

第十條 輸入国がその輸入につき輸出の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、当該植物及び容器包装につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査を受け、これに合格した後でなければ、これを輸出してはならない。

2 前項の検査は、動植物検査所で行う。但し、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。

3 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他省令で定める植物については、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、第一項の検査を受けることができない。

4 植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認めるときは、第一項の検査を受けた物について再検査を行うことができる。

(委任規定)

第十一條 この章に規定するものの外、検査の手續及び方法並びに検査の結果行方処分の基準は、農林

大臣が定めて公表する。
2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

第三章 国内植物検査

(国内検査)

第十二條 農林大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止し、優良な種苗を保全するため、この章の規定により検査を実施するものとする。

(検査)

第十三條 農林大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」といふ。)を生産する者(以下「種苗生産者」といふ。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めるときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその原本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けず栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めるときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認め事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第七條第四項の規定を準用する。
(陸揚処分)

第十四條 植物防疫官は、前條第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。
(手数料の徴収及び委任規定)

第十五條 農林大臣は、第十三條第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において省令で定める額の手数を徴収することができる。
2 第十一條の規定は、国内植物検査に準用する。
(適用除外)

第十六條 左に掲げる指定種苗については、前四條の規定は適用しない。
一 農林大臣の指定する地域で生産される指定種苗
二 国又は都道府県が生産し、且つ、自ら検査する指定種苗
三 種苗生産者が同一都道府県

区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗
第四章 緊急防除

(防除)

第十七條 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、森林害虫については、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

2 農林大臣は、前條の規定による防除をするには、その三十日前までに左の事項を告示しなければならない。
一 防除を行う区域及び期間
二 有害動物又は有害植物の種類
三 防除の内容
四 その他必要な事項

第十八條 農林大臣は、前條第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。
一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の護袋又は移動を制限し、又は禁止すること。

三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること。
四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。

2 前條第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同條第二項の規定によるいときがなるときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定による公表をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。
(協力命令)

第十九條 第十七條第一項の防除を行うため必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除業者を防除に関する業務に協力させることができる。
2 前項の場合には、協力命令書を交付しなければならない。
3 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。
(損失の補償)

第二十條 国は、第十八條の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
4 農林大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評議人をその区域から選び、その意見を徴しなければならない。

5 第一項の規定による補償を伴うべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行なわれなければならない。
(報告義務)

第二十一條 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがあるとき、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

第五章 都道府県の防除
(都道府県の行う防除)

第二十二條 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検査し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に必要措置をとることができる。

2 前項の場合には、他の都道府県において生産された種苗その他の物の正当な流通を妨げないように

留意しなければならない。

第六章 不服の申立

(不服の申立)

第二十三條 左に掲げる者は、当該処分不服があるときは、処分を受けた日から二週間以内、農林大臣に不服の申立をすることができ

一 第四條第二項の規定による命令を受けた者

二 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者

三 第十三條第六項の規定による検査の結果不合格となつた者

四 第十八條の規定による命令を受けた者

五 第二十條第三項の規定による補償金額の決定を受けた者

農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、遅滞なく、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、当該申立人又はその代理人が証拠を呈示して意見を述べ、その機会を與へた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

第七章 罰則

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項、又は第十三條第四項の規定に違反した者

二 第七條第三項の規定による許可の條件に違反した者

三 第八條第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに當つて不正行為をした者

四 第十八條第一項の規定による命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに當つて不正行為をした者

二 第八條第七項の規定による命令に違反した者

三 第九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同條第一項から第三項までの規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十條第一項の規定に違反し、又は同條同項の検査を受けけるに當つて不正行為をした者

五 第十一條第二項の規定による命令に違反し、又は同條同項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同條同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

二 第四條第二項の規定による命令に違反した者

三 第六條第四項の規定に違反した者

四 第十條第四項の規定による再検査を拒み、妨げ又は忌避した者

五 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為を

したときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(廃止法律)

2 左に掲げる法律は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

輸出入植物検疫法(昭和二十三年法律第八十六号)

書虫駆除予防法(明治二十九年法律第十七号)

(経過規定)

3 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

4 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十九條に第二項として次のように加える。

農業共済組合は、その組合員が植物防疫法(昭和二十五年法律第 号)の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支拂の義務を有しない。

第三百三十二條中「第九十五條乃至第九十八條」の下に、「第九十九條第二項」を加える。

(物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正)

5 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し植物の防疫を行うために必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力噴霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

審査報告書

農林物資規格法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月十八日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

石川 進吉 山崎 恒

藤野 繁雄 岡村文四郎

羽生 三七 門田 定藏

加賀 操 徳川 宗敬

北村 一男 深水 六郎

池田宇右衛門

第二十五條に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則に第七項として次の一項を加える。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を次のように改め

二十 日本農林規格を定めること

第七條第十七号を次のように改める。

十七 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

十七の二 日本農林規格に関すること。

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、重要農林畜水産物の規格統一及び検査に関する現行指定農林物資検査法が、物資及び価格の統制が逐次撤廃せられつつある現状に即しないものがあるため、現行の強制検査制度を廃止するとともに、現行法を全面的に改廃し、(一)農林大臣による日本農林規格の制定、(二)都道府県による格付制度を中心とした法律案を新たに制定せんとするもので、委員会は、その趣旨概ね妥当と認め、法人又は人に対する罰則規定を緩和し、農林省設置法の不備を補う等所要の修正を加え、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

規格統一を行うべき種類、品目の決定において、経済の実情に適合するよう運用せよのしきを、得れば、法案第一條の目的を達することができ、利するところ少なくないと思はれる。

三、費用

本法施行に要する経費は輸出農
林物資検査に要する経費と一括に
して昭和二十五年予算に七、九
三二、〇〇〇円計上されている。
しかして本法施行の中心である農
林物資規格調査会に關する経費は
右のうち九〇、六〇〇円である。

農林物資規格法案

右
国会に提出する。

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

農林物資規格法案

農林物資規格法

(法律の目的)

第一條 この法律は、適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農林物資」とは、国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律で「日本農林規格」とは、第八條から第十一條までの規定により制定された農林物資の規格をいう。

(農林物資規格調査会)

第三條 農林省に農林物資規格調査会(以下「調査会」といふ。)を置く。

2 調査会は、農林大臣の諮問に應じて、左に掲げる事項を調査審議し、その結果を農林大臣に報告す

るものとする。

一 第八條、第九條第二項、第十二條及び第十六條第三項の規定による日本農林規格の制定、改正又は廃止に關する事項

二 第十二條第二項の規定による日本農林規格による格付に關する事項

3 調査会は、日本農林規格の制定、改正又は廃止に關して調査研究し、その結果を必要と認める事項を農林大臣に建議することができ

る。

第四條 調査会は、委員五十人以上で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び農林物資の規格に關し學識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 委員は、実質的に利害關係がある各方面を代表する者でなければならぬ。

4 學識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、三年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中これを解任することを妨げない。

第五條 調査会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、調査会の会務を總理する。

第六條 特別な事項を調査するため必要があるときは、調査会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

3 専門委員は、会長の申出により、農林大臣が任命する。

第七條 前四條及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に定めるものの外、調査会に關しこの法律の範圍内において必要な事項は、省令で定める。

項は、省令で定める。

(日本農林規格の制定)

第八條 農林大臣は、日本農林規格を制定しようとするときは、農林物資の種類を定め、あらかじめ調査会の議に付さなければならぬ。

第九條 都道府県又は利害關係人は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すべきことを農林大臣に申し出ることができ

る。

2 農林大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、その申出に係る農林物資について日本農林規格を制定すべきかどうかについて調査会の意見を徴し、その結果、これを制定すべきものと認めるときは、前項の原案を調査会に付議し、これを制定する必要があると認めるときは、理由を附してその旨を申出人に通知しなければならぬ。

第十條 調査会は、省令で定める公正な手続に従い、日本農林規格の案を審議し、その結果を農林大臣に答申しなければならない。

2 調査会は、日本農林規格の案を審議するため必要があると認めるときは、公聴会を開いて利害關係人及び學識経験のある者の意見をきくことができる。

3 前項に定めるものの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

第十一條 農林大臣は、調査会が制定すべきものと答申した日本農林規格の案がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、且つ、その適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不公正に

差別を附するものでなく、適當であると認めるときは、これを日本農林規格として制定しなければならない。

(日本農林規格の改正及び廃止)

第十二條 前四條の規定は、日本農林規格の改正又は廃止に準用する。

(公示)

第十三條 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前に公示しなければならない。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第十四條 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名稱を用いてはならない。

(都道府県の定める規格)

第十五條 都道府県は、日本農林規格の制定されている農林物資については、規格を定めることができ

ない。

2 農林物資について都道府県の定めた規格がある場合において、当該農林物資について日本農林規格が施行されたときは、都道府県の定めた当該規格は、その効力を失

う。

(公聴会)

第十六條 日本農林規格に実質的な利害關係を有する者は、日本農林規格がすべての実質的な利害關係を有する者の意向を反映し、又はその適用に當つて同様な條件の下にある者に対して不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林大臣に公聴会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければ

ならない。

3 農林大臣は、公聴会において明らかになされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正に關して調査会に適切な審議を行わせなければならない。

4 前三項に定めるものの外、公聴会について必要な事項は、省令で定める。

(規格証票)

第十七條 都道府県は、條例で定めるところにより、農林物資について日本農林規格により格付を行つたときは、当該農林物資又はその包装若しくは容器に、日本農林規格により格付をしたことを示す証票(以下「規格証票」といふ。)を附することができ、農林省の機関が農林物資について日本農林規格により格付を行つたときも、同様とする。

2 規格証票の様式及び表示の方法については必要な事項は、省令で定める。

第十八條 前條の規定による格付を行つた農林省の機関又は都道府県でなければ、農林物資又はその包装若しくは容器に規格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十九條 規格証票の附してある包装材料又は容器は、その規格証票をまつ消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならない。

(規格証票又は格付についての申出)

第二十條 規格証票により日本農林規格による格付の表示を附された農林物資が、その規格証票の表示に係る日本農林規格に適合しない

と認める者は、省令で定める手続に従い、農林大臣にその旨を申し出ることができる。

(調査及び報告)

第二十一條 農林大臣は、前條の規定による申出を受けたとき、その他必要があるとき、その職員に都道府県の格付の設備、方法その他格付について必要な事項を調査させ、又は都道府県から格付について必要な報告を求めることができる。

(監督)

第二十二條 農林大臣は、前條の規定による調査の結果、都道府県の行う格付が適当でないとき、又は、当該都道府県に対し、その改善を命じ、又は規格証票を添附することを禁止することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、調査会の意見をきかなければならない。

(食品衛生法の適用)

第二十三條 この法律の規定は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の適用を排除するものと解してはならない。

(罰則)

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十四條の規定に違反した者
二 第十九條の規定に違反した者
三 第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金を科する。

刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際現に日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、この法律施行後二箇月間を限り第十四條の規定を適用しない。
3 指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）は、廃止する。
4 この法律施行の際農林物資について現に指定農林物資検査法第三條の規定に基いて指定農林物資の規格（同法第十九條第二項の規定により同法第三條の規定による規格とみなされたものを除く。）が定められていたときは、当該規格は、第八條から第十一條までの規定により日本農林規格が制定されるまでの間、当該農林物資についての日本農林規格とみなす。

5 指定農林物資検査法廃止前に行う行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
6 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第一号中「指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）による指定農林物資」を「農林物資規格法（昭和二十五年法律第 号）による農林物資」に改めらる。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
肥料取締法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年四月十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
（小字は衆議院修正）

肥料取締法案

肥料取締法

(目的)

第一條 この法律は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうに化学的変化をもたらすことを目的として、土地にほどこされる物質をいう。
2 この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに別表で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、

「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者であつて生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

(公定規格)

第三條 農林大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有組成分の最大量その他必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。
2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

(登録を受ける義務)

第四條 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、左の各号の区分に従い、第一号から第三号までに掲げる肥料にあつては農林大臣の、第四号の肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

一 化学的方法によつて生産される普通肥料（石灰質肥料を除く。）
二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの。
三 前二号の普通肥料の一種以上を原料とする配合肥料
四 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

2 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

て、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

(仮登録を受ける義務)

第五條 公定規格が定められていない普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の仮登録を受けなければならない。

(登録及び仮登録の申請)

第六條 登録又は仮登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、左の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
二 肥料の名称
三 保証成分量
四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
五 販売業者を行う事業場及び保管する施設の所在地
六 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績

2 登録又は仮登録の申請をする者は、二千円をこえない範囲内において省令で定める額の手料を納付しなければならない。

(登録)

第七條 前條第一項の規定により登録の申請があつたときは、農林大臣又は都道府県知事は、その職員に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料

が公定規格に適合し、且つ、当該肥料の名称が第二十六條第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。

(仮登録)

第八條 第六條第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林大臣は、その職員に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。但し、申請に係る肥料が次條第二項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。

2 農林大臣は、前項の規定により調査をさせた場合において、申請書に記載された栽培試験の成績及びその職員の分析の結果によれば当該肥料の主成分の含有量及びその効果が公定規格の定がある類似する種類の肥料と同等であると認められ、当該肥料の名称が第二十六條第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料の仮登録をしなければならない。

第九條 農林大臣は、仮登録をされている肥料につき農林省が肥効試験を行った結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認められたときは、遅滞なく、第三條の規定により公定規格を定めるとともに、当該肥料を登録しなければならない。

2 前項の試験の結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実でないとき、農林大臣は、有効期間中であつても、当該肥料の仮登録を取り消さなければならない。

3 前項の規定により仮登録を取り消された者は、遅滞なく、仮登録証を農林大臣に返納しなければならない。

(登録証及び仮登録証)

第十條 農林大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登録をしたときは、当該登録又は当該仮登録を受けた者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日(仮登録の場合又は仮登録番号及び仮登録年月日)
- 二 登録又は仮登録の有効期限
- 三 氏名及び住所
- 四 肥料の名称
- 五 保証成分量
- 六 生産業者があつては生産する事業場の名称及び所在地

第十一條 登録又は仮登録を受けた者は、登録証又は仮登録証を、生産業者にあつては生産する事業場に、輸入業者にあつては主たる事務所に備へ付け、且つ、その字をその他の事業場に備へ付けて置かなければならない。

(登録及び仮登録の有効期間)
第十二條 登録の有効期間は、三年とし、仮登録の有効期間は、一年とする。

2 前項の登録又は仮登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、仮登録については、その有効期間内に第九條第一項の肥効試験に基づく肥料の効果の判定を行うことができない場合に限る。

3 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、第六條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に登録証又は仮登録証を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録又は仮登録を受けた者の届出義務)

第十三條 登録又は仮登録を受けた者は、左の各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、省令で定める手続に従い、変更があつた事項及び変更年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出、且つ、変更があつた事項が登録証又は仮登録証に記載事項に該当する場合にあつては、その書替交付を申請しなければならない。

一 氏名又は住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)

二 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場又は保管する施設の所在地

2 相続又は法人の合併により登録又は仮登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出て、登録証又は仮登録証の書替交付を申請しなければならない。

3 登録証又は仮登録証を滅失し、又は汚損した者は、省令で定める手続に従い、農林大臣又は都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

4 登録又は仮登録を受けた生産業者又は輸入業者が当該普通肥料の名称を変更しようとするときは、省令で定める手続に従い、農林大臣又は都道府県知事に届け出、且つ、登録証又は仮登録証の書替交付を申請しなければならない。

(登録又は仮登録を受けた法人が解散したときは、その清算人は、解散の日から二週間以内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。)

6 登録又は仮登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内にその旨を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録及び仮登録の失効)
第十四條 左の各号の一に該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失ふ。

一 登録又は仮登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。

二 登録又は仮登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸入の事業を廃止した旨を届け出たとき。

三 都道府県知事に登録をした生産業者が当該肥料を生産する事業場を他の都道府県に移転したとき。

第十五條 登録若しくは仮登録の有効期間が満了したとき、又は前條の規定により登録若しくは仮登録がその効力を失つたときは、当該登録又は仮登録を受けた者(前條第一号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を添えて、効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録及び仮登録に関する公告)
第十六條 農林大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第十四條の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定により登録若しくは仮登録を取り消したときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 登録番号又は仮登録番号
- 二 肥料の名称
- 三 保証成分量
- 四 生産業者又は輸入業者の氏名及び住所

2 都道府県知事は、その公告した事項をすみやかに農林大臣及びすべての都道府県知事に通知しなければならない。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)
第十七條 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。)に左の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を附さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、また同様とする。

- 一 生産業者保証票又は輸入業者保証票という文字
- 二 肥料の名称
- 三 保証成分量
- 四 生産業者又は輸入業者の氏名

- 五 生産し、又は輸入した年月
- 六 生産業者にあつては生産した事業場の名称及び所在地
- 七 正味重量
- 八 登録番号又は仮登録番号
- 九 仮登録を受けた肥料にあつてはその旨の表示

(販売業者保証票)

第十八條 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に左の事項を記載した販売業者保証票を附さなければならない。

生産業者保証票、輸入業者保証票、販売業者保証票及び次條第四項の規格外肥料保証票(以下「保証票」という。)が附されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡を受けたとき、及び引渡を受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

- 一 販売業者保証票という文字
 - 二 販売業者の氏名及び住所
 - 三 前條第二号から第七号まで及び第九号に掲げる事項
 - 四 販売業者保証票を附した年月日
- 2 前條第四号から第六号までの事項は、販売業者が知らないときは、前項の販売業者保証票に記載しなくてもよい。

(譲渡の禁止)

第十九條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料について、登録又は仮登録を受けており、且つ、保証票が附されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

2 生産業者又は輸入業者が、第六條の規定により登録又は仮登録の申請をした普通肥料であつて主成分の含有量が公定規格に達せず、又は公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質に達しないものについて、省令で定める手続に従い、農林大臣の許可を受けた場合は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことができる。

3 農林大臣は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該普通肥料が植物に有害である場合又は当該普通肥料の主成分の含有量が公定規格の半ばに達せず、若しくは公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質の半ばに達しない場合を除いて、その申請の日から五十日以内に前項の規定による許可をしなければならぬ。

- 4 第一項の許可を受けた生産業者又は輸入業者は、省令の定めるところにより、当該普通肥料の容器又は包装の外部に、第十七條第二号から第七号までに掲げる事項及び規格外肥料保証票という文字を記載した規格外肥料保証票を附さなければならない。

5 天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格を下廻つた場合及び省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、第一項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

(保証票の記載事項の制限)

第二十條 保証票には、第十七條各号、第十八條第一号各号又は前條第四項に掲げる事項、商標及び商号以外の事項を記載し、又は虚偽の記載をしてはならない。

(施用上の注意等の表示命令)

第二十一條 農林大臣は、必要があるとき、登録又は仮登録又は仮登録を受けた普通肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上の注意又は原料の使用割合を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができ、

(特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録又は仮登録証にその旨を記載する。

- 2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録又は仮登録証にその旨を記載する。
- (特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)
- 第二十二條 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、左に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 肥料の名称
- 三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 四 販売業者を行う事業場及び保管する施設の所在地

2 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(販売業務についての届出)

第二十三條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、左に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。但し、生産業者が普通肥料について、当該都道府県知事の登録を受け、又は特殊肥料について当該都道府県知事に前條の規定による届出をした場合において、当該普通肥料又は当該特殊肥料については販売業務を開始したときは、この限りでない。

(不正使用等の禁止)

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録又は仮登録証にその旨を記載する。

- 三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地
- 2 前項の届出事項に変更を生じたとき、及び販売業務を廃止したときも、また同項と同様とする。
- (不正使用等の禁止)
- 第二十四條 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票その他保証票に紛らわしいものを自己の販売若しくはその容器若しくは包装に附してはならない。

2 他を生産業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装は、その表示を消さなければ、何人も自己の販売する肥料の容器又は包装として使用してはならない。

(異物混入の禁止)

第二十五條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十六條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料の主成分の含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

(帳簿の備付)

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料について、その主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

- 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入又は

販売の業務を行ふ事業場、ことに帳簿を備え、肥料を購入し、輸入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならぬ。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならぬ。

(業務施設の表示)
第二十八條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産、輸入若しくは販売の業務を行ふ事業場又は保管する施設ごとに、それぞれその外部の見易い場所に、その氏名又は名称及び事業場又は施設の種別を、省令の定める方法で表示して置かなければならぬ。

(報告の徴収)
第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者からその業務に関し報告を徴することができる。

(肥料検査官及び肥料検査吏員の立入検査等)
第三十條 農林大臣又は都道府県知事は、肥料の取締上必要があると認めるときは、肥料検査官又は肥料検査吏員に、生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は肥料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車、その他肥料の生産、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所

に立ち入り、肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を、分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 肥料検査官は、農林省肥料検査所に置き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる。

4 第一項の場合には、肥料検査官又は肥料検査吏員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

5 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により肥料又はその原料を収去させたときは、当該肥料の分析検査の結果の概要を新聞その他の方法により公表する。

(違反の場合の行政処分)
第三十一條 農林大臣は、その登録又は仮登録をした普通肥料の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、普通肥料の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、販売業者、その登録した普通肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該肥料

の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 第一項又は前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を農林大臣又は都道府県知事に返納しなければならぬ。

4 第一項又は第二項の処分(登録又は仮登録の取消を除く)をしたときは、農林大臣にあつてはすべての都道府県知事に、都道府県知事にあつては農林大臣及びすべての都道府県知事に、すみやかにその旨を通知しなければならぬ。

(登録及び仮登録の制限)
第三十二條 前條第一項又は第二項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

(罰則)
第三十三條 農林大臣又は都道府県知事は、第九條第二項又は第三十一條第一項若しくは第二項の規定により登録又は仮登録の取消をしたとき、当該登録又は仮登録を受けた者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べ、機会を與えなければならぬ。

(不服の申立)
第三十四條 左に掲げる者は、第一号又は第二号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第三号の

者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、当該申請又は処分に係る農林大臣又は都道府県知事に不服の申立をすることができる。

一 普通肥料の登録又は仮登録を申請した後五十日を経過してもその登録又は仮登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者

二 第十九條第三項の期間内に同條第二項の許可がなかつたことに對して不服がある者

三 第三十一條第一項又は第二項の規定による肥料の譲渡又は引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べ、機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならぬ。

(適用の除外)
第三十五條 肥料を輸出するために生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合及び農林大臣の指定する肥料を工業用又は飼料用に供するために生産し、輸入し、譲渡し、輸送し、又は保管する場合においては、省令の定めるところにより、この法律は、適用しない。

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十九條第一項又は第二十五條の規定に違反した者

二 第二十二條の規定に違反して、保証票に虚偽の記載をした者

三 第二十四條第一項の規定に違反して、保証票を不正に使用し、又は保証票に粉らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器若しくは包装に附した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條若しくは第五條の規定による登録若しくは仮登録を受けないうで、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又はその登録若しくは仮登録を受けるに當つて不正行為をした者

二 第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項又は第二十六條の規定に違反した者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項、第二項若しくは第四項、第十五條、第十七

條、第十八條第一項又は第十九條第四項の規定に違反した者
二 第二十条の規定に違反して、保証票に法定の事項以外の事項を記載した者
第三十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第十一條、第十三條第三項、第五項若しくは第六項又は第二十八條の規定に違反した者
二 第二十一條第一項の規定による命令に違反した者
三 第二十七條第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者
四 第二十九條の規定による命令に對し虚偽の報告をした者
五 第三十條第一項の規定による肥料若しくはその原料の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對し虚偽の陳述をした者
第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十一條 第九條第三項、第二十

七條第三項又は第三十一條第三項の規定に違反した者は、二千元以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。但し、第四條、第五條、第十七條から第二十條まで、第二十七條及び第二十八條の規定の施行期日は、昭和二十五年八月一日とする。
2 (現に肥料業者である者の届出) この法律施行の際現に特殊肥料の生産業者又はその輸入業者である者が、その現に営んでいる生産又は輸入の事業について第二十二條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「その事業を開始する二週間前まで」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、この法律施行の際現に販賣業務を営んでいる生産業者、輸入業者又は販賣業者が、当該販賣業務について第二十三條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「当該事業場において販賣業務を開始した後二週間以内」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、それぞれ読み替へる。
3 肥料取締法(明治四十一年法律第五十一号、以下「旧法」といふ)は、廃止する。但し、同法第四條、同條に係る罰則及び第八條の規定は、昭和二十五年七月三十一日まで、なおその効力を有する。

4 この法律施行前(旧法第四條の規定による保証票の添付については、同條の失効前)にした行為に對する罰則の適用については、この法律施行後(同條の規定による保証票の添付については、同條の失効後)でも、なお従前の例による。

5 (農林省設置法の改正) 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十三号を次のように改める。
二十三 農林、農産物及び肥料の登録並びに肥料の検査を行うこと。
別表

種別	主成分
無機質窒素肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素
無機質りん酸肥料	りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸
無機質加里肥料	加里全量、水溶性加里
化成肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
有機質肥料	窒素全量、りん酸全量、加里全量
石灰質肥料	有効石灰、有効苦土
配合肥料	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里
その他の普通肥料	農林大臣の指定する成分

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所に設置に關し承認を求むるの件

右 国会に提出する。

昭和二十五年四月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

地方自治法第五十六條第四項

の規定に基き、動植物検疫所の出張所に設置に關し承認を求むるの件

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第二十七條第三項の規定に基いて動植物検疫所出張所に左記のように設置したいので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定による国会の承認を求むる。

記 出張所の名称 設置する位置 横浜動植物検疫所

所

横須賀動植物検疫所出張所 神奈川県横須賀市
清水動植物検疫所出張所 静岡県清水市
羽田動植物検疫所出張所 東京都
神戸動植物検疫所 三重県四日市
四日市動植物検疫所出張所 三重県四日市
広島動植物検疫所出張所 広島県広島市
舞鶴動植物検疫所出張所 京都府舞鶴市
門司動植物検疫所 山口県下関市
下関動植物検疫所出張所 山口県下関市
佐世保動植物検疫所出張所 長崎県佐世保市

〔補見委員君登壇、拍手〕
○補見委員君 只今議題になりました四つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を逐次御報告申し上げます。
最初に植物防疫法案につきまして御報告申し上げます。
この法律案は、植物の防疫につきまして従来の法制を改廃統一し、新事態に即応して國際的及び国内的に植物の防疫に關する一貫した新立法を試みておるものでございまして、その内容としては、國際的な植物検疫並びに国内的な植物検疫及び緊急防疫を骨子としたのであります。即ち國際植物検疫につきましては、先に第二国会において成立を見ました輸入植物検疫法の趣旨を概ね本法案中に取入れ、ただ一部の改正、例えば輸出入植物についてその容器包装についても同様今後は検疫を行うとか、輸入禁止品を農

林大臣が決定する場合には公聴会を開くこと、或いは輸入検査方法の一つとして隔離栽培の方法を設くる等の外は、概ね現行制度そのまゝを取入れておるのであります。国内植物検疫につきましては、現行法の害虫駆除予防法が古く明治二十九年の制定にかゝるもので、法律制定当時の病虫害防除に関する知識水準を基礎としての法律内容は凡そ今日の実態に即せず、従つて特殊な病虫害を絶滅し又はその蔓延を防止する特別の措置をとるといふことが、その後新しく国内に侵入した幾多の病虫害が蔓延し着して農産物に重大な損害を與えておる実情でありますので、今回のこの法案におきましては、従前の害虫駆除予防法を全面的に改廃し、国内植物検疫としては、新たに国内に侵入し又はすでに国内の一部に存在している有害動植物、例えば馬鈴薯輪腐病、蜜柑蠅、馬鈴薯凋萎病のごときものの蔓延を防止し、以て優良な種苗を保全するため、その種苗の栽培地において栽培中に検査を行う等、強力な検疫を行ひ得ることとしたしておりますのであります。又緊急防除対策としては、右に申述べましたごとき新たに国内に侵入し若しくはすでに国内の一部に存在している有害動植物が蔓延して有用植物に重大な損害を與える虞れがある場合、又は有害動植物により植物の輸出が阻害せられる虞れがある場合におきまして、その病害を駆除し或いはその蔓延を防止するに必要上、農林大臣はその病源存在地区内で絶滅するため、栽培の制限又は禁止、運搬又は移動の制限、禁止、消毒、除去、廃棄等、それらの場合に依りて強力な

防除措置を講じ得るようになり、これに伴う手続、協力命令、損失の補償等の規定を設けておるのであります。委員会は本案の審議につきましては前後三回に亘り慎重審議いたしましたのであります。質疑の内容は概ね技術的事項が中心でありましたので、ここではそのすべてを省略し、詳細は速記録によつて御覽願うことにいたします。審議の結果、委員会は本案に所要の修正を加へることといたしました。即ち修正の主なる点は、先づ第一に施行期日の変更であります。先づ第一に施行期日の変更は本年四月一日より施行することとなつておりましたが、政府からの提案時期が遅れましたため、当初予定の施行期日前に本案を審議することは事実上不可能でありましたので、施行期日はこの法律公布の日から施行することと改めました。修正の第二点は、原案においては先程も申し上げましたように、本案に現行輸出入植物検疫法を吸収統一してあるのであります。その経過規定において不完全なところがあつたので、これを補正いたしましたのであります。第三点は、農林省の所掌事項中、国内植物検疫に関する明文が漏れておりましたので、その点を明確にするため本法附則において農林省設置法の一部に修正を加へることとしたのであります。而して以上の修正案は各委員共同提案の形を以て提案することといたしました。

以上の経過を経て、植物防疫法案は委員会におきましては質疑終了後討論採決の結果、全会一致を以て修正案を決定することと決定した次第であります。

尙、討論におきまして藤野委員から、本案においては、いもち病、黒斑病、或いは蠟虫のごとき一般病虫害は、すでに国内に伝播しておる理由により、その防除は地方自治体又は団体等を主とし、国は必要な補助をなすにとどめ、従つて本法の対象外に置いておるけれども、これらの被害による損失は毎年二百億を超えるものと推定せられるので、一般病虫害の異常発生に対処するよう国家的防疫体制を整備すること、特に国家施設としての農薬の予備貯蔵並びに必要な融資及び防疫用農機具の整備につき普及すること、防疫行政機構の確立を図ること等の政府に対する要請が希望意見として附せられましたことを、ここに附加して置きます。

次に農林物資規格法案について御報告申し上げます。この法律の目的は、第一條に規定せられておりますように、適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄與することを目的としたしてあるのであります。御承知のように重要農林畜水産物、例えば農工品、特殊農作物、木材、加工水産物等につきましては、古くからその規格統一と検査の制度が存在し、昭和二十三年以降は現行の指定農林物資検査法に受け継がれて今日に至つておるのであります。而して現行法による強制検査は、同時に又臨時物資需給調整法或いは物価統制令等の統制手段の裏打ちにもなつておるのであります。右強制検査は各種統制の

逐次撤廃せられつつある現在の事態に適合しない点がありますので、現行の指定農林物資検査法はこの際これを廃止し、これに代るものとして、本法律案においては規格の統一と都道府県の格付を中心としたしまして、即ち第一に、農林大臣が主要な農林畜水産物についてみずから或いは都道府県又は利害関係人の申出によつて、日本農林規格を定めようとするときは、農林物資規格調査会の議を経てこれを行い、調査会の審議には必要に応じて公聴会の制度をも取入れること、第二に、都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかというものは都道府県の自由であります。若し行う場合は條例により、且つその品質を保証するため日本農林規格に該当する旨の証票を附することができると、その他、規格の統一、証票制度運用上の細則の規定を内容としたしてあるのであります。

委員会は本案審議に当りましては、農林物資検査制度に関する従来の実情、種類、品目についての再検討を併せ行ひ、慎重審議の結果、原案に一部修正を加へました。全會一致を以て本案は修正案として決定いたしましたのであります。修正には各委員共同提案にかかるとのこととあります。その修正点は、第一に、罰則規定中、法人罰及び代理人、使用人等の行為についての本人罰におきまして、最近の立法例に倣ひ、必要なる免責規定を附加したこと、第二に、本法律の施行に伴ひその権限規定を明らかにいたしますため、附則において農林省設置法に所要の改正を加へましたこと、以上二点であります。

次に肥料取締法案について御報告申し上げます。現行の肥料取締法は、古く明治三十二年の制定にかかり、その後明治四十二年に改正せられたまま今日に及んでおるものであります。時勢の推移に照し、現在の実情に副わぬものがありますので、この際、現行法の全面的改廃を行いますと共に、肥料取締の間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであり、且つその内容においても、かねて再検討を必要とせられた点もありましたので、これを新法に統一し、以て新事態に即応した肥料取締法をここに制定せんとするものが本法律案提案の趣旨であります。而してその内容の主要なる点は、現行法では、直接肥料については、その製造、輸入及び販売の各営業は知事の免許制度とし、又間接肥料の販売は農林大臣の許可を必要としたしてあるのであります。新法におきましては、これらの免許又は許可制度はすべてこれを廃止し、別に肥料そのものについて、種類に応じ農林大臣或いは知事に対する登録又は仮登録制度を採用いたしました。魚肥、米糠、堆肥、油粕等の特殊肥料を除く一般の普通肥料について、別途農林大臣の定めらるる公定規格に合致したものであることを登録、公定規格の定めなきいわゆる新肥料につきましては仮登録を認め、登録、仮登録をいたしましたとき、又はその取消があつたときは、農林大臣又は知事はそれら登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者

尙、討論におきまして藤野委員から、本案においては、いもち病、黒斑病、或いは蠟虫のごとき一般病虫害は、すでに国内に伝播しておる理由により、その防除は地方自治体又は団体等を主とし、国は必要な補助をなすにとどめ、従つて本法の対象外に置いておるけれども、これらの被害による損失は毎年二百億を超えるものと推定せられるので、一般病虫害の異常発生に対処するよう国家的防疫体制を整備すること、特に国家施設としての農薬の予備貯蔵並びに必要な融資及び防疫用農機具の整備につき普及すること、防疫行政機構の確立を図ること等の政府に対する要請が希望意見として附せられましたことを、ここに附加して置きます。

委員会は本案審議に当りましては、農林物資検査制度に関する従来の実情、種類、品目についての再検討を併せ行ひ、慎重審議の結果、原案に一部修正を加へました。全會一致を以て本案は修正案として決定いたしましたのであります。修正には各委員共同提案にかかるとのこととあります。その修正点は、第一に、罰則規定中、法人罰及び代理人、使用人等の行為についての本人罰におきまして、最近の立法例に倣ひ、必要なる免責規定を附加したこと、第二に、本法律の施行に伴ひその権限規定を明らかにいたしますため、附則において農林省設置法に所要の改正を加へましたこと、以上二点であります。

次に肥料取締法案について御報告申し上げます。現行の肥料取締法は、古く明治三十二年の制定にかかり、その後明治四十二年に改正せられたまま今日に及んでおるものであります。時勢の推移に照し、現在の実情に副わぬものがありますので、この際、現行法の全面的改廃を行いますと共に、肥料取締の間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであり、且つその内容においても、かねて再検討を必要とせられた点もありましたので、これを新法に統一し、以て新事態に即応した肥料取締法をここに制定せんとするものが本法律案提案の趣旨であります。而してその内容の主要なる点は、現行法では、直接肥料については、その製造、輸入及び販売の各営業は知事の免許制度とし、又間接肥料の販売は農林大臣の許可を必要としたしてあるのであります。新法におきましては、これらの免許又は許可制度はすべてこれを廃止し、別に肥料そのものについて、種類に応じ農林大臣或いは知事に対する登録又は仮登録制度を採用いたしました。魚肥、米糠、堆肥、油粕等の特殊肥料を除く一般の普通肥料について、別途農林大臣の定めらるる公定規格に合致したものであることを登録、公定規格の定めなきいわゆる新肥料につきましては仮登録を認め、登録、仮登録をいたしましたとき、又はその取消があつたときは、農林大臣又は知事はそれら登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者

逐次撤廃せられつつある現在の事態に適合しない点がありますので、現行の指定農林物資検査法はこの際これを廃止し、これに代るものとして、本法律案においては規格の統一と都道府県の格付を中心としたしまして、即ち第一に、農林大臣が主要な農林畜水産物についてみずから或いは都道府県又は利害関係人の申出によつて、日本農林規格を定めようとするときは、農林物資規格調査会の議を経てこれを行い、調査会の審議には必要に応じて公聴会の制度をも取入れること、第二に、都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかというものは都道府県の自由であります。若し行う場合は條例により、且つその品質を保証するため日本農林規格に該当する旨の証票を附することができると、その他、規格の統一、証票制度運用上の細則の規定を内容としたしてあるのであります。

委員会は本案審議に当りましては、農林物資検査制度に関する従来の実情、種類、品目についての再検討を併せ行ひ、慎重審議の結果、原案に一部修正を加へました。全會一致を以て本案は修正案として決定いたしましたのであります。修正には各委員共同提案にかかるとのこととあります。その修正点は、第一に、罰則規定中、法人罰及び代理人、使用人等の行為についての本人罰におきまして、最近の立法例に倣ひ、必要なる免責規定を附加したこと、第二に、本法律の施行に伴ひその権限規定を明らかにいたしますため、附則において農林省設置法に所要の改正を加へましたこと、以上二点であります。

次に肥料取締法案について御報告申し上げます。現行の肥料取締法は、古く明治三十二年の制定にかかり、その後明治四十二年に改正せられたまま今日に及んでおるものであります。時勢の推移に照し、現在の実情に副わぬものがありますので、この際、現行法の全面的改廃を行いますと共に、肥料取締の間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであり、且つその内容においても、かねて再検討を必要とせられた点もありましたので、これを新法に統一し、以て新事態に即応した肥料取締法をここに制定せんとするものが本法律案提案の趣旨であります。而してその内容の主要なる点は、現行法では、直接肥料については、その製造、輸入及び販売の各営業は知事の免許制度とし、又間接肥料の販売は農林大臣の許可を必要としたしてあるのであります。新法におきましては、これらの免許又は許可制度はすべてこれを廃止し、別に肥料そのものについて、種類に応じ農林大臣或いは知事に対する登録又は仮登録制度を採用いたしました。魚肥、米糠、堆肥、油粕等の特殊肥料を除く一般の普通肥料について、別途農林大臣の定めらるる公定規格に合致したものであることを登録、公定規格の定めなきいわゆる新肥料につきましては仮登録を認め、登録、仮登録をいたしましたとき、又はその取消があつたときは、農林大臣又は知事はそれら登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者

の住所氏名等を公表するの措置を講じます。外、肥料の生産業者、輸入業者及び販賣業者にそれらを保証書に附けさせ、或いは又従来の法規にはなかつたこと、例えば業者の虚偽の宣伝等を禁止し、その他必要に応じ肥料の施用上の注意を表示せしむる規定を設ける等の措置により、農民の保護に遺憾なきを期しておるのであります。

委員会における本案審査に際しまして問題となりました事項は、概ね先般審議いたしました肥料公団令の一部を改正する法律の場合と大同小異であります。又今後特に考慮せられままする肥料資金の問題に關しましては、討論の際、岡村委員から、これが確保につき政府の善処方を強く要望せられ、更に肥料検査の厳格適正につきましては、同じく討論に際し池田宇右衛門委員から、農民保護の見地より特に希望意見が述べられたのであります。かくて委員会は前後二回に亘る審議の結果、本案は全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き動物植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるとの件につき御報告を申し上げます。

本件は、只今御報告申し上げました植物防疫法案にも關連いたしておるのであります。輸出植物の検疫業務の施行を円滑にし、検疫の万全を期するため、最近輸出入植物が激増をいたしておりますところの清水、四日市、横須賀、舞鶴、広島、下関、佐世保、以上の七港及び羽田飛行場に動物植物検疫所の出張所を増設せんとするものであ

りまして、その増設分量の事情及びかねて地元業者の要望切なるものがある等の事情から見ましても、その趣旨安当なりと認められますので、委員会は全会一致を以て本件はこれを承認すべきものと決定いたしました次第であります。以上四件の御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず植物防疫法案、農林物資規格法案全部の問題に供します。両案とも委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議員(起立) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て委員会修正通り議決されました。

○議長(佐藤尚武君) 次に肥料取締法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議員(起立) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動物植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるとの件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 本事をして報告いたさせます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、首都建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。

項の規定に基いて、総理府の外局として首都建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第四條 委員会は、首都建設計画を作成し、その実施の推進にあたるものとする。

第五條 委員会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員九人をもつて組織する。

一 建設大臣
二 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人
三 参議院議員のうちから参議院の指名した者 一人
四 東京都知事
五 東京都議会議員のうちから東京都議会の指名した者 一人
六 学識経験のある者 四人

前項第六号に掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならない。

委員は、非常勤とする。

委員は、非常勤とする。

第八條 委員会に關する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に事務局長その他所要の職員を置く。職員は、別に法律で定める。

事務局の職員の任命、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第九條 委員会は、首都建設計画を作成したときは、その要領を官報をもつて公告しなければならない。首都建設計画を変更又は廃止したときも同様とする。

第十條 国、東京都の区域内の關係地方公共団体及び關係事業者は、首都建設計画が第一條の目的に於て重要な意義をもつことを考へ、首都建設計画の作成及び実施に於ける限り協力し、援助を與えなければならない。

第十一條 委員会は、国、東京都の区域内の關係地方公共団体又は關係事業者に対し、その所管の施設の計画の決定及び事業の施行又は許可、認可等の行政処分について、首都建設計画を尊重するよう勧告することができる。

委員会は、必要と認めるときは、首都建設計画に基き事業の実

施に關し、当該事業執行者に勸告
することが出来る。

(事業の執行)

第十二條 東京都の区域により行
都市計画事業については、東京都
が国の首都であることにかんがみ
て必要と認めるときは、建設省、
運輸省その他その事業の内容であ
る事項を主管する行政官庁がこれ
を執行することが出来る。この場
合においては、東京都及びその区
域内の関係地方公共団体の同意を
得なければならぬ。

(特別の助成)

第十三條 国は、首都建設計画に基
く都市計画事業の用に供するた
め、必要と認めるときは、その事
業の執行に要する費用を負担する
公共団体に対し、普通財産を讓渡
することが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、委員会の設置は、こ
れに要する経費の支出が予算上可
能となつたときにこれを行う。

2 この法律は、日本国憲法第九十
五條の規定により、東京都の住民
の投票に付するものとする。

3 前項の投票に關する費用であつ
て公の機關が負担することが相当
と認められるものは、東京都の負
担とする。

4 国家行政組織法の一部を次のよ
うに改正する。

別表第一の總理府の項中「外国
為替管理委員会」を「外国為替管
理委員会」に改める。

官報号外 昭和二十五年四月二十二日 参議院會議録第四十三号 首都建設法案

5 總理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十八條中

外國為替管
理委員会

外國為替管理委員会設置法(昭和二十
四年法律第二百二十九号)

外國為替管理委
員会

外國為替管理委員会設置法(昭和二十
四年法律第二百二十九号)
首都建設法(昭和二十五年法律第
二二二号)

に改める。

6 特別職の職員の給与に關する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第一條第二十二号の次に次の一
号を加える。

二十二の二 首都建設委員会委
員

第九條中「第二十二号」を「第二
十二号の二」に改める。

7 行政機關職員定員法(昭和二十
四年法律第二百六十六号)の一部を
次のように改める。

第二條第一項の表總理府の項中
「外國為替管理委員会 四四人」を
「外國為替管理委員会 四四人」
「首都建設委員会 二五人」
に、同項中「計五八、一三三人」を
「計五八、一五八人」に、合計の項
中「計八七三、二二七人」を「計
八七三、二六二人」に改める。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君 只今議題となりました
首都建設法案につきまして、建設委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告いたします。

本法案は、東京都を我が平和国家の
首都として、政治、経済、文化その
の

第十七條中「外國為替管理委員
会」を「外國為替管理委員会」に
改める。

建設事業に關しては、計画の決定、そ
の執行に關して関係各機關との協議
を必要とするため、多大の困難を有す
る事情にあること、従つて首都として
の施設の総合的計画の樹立実施のため
には、より国家的な機構と構想を必要
とするというのであります。これにつ
きましては、首都建設計画として今後
具体的な課題となるべき、都内におけ
る官庁地区、文教地区、観興地区、高
速度鉄道、地下鉄等による交通網、港
灣、国際空港、緑地計画等について東
京都當局の説明を聴取いたしましたので
あります。又東京都における経済その他
各種のもの過度の集中、これと相表
裏する政治上の過大な中央集権、農村
對都市、中小都市對大都市の對立、又
地方自治、地方分権の建前から見ると
法案のとき特別法制定については、
本案は一面においては経済、人口その
他の過度の集中調整にも役立ち得ると
ころであり、委員会制度として権力集
中の弊を避け、委員会における都の代
表もあり、地方自治自軍を阻害するも
のでないとの答弁でありました。この
外、事業助成のための国の普通財産の
讓與の問題、住民投票についても質疑
応答を重ねたのであります。

次に討論に入りましたところ、赤
木委員からは、本案に對しては国の現
状に照らして十分に論議したものであ
り、建設事業の完成に年限を切ること
が適切である、従つて本案の運用に當
つては、この点に關する修正があつた
と同様に十分に善処されたいとの強い
希望を附して賛意が表され、石坂委員
からは東京都に各種の機關が備置して
おる

關係によるものである、建設事業の
場から首都の建設事業を推進する必要
があり、本案に賛成する旨の発言があ
り、採決の結果、委員一致原案通り可
決すべきものと決定いたしました次第
であります。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 本案に對し、
議員君外一名より成規の賛成者を得て
修正案が提出されております。この
際、修正案の趣旨説明を求めます。岡
伊能君。

首都建設法案に對する修正案
右の修正案を成規により提出する。
昭和二十五年四月二十一日
發議者

賛成者
城 謙臣 國 伊能
堀 末治 北村 一男
黒田 英雄 寺尾 豊
山田 佐一 鈴木 安孝
大島 定吉 柴田 政次
小杉 イキ 松井 道夫
藤野 繁雄 加賀 操
佐々木鹿藏 西川益五郎
大野木秀次郎 加藤常太郎
川村 松助 小野 光洋
淺岡 信夫 仲子 隆

参議院議長佐藤尚武殿
首都建設法案の一部を次のように
修正する。
附則第六項を次のように改める。
特別職の職員の給与に關する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。
第一條第二十二号の次に次の一
号を加える。

二十一日の二 首都建設委員会

〔團伊能君登壇、拍手〕
○團伊能君 私は只今議題となつております首都建設法案に對しまして修正案を提出するものでございます。先ず修正案を朗讀いたします。

附則第六項を次のように改める。
6 特別職の職員に對する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十一号の次に次の一号を加える。
二十一の二 首都建設委員会

原案におきましては、首都建設委員の給與に關する規定を特別職の職員に對する法律第一條第二十一号の三として設けたのであります。先づ本院より提出され、すでに兩院を通過いたしました旧軍港市転換法におきまして、旧軍港市固有財産処理審議会委員の給與に關する規定として同條第二十一号の二がすでに規定されておりました。従つて、この二十二号の二が二つある事態となるわけでありまして、この二十二号の二を二十二号の二といはしめて、法文の混同を避けたいというのがこの修正案を提出いたしました理由であります。

以上極めて法律的技術上の修正でございますので、諸君の御賛成をお願い申し上げます。御賛成を願ひ申上げます次第であります（拍手）
○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。城島君外一名提出の修正案全部を問

題に供します。本修正委員の請願の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長（佐藤尚武君） 議員起立と認めます。よつて本修正案は全会一致を以て可決せられました。

次に只今可決せられました修正の部分を除く残り全部を問題に供します。残り全部に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長（佐藤尚武君） 議員起立と認めます。よつて残り全部は全会一致を以て可決せられました。従つて本法案は修正議決せられました。

○議長（佐藤尚武君） この際、日程第二十九号より第六十八号までの請願及び日程第六十九号より第七十七号までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長中川幸平君。

建設委員会請願審査報告書第二十二号
建設委員の會議に付するを要するもの。
第三三二号 接收家屋の処置に關する請願
第四四九号 砂川町、新十津川村間の石狩川架橋に關する請願
第四五一号 生駒山地すべり防止工事施行に關する請願
第四七六号 中村駅、飯田村間の本間道路改修および一部路線變更に關する請願

第五二三号 東北六県道路整備に要する費用増額等に関する請願
第五二四号 愛知川改修工事促進に關する請願
第五七七号 胆沢川改修工事促進に關する請願
第五八九号 北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒久橋に架替の請願
第五九〇号 十勝川治水工事促進に關する請願
第六〇七号 淀川堤防補強護岸工事施行に關する請願
第六五九号 七北田川改修工事促進に關する請願
第六六〇号 名取川改修工事継続施行に關する請願
第七四四号 岩手県下の中小河川改良工事費用補助に關する請願
第七八五号 岩手県下の諸河川支流流砂防工事施行に關する請願
第七八八号 津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用補助に關する請願
第七八九号 神貫川外三河川の災害工事費用補助に關する請願
第八〇六号 東京都中央卸売市場築地本場の接收箇所返還に關する請願
第八一一号 旅来愛牛間の十勝川に橋より架設の請願
第八一七号 木屋川利水事業に關する請願
第八二〇号 安倍川改修工事促進に關する請願
第八六五号 天龍川改修工事促進に關する請願

第八六六号 三重県野登村、滋賀県山内村間道路改修工事施行に關する請願
第八七九号 新潟県下の地すべり防止および砂防工事施行に關する請願
第九四四号 富山県奈古の浦護岸改修工事施行に關する請願
第九五五号 徳山市地区内国道第二号線改修工事施行に關する請願
第一〇六〇号 宮谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六一号 佐治見川砂防工事施行に關する請願
第一〇六二号 瀬戸川砂防工事施行に關する請願
第一〇六三号 青山川砂防工事施行に關する請願
第一〇六四号 大路川砂防工事施行に關する請願
第一〇六五号 中谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六六号 石井川砂防工事施行に關する請願
第一〇六七号 寺谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六八号 矢坂川砂防工事施行に關する請願
第一〇六九号 宮ノ谷川砂防工事継続施行に關する請願
第一〇七〇号 兵庫県栗原村根宇谷口外二箇所に砂防ダム架設の請願
第一〇七一号 横谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇七二号 小仁川砂防工事施行に關する請願

第八六六号 三重県野登村、滋賀県山内村間道路改修工事施行に關する請願
第八七九号 新潟県下の地すべり防止および砂防工事施行に關する請願
第九四四号 富山県奈古の浦護岸改修工事施行に關する請願
第九五五号 徳山市地区内国道第二号線改修工事施行に關する請願
第一〇六〇号 宮谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六一号 佐治見川砂防工事施行に關する請願
第一〇六二号 瀬戸川砂防工事施行に關する請願
第一〇六三号 青山川砂防工事施行に關する請願
第一〇六四号 大路川砂防工事施行に關する請願
第一〇六五号 中谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六六号 石井川砂防工事施行に關する請願
第一〇六七号 寺谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇六八号 矢坂川砂防工事施行に關する請願
第一〇六九号 宮ノ谷川砂防工事継続施行に關する請願
第一〇七〇号 兵庫県栗原村根宇谷口外二箇所に砂防ダム架設の請願
第一〇七一号 横谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇七二号 小仁川砂防工事施行に關する請願

第一〇七三号 曲り谷砂防工事施行に關する請願
第一〇七四号 白口川砂防工事施行に關する請願
第一〇七五号 三草山砂防工事施行に關する請願
第一〇七六号 板仕野川砂防工事施行に關する請願
第一〇七七号 矢田川支流ハブ川砂防工事施行に關する請願
第一〇七八号 昭来川砂防工事施行に關する請願
第一〇七九号 ブチン谷川砂防工事施行に關する請願
第一〇八〇号 結川砂防工事施行に關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年三月二十日
建設委員長 中川 幸平
参議院議長 佐藤尚武殿
建設委員会請願特別報告第一号
第三三二号 和歌山市和歌浦一、四八二名名会社望海棧内、石黒文四郎外十一名提出
砂川町新十津川村間の石狩川架橋に關する請願
第四四九号 北海道空知郡砂川町長 森利雄外十三名提出
生駒山地すべり防止工事施行に關する請願
第四五一号 奈良県生駒郡生駒町長 広瀬幸三郎君提出
中村駅、飯田村間の本間道路改修および一部路線變更に關する請願
第四七六号 大分県珠郡野上村長 佐藤元紀外三名提出

東北六県道路整備に要する費用増額等に関する請願

第五三三三号 宮城県仙台市立町通

九東北地区道路利用者会議内

清水源太郎外七名提出

愛知川改修工事促進に関する請願

第五二四四号 滋賀県神崎郡能登川

町字能登川六一九愛知川改修期

成同盟会内 宮川多治郎外五名

提出

阻沢川改良工事継続施行に関する請願

第五七七号 岩手県胆沢郡金ヶ崎

町長 佐藤信一外四名提出

北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒

久橋に架替の請願

第五八九号 北海道中川郡豊頃

村 大橋佐七外千六百六十二名提

出

十勝川治水工事促進に関する請願

第五九〇号 北海道十勝郡大津村

北海道十勝川治水工事期成会

内 水沢一郎提出

深川堤防補強護岸工事施行に関する請願

第六〇七号 大阪府北河内郡門真

町河北労働組合協議会内 館山

猛提出

七北田川改修工事促進に関する請願

第六五九号 宮城県仙台市議会議

長 佐伯清雄提出

名取川改修工事継続施行に関する請願

第六六〇号 宮城県仙台市議会議

長 佐伯清雄提出

岩手県下の中小河川改良工事費用庫

補助に関する請願

第七四四号 岩手県滝沢郡太田村

長 高橋雅郎外十二名提出

岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に関する請願

第七八五号 岩手県盛岡市内丸一

岩手県水害復興会議内 佐藤公

一外二十一名提出

津軽石川外諸河川の災害防除施設工

事費用庫補助に関する請願

第七八八号 岩手県盛岡市内丸一

岩手県水害復興会議内 佐藤公

一外十九名提出

神貫川外三河川の災害工事費用庫補

助に関する請願

第七八九号 岩手県盛岡市内丸一

岩手県水害復興会議内 佐藤公

一外六名提出

東京都中央卸売市場築地本場の接收

箇所返還に関する請願

第八〇六号 東京都中央区築地五

ノ一東京都中央卸売市場内東京

都中央卸売市場保険衛生協力会

内 阿部吉之助外九十九名提出

旅来、愛年間の十勝川に橋りょう架

設の請願

第八一一号 北海道十勝郡大津村

長下 水沢一郎提出

木犀川利水事業に関する請願

第八一七号 山口県豊浦郡西市

町 能登吾一提出

安倍川改修工事促進に関する請願

第八二〇号 静岡県田町五 伊藤

福松外千三十二名提出

天竜川改修工事促進に関する請願

第八六五号 長野県下伊那郡川路

村二、五六一 安藤長造提出

三重県野登村、滋賀県山内村間道路

改修工事施行に関する請願

第八六六号 三重県鈴鹿市長 杉

木電造外五十二名提出

新潟県下の地すべり、防止および砂防

工事施行に関する請願

第八七九号 新潟県東頸城郡安塚

村長 佐藤安次外二十三名提出

富山県奈古の浦護岸改修工事施行に

関する請願

第九四四号 富山県高岡市長 南

慎一郎外三名提出

徳山市地区内国道第二号線改修工事

施行に関する請願

第九五五号 山口県徳山市長 長

谷川藤七外二名提出

宮谷川砂防工事施行に関する請願

第一〇六〇号 兵庫県美方郡茨坂

町長 仲山茂義提出

佐治見川砂防工事施行に関する請願

第一〇六一号 兵庫県養父郡西谷

村長 中尾正己外一名提出

瀬戸川砂防工事施行に関する請願

第一〇六二号 兵庫県養父郡広谷

町長 坂本英雄外一名提出

青山川砂防工事施行に関する請願

第一〇六三三号 兵庫県養父郡宿南

村長 片山理之助提出

大路川砂防工事施行に関する請願

第一〇六四四号 兵庫県朝来郡竹田

町長 牧田弥兵衛外二名提出

中谷川砂防工事施行に関する請願

第一〇六五五号 兵庫県多紀郡古市

村長 西山貞三郎提出

石井川砂防工事施行に関する請願

第一〇六六六号 兵庫県城崎郡清滝

村長 奥田武夫外一名提出

寺谷川砂防工事継続施行に関する請願

第一〇六七七号 兵庫県城崎郡内川

村長 谷垣六良兵衛外五名提出

矢坂川砂防工事施行に関する請願

第一〇六八号 兵庫県出石郡神美

村長 山崎素輔外二名提出

宮ノ谷川砂防工事継続施行に関する請願

第一〇六九号 兵庫県城崎郡中竹

野村長 井垣石光外二名提出

兵庫県栗原村根宇谷口外二箇所に砂

防ダム築設の請願

第一〇七〇号 兵庫県神崎郡栗原

村長 藤本政治提出

横谷川砂防工事施行に関する請願

第一〇七一七号 兵庫県城崎郡城崎

町長 西村六左衛門外一名提出

小仁川砂防工事施行に関する請願

第一〇七二二号 兵庫県武庫郡良元

村長 膳富雄提出

曲り谷砂防工事施行に関する請願

第一〇七三三号 兵庫県加東郡上福

田村上三草 西山貞次外六名提

出

白口川砂防工事施行に関する請願

第一〇七四四号 兵庫県朝来郡生野

町長 佐藤桂一郎提出

三草山砂防工事施行に関する請願

第一〇七五五号 兵庫県加東郡米田

村長 長谷川一男外九名提出

板仕野川砂防工事施行に関する請願

第一〇七六六号 兵庫県美方郡村岡

町長 松岡保治外十四名提出

矢田川支流ハブ川砂防工事施行に関

する請願

第一〇七七七号 兵庫県美方郡小代

村長 田村忠治外十一名提出

照来川砂防工事施行に関する請願

第一〇七八八号 兵庫県美方郡照来

村長 中井謙提出

ブチン谷川砂防工事施行に関する請願

第一〇七九号 兵庫県城崎郡奥佐

津村長 森田義男提出

結川砂防工事施行に関する請願

第一〇八〇号 兵庫県美方郡西浜

村長 沢田鑑治提出

右四十六件の請願は内閣に送付する

を要するものと審査決定した。よつ

て別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年三月二十日

建設委員長 中川 幸平

参議院議長 佐藤尚武殿

意見書案

接收家屋の処置に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦一、四

文四郎外十一名

右の請願は

大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山の各府

県および京浜地区に居住する連合軍

家族用接收住宅所有者は、生活上の

利便と経済上の受給を犠牲にしている

が、(一)これは貸貸契約でなく損失・

被害に対するてん補の性質のもので

あるから、反対給付として支拂われ

る政府の給付金の法律的観念の是

正、給付金の増額および支拂方法の

合理化、(二)講和條約成立と同時に

接收を解除し、もし特殊事情下で

解除不可能の場合は私法上の法律行

為については対等の立場からする契

約自由の権利を確保すること、(三)

接收解除家は接收前の原状に完全

に回復して所有者に返還し、これに

附随する費用も政府負担とすること

等の処置を講ぜられたとの趣旨で

あつて参議院は、願意の大体は実情

としては斟酌すべきものなりと思

う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八

十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

砂川町、新十津川村間の石狩川架橋に關する請願

請願者 北海道空知郡砂川町長 森利雄外十三名

右の請願は

石狩川左岸の砂川町を中心に歌志内、神威、文珠、上砂川、奈井江の各村と、右岸の新十津川村を中心に浦臼、北龍、雨龍の各村間の連絡は薄川地方と月形方面とにそれぞれ一橋あるのみで、現在は渡舟によつてかろうじて人車の通行を行つてゐる。しかるに増水の場合は渡舟は不可能となり、また荷重の車馬は薄川地方十里の途を廻し、その不利不便は言語に絶する状況であるから、地方発展のためすみやかに砂川町、新十津川村間の石狩川に架橋せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生駒山地すべり、防止工事施行に關する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町長 広瀬幸三郎

右の請願は

奈良県生駒山地すべりに對してはこれが防止工事を進めてゐるが、京都大学調査の中間報告では、同地の地質は火こう岩のいぢじるしく風化した滑力の強い土質である上に、せんによく岩の石塊が転在し地滑り速度も速く、はなはだ危険な状態であることが認められ、また、これはもと海軍省が滑石場建設のため開き、せしめたことと原因するものであつて、当然国庫負担による防止工事完成の責任があるから、生駒町一帯の住民の生命財産の保護と民生安定のためすみやかに地すべり、防止工事完成せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中村町、飯田村間の本間道路改修および一部路線変更に関する請願

請願者 大分県玖波郡野上村長 松原元紀外三名

右の請願は

大分県玖波郡の飯田、野上両地区は天然地下資源、林産資源等豊富であり、また、別府、耶麻郡等に近接し、長崎、豊前、阿蘇等を控え、自然美に恵まれ温泉も各所にゆり出する等産業上、観光上重要な立地条件を有し、郷土の自覚と熱意も著しいものがあるが、この両郷を結ぶ類の本線は狭幅、急坂、急カーブ等旧態依然たる弱体道路であるため、農業文化の開発を阻害しているから、中村町、飯田村間の本間道路改修および一部路線変更等を行はせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知川改修工事促進に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町 宇能登川六一

右の請願は

然たる弱体道路であるため、農業文化の開発を阻害しているから、中村町、飯田村間の本間道路改修および一部路線変更等を行はせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北六県道路整備に要する費用増額等に関する請願

請願者 宮城県仙台市立町通九 東北地区道路利用者会 内 水源地太郎外七名

右の請願は

東北地方の産業開発、文化の向上のためには道路の整備が最も必要であるから、連合国軍最高司令官の発した覚書による道路五箇年計画の完全実施に必要な経費を、昭和二十五年度予算において増額せられると共にすみやかに東北地方道路の整備改善を図られたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

成岡製内 宮川多治郎外五名

滋賀県の農業中心地愛知郡内六箇町村を貫流する愛知川は、年々のこり水によつて同地域一帯にじん大な災害を興えているが、とくに最近に至つては、堤防築造の不完全と、戦前戦後に亘る山林乱伐によつて危険は益々増大し、沿岸住民の不安動搖は実に痛ましいものがあるから、沿線一帯の美田千七百町歩と五千戸の人家を水禍から守り、農業生産の向上と沿岸農民の福祉増進に資するため、本川の根本的改修工事すみやかに実施せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

成岡製内 宮川多治郎外五名

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県阻沢川改良工事は、昭和十一年着手以来継続工事として工事が進められたが、昭和二十二、二十三年の二年度は災害のため中止された。しかし昭和二十四年度には再起工が予想されていたところ今日まで実施されるに至らない。本川左右兩岸の堤防は、昭和二十三年のアイ

阻沢川改良工事継続施行に関する請願

請願者 岩手県阻沢郡金ヶ崎町長 佐藤信一外四名

右の請願は

岩手県阻沢川改良工事は、昭和十一年着手以来継続工事として工事が進められたが、昭和二十二、二十三年の二年度は災害のため中止された。しかし昭和二十四年度には再起工が予想されていたところ今日まで実施されるに至らない。本川左右兩岸の堤防は、昭和二十三年のアイ

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

オン台風により崩壊されたまま放置されているがこのままでは巨額の費用を投じた河川改良工事も効を失い、しかも雨期には災害も予想され、関係町村に及ぼす影響は多大であるから、昭和二十五年年度においては引続き工事を継続するとともにこれが予算計上の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒久橋に架替の請願

請願者 北海道中川郡豊頃村 大橋佐七外六百六十二名

右の請願は

北海道中川郡豊頃村字豊頃と字茂岩間を流れる十勝川に架設の木橋は、輸送の増加と増水時の危険防止のため、昭和十年恒久橋の建設が着手され、すでにコンクリート橋脚の設置を見たのであるが、昭和十二年戦争のぼつ発により工事中止となり今日に及んでいる。しかるに最近十勝川第一期治水工事として、本川の支流である利別川を豊頃村字茂岩地元に於いて、十勝川に、合流する工事が施行されんとしているから、本工事に先立つて前記木橋を恒久橋に架け替へせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒久橋に架替の請願

請願者 北海道中川郡豊頃村 大橋佐七外六百六十二名

右の請願は

北海道中川郡豊頃村字豊頃と字茂岩間を流れる十勝川に架設の木橋は、輸送の増加と増水時の危険防止のため、昭和十年恒久橋の建設が着手され、すでにコンクリート橋脚の設置を見たのであるが、昭和十二年戦争のぼつ発により工事中止となり今日に及んでいる。しかるに最近十勝川第一期治水工事として、本川の支流である利別川を豊頃村字茂岩地元に於いて、十勝川に、合流する工事が施行されんとしているから、本工事に先立つて前記木橋を恒久橋に架け替へせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊頃村内十勝川架設木橋を恒久橋に架替の請願

請願者 北海道中川郡豊頃村 大橋佐七外六百六十二名

実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十勝川治水工事促進に関する請願

請願者 北海道十勝郡大津村北海

海道十勝川治水工事期成会

内 水沢一郎

右の請願は

十勝川治水工事は、十勝の一大懸案でこれが完成については、官民一体となりしほれば関係当局に陳情してきたのであるが、いまだに実現を見ないため、本川下流地帯は、山水母にはん溢して、被害がしん大であるから、民生安定および食糧増産の見地から木工事の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

淀川堤防補強護岸工事施行に関する請願

請願者 大阪府北河内郡門真町

河北労働組合協議会内 館山猛

右の請願は

大阪を貫流する淀川の護岸工事が、戦争のために放置されたままなので、沿岸住民は台風の影響生命の危

機にさらされ、雨季ともなれば安心して生活を営むことができない現状である。この堤防が一度欠壊すれば、人畜、耕地、産業、鉄道等に及ぼす被害はしん大で、日本再建に占める大阪の重要性を考へるとき衷心に耐えないから、すみやかに淀川堤防の護岸補強工事を行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

七北田川改修工事促進に関する請願

請願者 宮城県仙台市議会議員

長 佐伯清雄

右の請願は

七北田川の改修工事は、昭和二十一年以来継続施行されて現在に至つては、工事費等の関係から遅々として進ちよくせず、毎年の風水害による河口閉そく、護岸堤防の崩壊等のため、極めて危険な状態にあり、このままでは完成の見込がないばかりでなく、一朝出水の際には、折角の工事も徒勞となり、ばく大な国費を水泡に帰す結果となるから、施行年度を短縮して全川の改修工事をすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台市を貫流し、流域七千町歩の耕地のかんがいする名取川の改修工事は、昭和十六年に着手して以来連年継続施行されてきたが、諸種の都合により昨年度以来中止されたのは極めて遺憾である。もしこのまま中止されると、折角の工事も徒勞と帰し、ばく大な国費を無駄にするばかりでなく、工事中途のため一朝こり水の際は従前以上の被害を受けることは明らかであるから、食糧増産、民生安定等の見地より本年度より工事を再開継続してすみやかなる完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の中小河川改良工事費用庫補助に関する請願

請願者 岩手県稗貫郡太田村

長 高橋雅郎外十二名

右の請願は

水害の起因となるものは多岐多様であるが、要は中、小河川の改良工事が従来余りにも等閑に附せられたこととその一因となつてゐる。ことに岩手県下の中、小河川は全く原始的形態を脱しないため年々災害をこうむつてゐるが、資力の貧困なる岩手としては國庫の助成補助がなくてはこれらの災害を復旧することは困難であるから、沿川住民の生産意欲の向上、食糧増産、民生安定等の見地より今次国会において中、小河川の改良工事費の予算化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県下の諸河川支流砂防工事施行に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩

手県水害復興会議内 佐藤公一外二十一名

右の請願は

耕地造成と土地改良はもろん耕地の安定化、かんがい水の確保を期し、沿川住民の住宅安定保護を図るためには、河川の全面的砂防工事を必要とするが、岩手県下各河川の砂防工事はほとんど等閑に附せられ、昭和二十四年以後においては岩手郡西山村鑛石川上流の葛根川外七河川の砂防工事が実施されたに過ぎないから、本県下各河川中とくに重要緊

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用庫補助に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩

手県水害復興会議内 佐藤公一外十九名

右の請願は

ガザリン、アイオン等の台風によつて、岩手県下の諸河川はしん大な被害を受け農家中には被害のため、再起不能のものさへ生じている実情であるが、昭和二十四年度に着工された復旧工事は上閉伊郡松崎村地内の猿ヶ石川一箇所にすぎない。かくて県内の食糧確保、供出完遂等に重大な支障をきたすから、二十五年年度において岩手県下諸河川の災害防除施設工事費用を國庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用庫補助に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩

手県水害復興会議内 佐藤公一外十九名

右の請願は

津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用庫補助に関する請願

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用庫補助に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩

手県水害復興会議内 佐藤公一外十九名

右の請願は

津軽石川外諸河川の災害防除施設工事費用庫補助に関する請願

意見書案

岩手県外三河川の災害工事費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一岩手県水害復興会議内 佐藤公一外六名

右の請願は 岩手県下の神貫川、永沢川、夏油川および伊手川の四河川は、その重要性を認められて、昭和二十四年度に於いても災害復旧工事が継続されていることは喜ばしいことであるが、万一本工事が中止されるようなことがあると、所期の目的が達成できないから昭和二十五年年度助成金として六千七百万円程度の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

意見書案

東京都中央卸売市場築地本場の接収箇所返還に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 東京都中央卸売市場内東京 都中央卸売市場保険衛生協力 会内 阿部吉之助外九十九名

右の請願は 東京都中央卸売市場築地本場は、都民に対する生鮮食料品を供給および配給するための公共施設で、最近の入荷量はむしろ増加してその使命はいよいよ重大性を加えてい。しかるに過般来致次にわたり連合軍

の接収が行われたため市場施設の能力は減殺され、分荷、鮮度維持、保管搬出等に大きな支障をきたしている。とくに場内狭少のために生ずる不衛生と腐敗は言語に絶しているが、このまま放置されるときは本市場の機能はますます減殺され、取扱上の不衛生は恐るべき事態の発生も計りがたいから、右接収箇所の解除方について必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

意見書案

旅来、愛半間の十勝川に橋り、よう架設の請願

請願者 北海道十勝郡大津村長 水沢一郎

右の請願は 北海道十勝郡大津村は、太平洋に面している带状の村であつて、鉄道は村の北端厚内、上厚内を貫通しているが、村の中心部一帯の交通は豊頃村豊頃駅より同村茂岩を経て大津に至る準地方道が唯一の交通路となつてゐる。しかしながら豊頃駅までは六里余の距離があり、諸物資の輸出入等に不便を感じており、ことに積雪、融雪、降雨の際の交通と絶は一箇年中数十日を越えその不利不便は言語に絶する実情であるから、これが打開策として十勝川下流の本村旅

来と浦幌村愛半間に橋り、よう架を設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

意見書案

本屋川利水事業に関する請願

請願者 山口県豊浦郡西市町 能登吾一

右の請願は 山口県下の本屋川利水事業は、広範の優良田畑を犠牲にしてまで工事を遂行するだけの利用価値はなく、また左程急を要するものではないから、国会において本工事の施行を阻止せられたい。万一会において審議の結果国家的、社会的に本工事施行は絶対必要であると認められた場合は地元民は徒らに反対はしないが、現在県当局が政府に要求し国会に提出した工予算案は、地元民の意思を無視した一方的のものであり、地元民の反感を誘発した不誠意、非民主的のものであるから県と地元民との合理的理解の上に両編成、再出発をなすよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

安倍川改修工事促進に関する請願

請願者 静岡市田町五 伊藤福松外千三十二名

右の請願は 静岡県下の直轄河川の一つである安倍川の改修工事は、昭和二十四年から着手されているが、水源地の土質不良のため、土砂の流出はなほだしく、河床は年々上昇して、出水毎に流域地帯は多くの災害をこうむつてゐるから、災害の防止と交通の便を図るため、すみやかに堤防の改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

意見書案

天龍川改修工事促進に関する請願

請願者 長野県下伊那郡川路村 二、五六一 安藤長造

右の請願は 天龍川改修工事は、昭和二十二年頃から国営事業として着手され、目下工事中であるが、予算が少いので工事が遅々として進まない上に、戦争中奥地山林が濫伐されたため、年々山腹の崩壊面積が増大し、降雨毎に流出する土砂は、途中敷箇所にある発電所のえん堤にわきわいされて河床の隆起をきたしているため、天龍川沿岸は瀾地状態となり農産物の收穫はいちじるしく減退し、沿岸住民

の生活は脅威にさらされているから、すみやかに本工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

意見書案

三重県野登村、滋賀県山内村間道路改修工事施行に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市長 杉本 竜造外五十二名

右の請願は 三重県鈴鹿郡野登村より滋賀県甲賀郡山内村に通ずる路線は、面積一万余町歩の森林けい谷地帯を貫通する山道に過ぎないが、近時林産物の搬出路として、ひん繁に利用されるとともに一般交通者も多く、地元においても従来から林産物開発路としてしばしば改修を企図したのであるが、工場の関係で未だに実現に至らないのは遺憾である。しかして本道路の改修を行えば、林産物搬出に益するばかりでなく、他面三重、愛知両県と滋賀、京都両府県を一貫する唯一の短距離幹線路ともなつて、交通ならびに産業振興上利するところが多いから、本道路の改修工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武 内閣総理大臣吉田茂

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下の地すべり、防止および砂防工事施行に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡安塚村

長 佐藤安次外二十三名

右の請願は

新潟県は、全国中最も多く地すべりによる災害をこうむり耕地の埋没、山林の破壊等経済的損失はばく大なものがある。ことに家畜の倒壊、人命の損傷等民生の安定に多大の影響を與えているが、近時河川の荒廃とともにますます拡大増加の傾向にあつて、このままに放置することは憂慮にたえないから、治水砂防事業と併行して地すべり防止対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県奈古の浦護岸改修工事施行に関する請願

請願者 富山県高岡市長 南慎

一 郵外三名

右の請願は

富山県高岡市新湊町地先より本江村地先の通称奈古の浦に築設の護岸堤は、昭和十九、二十年の浪害により大災害を受け、各所に欠損箇所を

官報号外 昭和二十五年四月二十二日

参議院會議録第四十三号 接收家屋の処置に関する請願外五十八件

生じ、乏しい県の財政上やむなく一時的の応急対策により危機を脱してきたが、昨年のデラ、キテイ等の連続せる台風により、加速度的に護岸の弱体化をきたし、当地域の住民の生命、財産に大なる脅威を受けるに至つたから、目下国および県当局にて調査研究中の海岸対策と相まつて、すみやかに恒久的護岸の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳山市地区内国道第二号線改修工事施行に関する請願

請願者 山口県徳山市市長 長谷川藤七外二名

右の請願は

山口県徳山市地域内の国道第二号線中、徳山市地内約五、四キロ、富田町地内約四、二キロの改修工事は既に完成し、引続き昭和二十五年を完成目標として福川町地内の工事が進められてはいるが、東部宇遠石、宇久米間と西部宇夜市、宇戸間間は幅員狭少、急坂路に次ぐ小曲線の多い悪路のため、物資の輸送上時間的、経済的の及ぼす影響は多大であるから、国土再建経済復興の基礎事業である交通運輸機関道路改良整備の重要性にかんがみ、すみやかに本国道改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡浜坂町

長 仲山茂義

右の請願は

兵庫東美方郡浜坂町地内を貫流する宮谷川は、上流部における急こう配がはなはだしく、また中流部以下は、累年の風水害により土砂が堆積して河床を埋め、その上川幅が狭くかつ曲りかねてはいるため、出水の度に沿岸の耕地および農作物に壊滅的打撃を與え当地住民の民心安定と食糧確保に重大な影響を與えているから、宮谷川の砂防工事を國費をもつてすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐治見川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡西谷村

長 中尾正巳外一名

右の請願は

兵庫東美方郡西谷村後地内佐治見川は、昭和十三年、同二十年の大風水害の際には上流の軟弱地は崩壊して土砂を流出し堤防、人家田畑等にはばく大な被害を與えたのである。その後崩壊地点は次々に亀裂を生じ、植林等によつて防止対策が講ぜられたのであるが不安な地勢にあるため部落民は安定せる居住は不可能な現状であるから、すみやかに本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

瀬戸川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡広谷町

長 坂本英雄外一名

右の請願は

兵庫東美方郡広谷町地内瀬戸川上流毛坂山は、昭和二十年の風水害の際約一町歩余が崩潰し土砂を流下して三町歩の水田は荒野と化して了つた。その後は降雨毎に土砂を流出し、その都度耕地は被害をこうむり附近の住民は困却しているから、本川の砂防せん堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青山川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡宿南村

長 片山理之助

右の請願は

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青山川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡宿南村

長 片山理之助

右の請願は

兵庫東美方郡宿南村青山地内青山川の上流は、比較的急こう配であるが中下流部は上流部よりの流下土砂の堆積により河床の上昇いちじるしく、とくに府県道神戸豊岡線に併行せる区間は路肩まで三十センチ程度の余裕を余すのみで、降雨毎には氾濫する状態であるから、この原因である上流の青山部落の一部耕地および宅地を含む地すべり地帯の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大路川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東美方郡竹田町

長 枚田弥兵衛外二名

右の請願は

兵庫東美方郡竹田町地内大路川は、水源地山が明治三十七年砂防指定地区に編入されて以来関係部落の継続事業として植林を実施した結果その大半が緑化されたが、連年の水害によつて土砂を流出したため、樹木の成長

をいちじるしく妨げ、豪雨の際は、沿線の耕地、護岸、農作物等にしん大の被害を與え、耕作放棄者さえ出ている實情であるから、沿線一帯の民心安定と食糧増産の見地より、大降川に対し、完全なる砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中谷川砂防工事施行に關する請願
請願者 兵庫縣多紀郡古市村
長 西山眞三郎

右の請願は、兵庫縣武庫川に流入する中谷川は、極めて急流である上、上流山地に赤はげ地帯があつて、豪雨の際は重量の土石を押し流して本流の水をせき止めるため、流域地帯はじん大な被害を受けており、土石除去のため年々多致の人力を要しているから、本中谷川上流の砂防工事を昭和二十五年年度において施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

石井川砂防工事施行に關する請願
請願者 兵庫縣城崎郡清滝村
長 奥田武夫外一名

右の請願は、兵庫縣城崎郡内石井川は、戦時中の供出木材濫伐によつて水源山地がいちじるしく荒廃したため、昭和二十年九月の台風によつて山腹が崩壊し、土石立木を流下して下流沿岸一帯の耕地、人家、農作物等にしん大な被害を與えた。しかるにその後農当局の援助と村民の協力によつて復旧工事を大半を完成したが、治水の根柢をなすものは砂防工事の完備にあるから、この際当地の民心安定と農業発展のため、本川の恒久的治水施設を完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寺谷川砂防工事継続施行に關する請願
請願者 兵庫縣城崎郡内川村
長 谷垣六良兵衛外五名

右の請願は、兵庫縣城崎郡内川村を貫流する円山川支流来日川の支流寺一合川は、戦時中水源山地を亂伐したため、わずかの降雨でもたちまちはん濫して人家を倒壊失火するので、昭和十四年度および同二十年度に砂防工事の施工が施行されたのであるが、最も人家の密集している下流沿岸約百五

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

十メートルが未完成のため、いまだに沿線住民の危険が取り除かれていないから、本年度も継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

矢野川砂防工事施行に關する請願
請願者 兵庫縣出石郡神美村
長 山崎泰輔外二名

右の請願は、兵庫縣出石郡神美村神美地区内矢野川の水源地山岳地帯は花こう岩風化土であるため、わずかの出水にも容易に崩壊してはなはだしく土砂を流出し、人畜耕地にじん大な被害を與えている。しかして、昭和十年に床止えん堤工事を実施したのであるが、その後年々流出する砂れきのたぐいは極量に達し、すでに一部崩壊寸前のものもあつて、再び不安に襲われている現状であるから、昭和二十五年年度において本川砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮ノ川谷砂防工事継続施行に關する請願

右の請願は、兵庫縣城崎郡中野村に宮ノ谷川砂防工事は、昭和二十四年に着工せられたのであるが、現在の状態では一朝豪雨の際は大雨七年の大ごと、水の上も負傷を見ることは必定であり、村民は不安におののき一日たりとも安閑としていられない状態であるから、本川の砂防工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫縣栗原村根宇谷口外二箇所に砂防ダム築設の請願
請願者 兵庫縣神崎郡栗原村
長 藤本政治

右の請願は、兵庫縣栗原村地方は、人口の増加、諸工業の振興発達に伴い木材薪炭の需用は年々その量を増し、従つて樹木は次第に伐採され、加うるに戦時中の森林濫伐によつて降雨毎に土砂の流出がいちじるしく、本村の中央を南北に貫流する越知谷川の川床は耕地あるいは宅地より高位にあるため、一朝出水の際は忽ちはん濫して被害を及ぼしており、いましてこれが防除の方途を講じなければならにじん大な被害をこうむることは

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

横谷川砂防工事施行に關する請願
請願者 兵庫縣城崎郡城崎町
長 西村六左衛門外一名

明らかであるから、本村内根宇谷口、中村字城下、柏尾字西村出口の三箇所に砂防ダムを築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

右の請願は、兵庫縣城崎郡城崎町湯島字横谷地内を流れる横谷川は、河床のこう配がいちじるしい上に屈曲がはなはだしく、かつ土質が軟弱なため、出水時には濁流がはん濫して道路、耕地等の被害がじん大であるから、国費をもつて砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小仁川砂防工事施行に關する請願
請願者 兵庫縣武庫郡良元村
長 膳富雄

右の請願は、兵庫縣下武庫川支流の小仁川は、上流水源地域の土質がやわらかいた

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

め、降雨の度毎に土砂が流出し、河水はたちまちはん濫して災害を生じている。しかして、同川の流域には農地を始め、ゴルフ場、住宅、競馬場等各種施設等があつて、一度災禍が発生すると、その被害はじん大を極めるから、災害を未然に防止するため、本川の砂防工事を実施せられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

曲り谷砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡上福田村

上三章 西山貞次外六名

右の請願は

兵庫東加東郡福田村地内曲り谷の下部には、上下二箇所面積約五町歩の貯水池があり、村内二十五町歩の水田をかんがいでいる。しかるにこの谷附近一帯は、土質が極めて悪く、山はだは岩盤が広く露出し山腹各所が崩壊し、そのほとんどが樹木の成育が不可能のため、わずかな雨でも多量の土砂を流出し貯水池をなほたしく埋没し、このままでは数年の内に貯水池が埋没されてしまう虞があるから、すみやかに曲り谷貯水池の砂防工事を実施せられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により

り別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白口川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡生野町

長 佐藤桂一郎

右の請願は

兵庫東加東郡生野町にある白口川は小さな川であるが、約里余にわたる兩岸の山林が未だ十分に成長していないため、度々意外の出水に遭い兩岸の土砂は崩壊し、これが修築には多大の犠牲を拂つてきたのである。しかして、近年においては薪炭供出の必要上樹木は濫伐され僅かの降雨にも欠損する状態であるから、地方民心安定のため根本的な砂防工事を行はせられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三草山砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡米田村

長 長谷川一男外九名

右の請願は

兵庫東加東郡地内三草山は、加古川の支流久米川の水源地として砂防指定地に編入されているが、戦時中の強制伐採により、岡山および附近一帯の国有林が皆伐されたため、昭和二十二年の大降雨の際濁水がはん濫

して耕地および人家、道路等にしん大な被害を興えたが復旧は遅々として進まず、このままでは災害を繰り返すことが明らかであるから、この砂防工事を実施せられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

板仕野川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡村岡町

長 松岡保治外十四名

右の請願は

兵庫東加東郡村岡町内の板仕野川は、昭和七年、同九年および昭和二十年九月の大風水害によつてじん大の被害を受けたが、つらつら水田民家等の被害は言語に絶した。しかるにその後の復旧工事は一部工事が未完成のまま放置されて現在に至つていゝるが、このままでは一朝暴風雨の際再び被害を繰り返す虞があるから、砂防工事をすみやかに完成するよう内閣補助をせられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

矢田川支流ハブ川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡小代村

長 田村忠治外十一名

右の請願は

兵庫東加東郡小代村の矢田川支流ハブ川砂防工事施行予定地は、昭和九年の大風水害により護岸が破壊されたため、上部美山水田に通ずる水路は崩壊し約三十日間かんがいでいることができず、稲田は枯死にひんする状態となつた。その後昭和十年、同十三年と重なる水害に手の施すすべもない状態のまま放置されて現在に至つていゝるが、この復旧は相当難工事であつて、現下の村財政では到底実施不可能であるから、内閣補助による本川砂防工事を行はせられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

照来川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡照来村

長 中井隆

右の請願は

兵庫東加東郡照来村内丹土部落では、明治三十一年以来耕地が滑落し漸次その区域を拡大している。しかして村民の大多数は専農として生計を営み、年々耕地の改修に多額の費用を投じているにかかわらず、肥土の流失等のため耕地の荒廃はなほだしく、その後政府ならびに県において照来川砂防工事を実施されて、暫時該部落は小康を保つていたのであるが、数年前より多子、切畑、桐園部落に再び滑落を見せに至つたのである。このような天変地変による被害に對しては村の微力をもつては到底復旧至難であるから、同地帯の滑落防止対策として内閣補助により照来川の砂防工事を行はせられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

用を投じているにかかわらず、肥土の流失等のため耕地の荒廃はなほだしく、その後政府ならびに県において照来川砂防工事を実施されて、暫時該部落は小康を保つていたのであるが、数年前より多子、切畑、桐園部落に再び滑落を見せに至つたのである。このような天変地変による被害に對しては村の微力をもつては到底復旧至難であるから、同地帯の滑落防止対策として内閣補助により照来川の砂防工事を行はせられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日

参議院議長 佐藤 尙武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ブチン谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫東加東郡奥佐津村

長 森田義男

右の請願は

兵庫東加東郡奥佐津村は、傾斜が急で屈曲が多く、その上河幅がせまいため、洪水の都度上流より、砂れきの流出がはなはだしく、このため下流における土砂堆積がいちじるしいので、流域耕地に多大の被害を興えているから、すみやかに同川の砂防工事を実施せられたら、この趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたら。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
結川砂防工事施行に関する請願
請願者 兵庫東美方郡西浜村
長沢田 鑑治

右の請願は、兵庫東美方郡西浜村の結川は、延長四キロ程度の小けい流であるが、昭和二十年七月以来の降雨出水により耕地および河川、道路等を流失し、水害毎に部落民は耕地および家屋の浸水流失に懸念している有様であるから、災害防止軽減、食糧増産および民生安定等の見地より、すでに昭和二十二年より施行されている本川砂防工事を昭和二十五年度においても引き続き施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
建設委員会請願審査報告書第三号
第一議院の會議に付するを要するもの
第五八三号 長岡戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
第八九〇号 戦災復興事業予算ならびに起債の増額に関する請願
第九九八号 戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
昭和二十五年三月二十日
参議院議長 中川 幸平
建設委員長 佐藤 尚武
建設委員会請願特別報告第三号
長岡戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
第五八三号 新海東長岡市坂上

町二長岡復興土地区画整理委員会連合会内 星野太一郎提出
戦災復興事業予算ならびに起債の増額に関する請願
第九九八号 大坂市北區中之島一ノ四地区市役所建設局内戦災復興土地区画整理委員会内近畿地区連合会内 北浦純一提出
戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
第九九八号 岡山市役所建設部内中国地区戦災復興土地区画整理委員会連合会内 片山直八外二名提出
右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別冊意見書案を附して報告する。
昭和二十五年三月二十日
参議院議長 中川 幸平
建設委員長 佐藤 尚武
意見書案
長岡戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
請願者 新海東長岡市坂之上町
二長岡復興土地区画整理委員会連合会内 星野太一郎

意見書案
戦災復興事業促進の
ため、戦災復興建設協議会を設け、五箇年計画を樹立したにもかかわらぬ、その進捗よく状況を運々として進んでいないから、本事業の急進なる実施を図るため、本年度予算ならびに起債の増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

右の請願は、戦災復興事業促進のため、戦災復興建設協議会を設け、五箇年計画を樹立したにもかかわらぬ、その進捗よく状況を運々として進んでいないから、本事業の急進なる実施を図るため、本年度予算ならびに起債の増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
請願者 岡山市役所建設部内中国地区戦災復興土地区画整理委員会連合会内 片山直八外二名

右の請願は、戦災復興事業は、起工以來すでに四箇年を経過したが、これに投せられた事業費は、二千九百餘万円(政府の補助額千八百餘万円)で総事業費の一億八千万円に比べると二割四分に過ぎない。この状況では、事業完成には、なお数十年を要するから、復興事業完成のため再検討五箇年計画による予算を昭和二十五年度において多額に計上せられること、国庫補助率を八割に復活されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦災復興事業促進の
ため、戦災復興建設協議会を設け、五箇年計画を樹立したにもかかわらぬ、その進捗よく状況を運々として進んでいないから、本事業の急進なる実施を図るため、本年度予算ならびに起債の増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

右の請願は、戦災復興事業促進のため、戦災復興建設協議会を設け、五箇年計画を樹立したにもかかわらぬ、その進捗よく状況を運々として進んでいないから、本事業の急進なる実施を図るため、本年度予算ならびに起債の増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
戦災復興事業費国庫補助増額に関する請願
請願者 岡山市役所建設部内中国地区戦災復興土地区画整理委員会連合会内 片山直八外二名

右の請願は、戦災復興事業促進のため、戦災復興建設協議会を設け、五箇年計画を樹立したにもかかわらぬ、その進捗よく状況を運々として進んでいないから、本事業の急進なる実施を図るため、本年度予算ならびに起債の増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第二号
第一議院の會議に付するを要するもの
第四三三号 接収土地家屋の借上料改訂等に関する陳情
第六三三号 東京都中央卸売市場第六本場の接収所返還に関する陳情
第八九号 接収土地の賃貸料支拂に関する陳情
第九九八号 多々良木川砂防工事促進に関する陳情
第一九九号 大谷川砂防工事継続施行に関する陳情
第二〇〇号 接収土地の賃貸料支拂に関する陳情
第二〇一七号 小又川砂防工事施行に関する陳情
第二〇一七号 宮城県仙台市長 岡崎栄次外四十七名提出
右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別冊意見書案を附して報告する。
昭和二十五年三月二十日
参議院議長 中川 幸平
建設委員長 佐藤 尚武
意見書案
接収土地家屋の借上料改訂等に関する陳情
請願者 大坂市北區宗是町一大阪建物株式会社取締役社長 河井昇三郎外十六名

接収土地家屋の借上料改訂等に関する陳情
第四三三号 大坂市北區宗是町一大阪建物株式会社取締役社長 河井昇三郎外十六名提出
東京都中央卸売市場第六本場の接収所返還に関する陳情
第六三三号 東京都議會議長 石原永明提出
接収土地の賃貸料支拂に関する陳情
第八九号 福岡市大字青木三九四岡崎市麻田耕地整理組合長 中山山太郎外六十七名提出
多々良木川砂防工事促進に関する陳情
第九九八号 兵庫東朝来郡中川村長 藤尾義典外一名提出
大谷川砂防工事継続施行に関する陳情
第一九九号 兵庫東相生市長 岡田源吾提出

接収土地家屋の借上料改訂等に関する陳情
第四三三号 大坂市北區宗是町一大阪建物株式会社取締役社長 河井昇三郎外十六名提出
東京都中央卸売市場第六本場の接収所返還に関する陳情
第六三三号 東京都議會議長 石原永明提出
接収土地の賃貸料支拂に関する陳情
第八九号 福岡市大字青木三九四岡崎市麻田耕地整理組合長 中山山太郎外六十七名提出
多々良木川砂防工事促進に関する陳情
第九九八号 兵庫東朝来郡中川村長 藤尾義典外一名提出
大谷川砂防工事継続施行に関する陳情
第一九九号 兵庫東相生市長 岡田源吾提出

接収土地家屋の借上料改訂等に関する陳情
請願者 大坂市北區宗是町一大阪建物株式会社取締役社長 河井昇三郎外十六名

右の陳情は、連合車による被接収土地家屋の所有者は、不便を忍んで、移転または機織の縮少等を行ない、國家の要請に依じているが、企業等のこうむる打撃損失は、心大なものであり、しかも年四回一般物価に比して、低廉な賃貸料を得るだけで、公租公課は年々増徴され最早到底その負担にたえられない実情であるから、被接収者の物質的、精神的な損失を補償するため、現状に即した物価の再審と、物価指数に基礎を置いた賃貸料の改訂を行われたい、また使用解除財産の処理に関する立法に際しては、確定人の構成、利得金額の年賦延納等について考慮を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

右の陳情は、連合車による被接収土地家屋の所有者は、不便を忍んで、移転または機織の縮少等を行ない、國家の要請に依じているが、企業等のこうむる打撃損失は、心大なものであり、しかも年四回一般物価に比して、低廉な賃貸料を得るだけで、公租公課は年々増徴され最早到底その負担にたえられない実情であるから、被接収者の物質的、精神的な損失を補償するため、現状に即した物価の再審と、物価指数に基礎を置いた賃貸料の改訂を行われたい、また使用解除財産の処理に関する立法に際しては、確定人の構成、利得金額の年賦延納等について考慮を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東京都中央卸売市場築地本場の接
収箇所返還に関する陳情
陳情者 東京都議會議長 石原
永明

右の陳情は
東京都中央卸売市場築地本場は、都
民に対する生鮮食品を集荷および
配給するための公共施設で、最近の
入荷量は増加し、その使命は、い
よゝ重大性を加えている。しか
るに過般来致次にわたり適合車
の接収が行われたため、能力は普
通の場合の五十パーセントに減殺
し、鮮度維持、保管、搬出等に大
きな支障を興え、とくに場内狭少
のために生ずる不衛生と腐敗は言
語に絶しているが、このまま放置
されるときは本市場の機能はま
た減殺され、取扱上の不衛生は恐
ろべき事態の発生を計り、右接
収箇所の解除方について必要な
調査を採らねばならぬとの趣旨で
参議院は、願意の大体は妥協な
ものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これを實現に努力せられたい
。ここに国会法第八十一條によ
り別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
接収土地の賃貸料支拂に関する陳
情
陳情者 福岡市大字青木三九四
福岡市市田耕地整理組合長
中山市太郎外六百七十八名
右の陳情は
福岡市市田地区内、板付飛行場敷
地(約六十二万坪)はもと民有の
耕地であつたが、昭和十九年軍
用によつて耕地整理組合も組織
され、復旧工事も着手されたが、
間もなく進駐軍に接収されて現
在に及んで、元來民有者等が毎
月政府から賃貸料の支拂を受けて
いたが、昭和二十四年四月から
は支拂を停止されたため、収入皆
無となり、困窮の極にあるから、賃

賃料の支拂を続行せられたいとの
趣旨であつて参議院は、願意の大
体は妥協なものと認む。よつて
内閣は鋭意これを實現に努力せら
れたい。ここに国会法第八十一條
により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
多々良木川砂防工事促進に関する
陳情
陳情者 兵庫県朝来郡中川村
長 藤尾義謙外一名
右の陳情は
兵庫朝来郡中川村地内多々良木川
上流の砂防工事は、昭和二十二年
以來継続して実施され、着々進
捗したため、従來製茶を業として
いた中川村に五十町歩余の開墾も
予定され、入植希望者も増加して
きている。昭和二十五年度も継続
実施せられたるの趣旨であつて
参議院は、願意の大体は妥協な
ものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これを實現に努力せられたい
。ここに国会法第八十一條によ
り別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
大谷川砂防工事継続施行に関する
陳情
陳情者 兵庫県相生市長 岡田
源吾
右の陳情は
兵庫相生市相生地内大谷川水源山
地の荒廃による災害防止のため、
昭和二十三年度より水源地帯の砂
防工事の進捗をよく見つつあるが
現下階級の情勢上本工事の中止を
憂慮されて、市民は再び災害の
不安にさらされ、港灣を生命とす
る本市の発展にも重大な影響をも
たらすから、本工事を継続せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、
願意の

大体は妥協なものと認む。よつ
て内閣は鋭意これを實現に努力せ
られたい。ここに国会法第八十一
條により別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
桜谷川砂防工事継続施行に関する
陳情
陳情者 兵庫県加東郡市場村
長 近藤次外七名
右の陳情は
兵庫県下の桜谷川は、川幅が狭く
折がたに山腹の崩壊や腐蝕箇所
がたにたため、少しの降雨に際
しては流出した砂を流し、濁水は
流出して交通は絶し、農産物等
の被害は言語に絶する惨状を呈
してきている。よつて本年度漸く
砂防工事を進め、しゅんせつを認
められ、五十万円を以て着工の運
びとなつたのであるが、本砂防工
事の完成には二百余万円を要す
予定であるから、昭和二十五年
度において残り全部を継続施行
せられたいとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥協なもの
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意
これを實現に努力せられたい。こ
こに国会法第八十一條により別
冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
小又川砂防工事施行に関する陳情
陳情者 兵庫美作郡八田村
長 仲島信夫
右の陳情は
兵庫八田村内の小又川は幅員狭
く、その上濁水期において、流水
量が多いので降雨の際には、た
まに堤防が崩壊し、附近田畑の
流出等により村経済に一大害を
及ぼしている状態であるから、
農村経済の自立ならびに耕地お
よび河川保護の目的をもつて、
本川の砂防工事に着

手せられたいとの趣旨であつて
参議院は、願意の大体は妥協な
ものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これを實現に努力せられたい
。ここに国会法第八十一條によ
り別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
国道第四号線中一部改修工事等促
進に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市長 岡崎
榮松外四十七名
右の陳情は
国道第四号線は、すでにその重要
性を認められ、昭和六年より昭
和十二年まで内務省直轄工事に
して仙台市、古川町間の一部が
補修されたが、戦争のため中止
せられたるに至つた。しかし、
現在現在砂防補修工事を施行中
であるが、交通量の激増に加え
るため、急がなければならない
。よつて内閣は鋭意これを實現
に努力せられたい。ここに国会
法第八十一條により別冊を送付
する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

意見書案
建設委員会陳情審査報告書第三
号
一議院の會議に付するを要するも
第一八二二号 戦災復興事業費
庫補助率復活に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて
報告する。
昭和二十五年三月三十日
建設委員長 中川 幸平
衆議院議長 佐藤尚武

建設委員会陳情特別報告第三号
戦災復興事業費庫補助率復活に
関する陳情
第一八二二号 宮城県知事 佐々
木家壽治提出
右一件の陳情は内閣に送付するを
要するものと審査決定した。よつ
て別紙意見書を附して報告する。
昭和二十五年三月三十日
建設委員長 中川 幸平
参議院議長 佐藤尚武

意見書案
戦災復興事業費庫補助率復活に
関する陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家
壽治
右の陳情は
戦災復興事業は、当初八割の国庫
補助により施行してきたのである
が、昭和二十四年度より補助率
を五割に削減改訂されたこと、
事業の急進による市民生活の
安定と経済再建上まことに遺憾
であるから、戦災都市の財政現
状と戦災復興事業の遅延による
急迫せる市民の窮状を考慮され、
改訂復興五箇年計画に對しては
従前通り国庫補助率を八割に復
活せられたいとの趣旨であつて
参議院は、願意の大体は妥協な
ものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これを實現に努力せられたい
。ここに国会法第八十一條によ
り別冊を送付する。
昭和二十五年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田茂

(中川幸平君發言、拍手)
○中川幸平君 只今議題となりまし
た諸陳情について建設委員会の審
議の結果を報告いたします。
治水工事の促進に関するものは北
海道十勝川であり、河川の改修工
事の施行若しくはその国庫補助に
関するものは、滋賀県安曇川改修
工事、岩手県胆沢川改修工事、岩
手県宮城川改修工事、岩手県宮
城川改修工事、岩手県宮城川改
修工事、岩手県宮城川改修工事、
岩手県宮城川改修工事、岩手県
宮城川改修工事、岩手県宮城川
改修工事、岩手県宮城川改修工
事の施行若しくはその促進と、岩

下の中小河川改良工事及び同県津軽石川の外、諸河川、樽貫川の外三河川の災害防除工事費国庫補助に関するもの外、山口県木屋川の利水事業に対する地元民の要望に関するものであり、又海岸堤防は富山県奈古浦護岸改修工事であります。砂防に関するものは、奈良県生駒山地入り防止工事、岩手県下の諸河川支流の砂防工事、新潟県下の地入り防止及び砂防工事の施行の外、兵庫県下各地方に亘つて宮谷川、佐治見川、瀬戸川、青山川、大路川、中谷川、石井川、幸谷川、矢坂川、宮ノ谷川、栗賀村根字谷口外二ヶ所、横谷川、小仁川、曲り谷川、白口川、三草山、板仕野川、矢田川支流ハブ川、照来川、ブチン川、結川、多々良木川、大谷川、桜谷川、小又川の諸河川の砂防工事の施行に関するものであります。

道路に関するものは、大分県中村駅―飯田村間の本間道路改修及び一部路線の変更、三重県野登村―滋賀県山内村間道路改修、徳山市地区内国道第二号線改修、宮城県国道第四号線中一部改修工事の促進及び北海道砂川町―新十津川村間石狩川架橋、豊岡村十勝川架橋の恒久橋に架換、旅来―愛半間の十勝川に橋架設に関するもの外、東北六県道路整備に要する費用増額に関するものであります。

戦災復興事業については、長岡市の事業費に対するもの外、国庫補助の増額、補助率の復活及び起債の枠増額による事業促進に関するものであります。

用負担等についての要請であります。これらの請願はいずれも現下の重要施策たる建設事業の推進に関するものとして、これを採択すべきものと決定しました外、接収土地家屋に関するものについては、願意の大体は実情としてはこれを斟酌すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤隆武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤隆武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会は明二十二日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時七分散会

○本日の会議に付した事件
一、実地調査のため議員派遣の件
一、日程第一 常任委員長辞任の件
一、常任委員長の選挙
一、日程第二 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
一、日程第三 ユニセフに対する感謝並びに児童福祉増進に関する決議案
一、四国の地盤沈下対策に関する緊急質問
一、日程第四 漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 履歴照納取戻取締法の一部を改正する法律案
一、日程第七 教育職員免許法の一部を改正する法律案
一、日程第八 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
一、日程第九 教育委員会法の一部を改正する法律案
一、議員の請願

一、日程第十 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
一、日程第十一 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案
一、日程第十二 更生緊急保護法案
一、日程第十三 保護司法案
一、日程第十四 造船法案
一、日程第十五 警員職業安定法の一部を改正する法律案

一、日程第十六 植物防疫法案
一、日程第十七 農林物資規格法案
一、日程第十八 肥料取締法案
一、日程第十九 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めの件

一、日程第六 首都建設法案
一、日程第二十乃至第六十八の請願
一、日程第六十九乃至第七十七の陳情

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尙武君
副議長 松嶋 喜作君
議員 赤木 正雄君 安部 定君
飯田精太郎君 大山 安君
岡本 愛祐君 河井 彌八君
木下 辰雄君 九鬼紋十郎君
楠見 義男君 西郷吉之助君

宿谷 榮一君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 田村 文吉君
徳川 宗敬君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
町村 敬貴君 松井 道夫君
矢野 西雄君 山崎 恒君
山内 卓郎君 山本 勇造君
結城 安次君 渡邊 基吉君
濱田 寅藏君 伊藤 保平君
井上なつる君 宇都宮 登君
岡元 義人君 屋崎 行雄君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 康治君 小杉 イ子君
小宮山常吉君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 高田 寛君
川村 松助君 小林 英三君
野田 俊作君 波多野林一君
久松 定武君 玉屋 喜章君
水久保基作君 宮城タマヨ君
村上 義一君 岡 伊能君
島津 忠彦君 池田宇右衛門君
橋尾 龍君 寺尾 豊君
大野太次郎君 遠山 丙市君
加藤常太郎君 西川 昌夫君
城 鶴臣君 堀 末治君
岡崎 眞一君 西川 甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 石坂 豊一君
柴田 政次君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
佐々木鹿藏君 池田七郎兵衛君
尾形六郎兵衛君 入交 太藏君
深水 六郎君 北村 一男君
中川 幸平君 西山 龜七君
榎本真右衛門君 小林 勝馬君
竹中 七郎君 平野善治郎君
林屋龜次郎君 小串 清一君
山田 佐一君 大隅 憲二君

大隈 信幸君 門屋 盛一君
中井 光次君 深川榮左エ門君
仲子 隆君 高橋 啓君
吉田 法晴君 木内 四郎君
田中 利勝君 境野 清雄君
岩本 哲夫君 紅霞 みつ君
岩橋正三郎君 島 清君
淺井 一郎君 岡田 宗司君
天田 勝正君 稻垣平太郎君
栗山 良夫君 下條 恭兵君
河野 正夫君 山下 義信君
鈴木 清一君 水橋 藤作君
椎井 康雄君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 藤田 芳雄君
青山 正一君 中平常太郎君
丹羽 五郎君 佐々木良作君
中村 正雄君 原 虎一君
三好 始君 米倉 龍也君
三木 治朗君 波多野 鼎君
河崎 ナツ君 駒井 廉平君
鈴木 憲一君 岡村文四郎君
國務大臣
法務総裁 窪田 俊吉君
厚生大臣 林 謙治君
農林大臣 森 幸太郎君
建設大臣 大屋 晋三君
逓信大臣 益谷 秀次君
國務大臣 青木 孝義君
政府委員
検事(中央更正) 池田 清三君
保護委員会事務局長(少年部) 池田 清三君
外務事務次官 川村 松助君
文部事務次官 辻田 力君
(調査部長局長) 高田 正己君
(厚生事務官) 高田 正己君
(児童局長) 高田 正己君
通商産業政務次官 宮橋 靖君
運輸事務官 山口 傳君
(監査局長)

定価 一部 六円五十銭
送料 火費
所行 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一官報課
振替東京一九〇〇〇官報課